## 令和元年第4回定例会

# むかわ町議会会議録

令和元年 12月10日 開会 令和元年 12月11日 閉会

むかわ町議会

## 令和元年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集	告示	÷				1
応招	• 不	応招	議員	Į		2
			第	1	号 (12月10日)	
議事	日程	<u>.</u>				3
本日	の会	議に	付し	た事	4件	3
出席記	議員	į				3
欠席	議員	į				3
地方	自治	法第	§12	1 弅	らの規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務	局職	員出	常者	<u>'</u>		4
開会	及ひ	開諱	<u>≒</u>			6
議事	日程	との 幹	8告…			6
会議	録署	名諱	美員の	)指名	j	6
会期の	の決	:定…				6
諸般の	の報	告…				8
町長	行政	報告	テ及ひ	が提出	は事件の大要説明	8
一般	質問	]				1
-	大	松	紀美	子	議員1	1
į	野	田	省	_	議員	O
-	東		千	吉	議員	5
ļ	Щ	崎	満	敬	議員	1
2	舞	良	喜	久	議員	О
į	北	村		修	議員	2
ì	津	JII		篤	議員6	6
散	会	·····			······································	5
			第	2	号 (12月11日)	
議事	日程	<u>.</u>			7	7

本日の会議に付した事件7 8
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名75
事務局職員出席者8 (
開 議81
議事日程の報告81
諮問第3号から諮問第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決81
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決83
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決84
議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決93
議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決96
議案第84号から議案第87号の一括上程、説明、質疑、討論、採決98
議案第88号から議案第89号の一括上程、説明、質疑、討論、採決125
認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決137
意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決141
意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決148
意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決145
意見書案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決146
所管事務調査報告の件
閉会中の特定事件等調査の件
議員の派遣に関する件······149
閉議及び閉会
署名議員

## むかわ町告示第55号

令和元年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月29日

むかわ町長 竹中喜之

- 1 日 時 令和元年12月10日(火)午前10時
- 2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

## ○応招·不応招議員

## 応招議員(13名)

1番	東		千	吉	議員		2番	舞	良	喜	久	議員
3番	Щ	崎	満	敬	議員		4番	佐	藤		守	議員
5番	大	松	紀	美子	議員		6番	三	上	純	_	議員
7番	野	田	省	_	議員		8番	三	倉	英	規	議員
9番	星		正	臣	議員	1	0番	津	Ш		篤	議員
11番	北	村		修	議員	1	2番	中	島		勲	議員
13番	小	坂	利	政	議員							

不応招議員(なし)

## 令和元年第4回むかわ町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和元年12月10日(火)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の大要説明
- 第 5 一般質問

\_\_\_\_\_\_\_

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員(12名)

1番	東		千	吉	議	員	2番	舞	良	喜	久	議	員
3番	Щ	崎	満	敬	議	員	4番	佐	藤		守	議	員
5番	大	松	紀美	<b>美子</b>	議	員	6番	三	上	純	_	議	員
7番	野	田	省	_	議	員	9番	星		正	臣	議	員
10番	津	JII		篤	議	員	11番	北	村		修	議	員
12番	中	島		勲	議	員	13番	小	坂	利	政	議	員

## 欠席議員(1名)

8番 三 倉 英 規 議 員

\_\_\_\_\_\_

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	个	中	喜	之	副	町	長	渋	谷	昌	彦
支	所	長	弾	藤	春	樹	会計	·管理	! 者	藤	井	清	和
総務	企画語	果長	月	注 田	忠	則	総務	企画	課事	大	塚	治	樹

総務企画課参 事		Ŀ	坂	勇	人	総務企画主	課 幹	梅	津		晶
総務企画課主		毕	田	巨	樹	総務企画主	課 幹	西		幸	宏
町民生活課長	· Ē	萬		純二	L郎	町民生活参	課事	飯	田	洋	明
町民生活課主 幹		靭	池	恵	美	健康福祉課	長	高	橋	道	雄
健康福祉課主 幹		<b>今</b>	井	喜代	六子	健康福祉主	課 幹	藤	田	浩	樹
産業振興課長	: Yi	酉	巻	宏	臣	産業振興参	課事	太	田	剛	雄
産業振興課主		東		和	博	産業振興主	課 幹	松	本		洋
建設水道課長	: L	Ц	本		徹	建設水道主	課 幹	江	後	秀	也
建設水道課主		左	藤		琢	地域振興課	長	石	Ш	英	毅
地域振興課参事		田	所		隆	地域振興主	課 幹	長名	山	_	樹
地域振興課主		菅	原	光	博	恐竜ワール 戦 略 室		加	藤	英	樹
恐竜ワールド 戦略室主幹		嬰	井	和	彦	地域経済課	長	吉	田	直	司
地域経済課主		髙	木	龍一	一郎	地域経済主	課 幹	西	村	和	将
国民健康保険 穂 別 診 療 所 事 務 長	r	簽	江		伸	教 育	長	長谷	11(	孝	雄
生涯学習課長		八	木	敏	彦	教育振興室	長	田	口		博
生涯学習課主		Ŀ	田	光	男	生涯学習主	課幹	佐々	木	義	弘
選挙管理委員会事務局長		戓	田	忠	則	農業委員事務局		鎌	田		晃
農業委員会支 局 長		島	木	龍—	-郎	監査委	員	数	矢	伸	$\vec{-}$

## 事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 長谷山美香

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長(小坂利政君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年 第4回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

#### ◎議事日程の報告

○議長(小坂利政君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

\_\_\_\_\_\_

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(小坂利政君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、北村 修議員、12番、中島 勲議員を指名します。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎会期の決定

○議長(小坂利政君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、12月4日開催の第7回議会運営委員会での本定例会の 運営に係る協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これよりを許します。 佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長(佐藤 守君) 議長のお許しをいただきましたので、12月4日に開催しま した第7回議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

委員会での協議は、第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出されている審議案件は12件で、その内訳は諮問2件、同意1件、 議案9件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括し

て議題とする案件は、諮問第3号及び諮問第4号の2件、議案第84号から議案第87号までの 4件、議案第88号及び議案第89号の2件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は14件であり、その内訳は認定7件、意見書案4件、その他3件であります。認定7件については、平成30年度むかわ町各会計決算について、本年9月10日開会の第3回定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

意見書案についてあります。議員提出の意見書案については3件であり、11月29日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号10番は所管の委員会構成委員で意見書案第15号として、受理番号11番及び受理番号12番は、意見書案第16号及び意見書案第17号として所定の賛成者をつけ提出されております。

また、陳情文書表の2件については、9月定例会締め切り日以降に受け付けたもので、お 手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

11月29日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号22番は意見書案第18号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号23番は全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査終了、または継続調査に伴う報告書が、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から中間報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか6名から18項目の通告があり、その取り扱いは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、空き家対策関連及びタイムライン関連で提出されております質問に類似する内容が想定されますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮をお願いいたします。

以上の審議案件数とその取り扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期 日程表のとおり本日から11日までの2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある議会運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

最後に、議会中継でありますが、情報公開を推進するため、本会議につきましては、四季 の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますの で、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和元年第7回議会運営委員会の報告といたします。

○議長(小坂利政君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から11日までの2 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの2日間に決定しました。

\_\_\_\_\_

#### ◎諸般の報告

○議長(小坂利政君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております。

諸般の報告及び議会だより第99号のとおりですので、御了承願います。

\_\_\_\_\_

#### ◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長(小坂利政君) 日程第4、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。 町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申し出がありましたので、これを許します。 竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

**〇町長(竹中喜之君)** おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には、年末を迎え何かとお忙しい中を御出席をいただき、まことにありがとうございます。

提出事件の大要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、まず1点目は、鵡川高等 学校生徒寮等整備事業における公募型プロポーザルの件につきまして御報告申し上げます。 昨年9月6日に発生した胆振東部地震におきまして被災した鵡川高等学校生徒寮の整備につきましては、町の財政負担の縮減及び民間の資金、経営能力や技術的能力の活用を図るため、11月20日を期限とし、企画提案書の公募を行ったところ、町内外の6事業者から提出があったところでございます。このため、庁舎内に設置した鵡川高等学校生徒寮等整備事業プロポーザル選定委員会を11月27日に開催し、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案内容についての審査を実施したところでございます。審査の結果、最適提案者として遠藤組グループを選定し、町として優先的に交渉を行う事業者として決定したところでございます。

今後は、今月中に事業者との間での基本協定を締結する予定としており、整備内容を協議した上で施設の建設が進められ、令和2年12月完成後に検査を実施した後、協定に基づき買い取り契約を締結する運びとなっております。

次に、2点目は、恐竜博2019及び恐竜化石を生かした国際的な交流について御報告を申し上げます。

ことし7月13日から10月14日にわたり、東京上野の国立科学博物館において開催されておりました恐竜博2019が終了しております。期間中の入場者数が67万8,977人と、2001年に国立科学博物館が独立行政法人になってからの特別展としては、最高の入場者数を記録したとの報告を受けております。このことから、首都圏におけるむかわ町及びむかわ竜の多大な広告宣伝に結びついたものと考えているところでもございます。

恐竜化石を縁とした国際的な連携・交流に関しましては、11月7日から8日に、本町に訪問されたリトアニア共和国アクメネ地域市との連携についてでございます。新聞報道等でも発表されておりますが、このたびのアクメネ地域市長の来庁に際し、日本における恐竜化石を縁とした多様な交流を進める目的で、多くの関係者の皆様の御同席を賜り、意向表明書の締結式を挙行しております。具体的な交流のあり方などにつきましては、今後事務レベルでの調整を進めてまいりますが、古生物化石を御縁とした交流を足がかりに、段階的な交流を探っていきたいと考えているところでございます。

また、モンゴル国との連携につきましては、本町とモンゴル国科学アカデミーとの連携協力協定を締結することで、本町における恐竜等古生物化石の研究、学術交流に大きな成果が期待できることから、協定締結に向けた活動を展開したいと考え、11月4日に、駐日モンゴル国特命全権大使を招いてのワークショップを開催しております。協定締結に向けましては、新年度に実現したいと考えております。

以上、第4回定例会に当たりまして、2件の行政報告といたします。

次に、本定例会で御審議いただく事件は、諮問2件、同意1件、議案9件でございます。 諮問第3号及び諮問第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要であることから意見を求めるものでございます。

同意第4号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、委員の欠員による後任委員の任命につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

議案第81号 消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部施行に伴い、むかわ町公共施設等使用料等の関係条例を整理するものでございます。

議案第82号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により関係条例を整理するものでございます。

議案第83号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道 法の一部を改正する法律の施行により所要の改正を行うものでございます。

議案第84号から議案第87号、令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)、令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

議案第88号から議案第89号、むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 案及び会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例を制定し、関係条例を整理するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定 を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(小坂利政君) 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで、町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎一般質問

○議長(小坂利政君) 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

\_\_\_\_\_\_

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長(小坂利政君) まず、5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番(大松紀美子君) 一般質問をさせていただきます。

1つ目には、小中学校のトイレの洋式化についてです。

2016年4月に、文部科学省は公立の小中学校のトイレの状況についての調査を行っています。全便器数は140万個で、そのうち洋式の便器は43.3%、和式の便器は56.7%でした。むかわ町の洋式率について伺います。また、鵡川中央小学校体育館には、和式便器2個しかありません。洋式化の目標を持つ必要があると考えますが、見解を伺います。

2つ目に、学校は災害時の避難所にもなっています。高齢者や障害者の方なども利用しま す。洋式化への見解についても伺います。

- ○議長(小坂利政君) 佐々木生涯学習課主幹。
- **〇生涯学習課主幹(佐々木義弘君)** 小中学校のトイレの洋式化についてお答えいたします。

町立小中学校 5 校、今ございますけれども、トイレは全部で現在114据ございます。その うち洋式便器は75据でございまして、洋式化率は65.8%ということでございます。

鵡川中央小学校につきましては、洋式化率は88.9%です。これは、体育館のトイレ4据が全て和式であるためです。鵡川中央小学校の体育館は避難所のほか、さまざまなイベント等で利用されることから、洋式化する必要があるというふうに考えております。

そのほか4校の状況でございますけれども、鵡川中学校の洋式化率は100%でございます。 一方、穂別小学校は31.3%、宮戸小学校は44.4%、穂別中学校は46.7%という低い数字となっております。そのうち児童・生徒1人当たりの洋式便器数が少ない穂別小学校と穂別中学校について、洋式化を進める必要があるというふうに考えております。

鵡川中央小学校体育館の便器も含めまして、国の学校施設環境改善交付金を活用し、計画 的に洋式化を図ってまいります。

○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

## [5番 大松紀美子議員 登壇]

- ○5番(大松紀美子君) 洋式化を図りたいということなんですが、目標としてはどのように 持っていますか。
- ○議長(小坂利政君) 佐々木生涯学習課主幹。
- **〇生涯学習課主幹(佐々木義弘君**) 現在の計画でありますけれども、穂別小学校と穂別中学校につきましては、今現在ある和式の便器を全て洋式化にすると、洋式化100%を目指すというところであります。

また、鵡川中央小学校の体育館でございますけれども、今現在、男子便所と女子便所で合計4基和式便器がございます。これを男子便所は、その2据を全て洋式化にすると、女子トイレにつきましては、2基の和式便器を4基にいたしまして、これを全て洋式化にすると。もう一つ多目的トイレを設置するという計画でございます。

[「いつ、計画というのはいつということ」と言う人あり]

- **〇生涯学習課主幹(佐々木義弘君)** 学校施設環境改善交付金を活用しながら、優先順位といたしましては、穂別小学校をまず行いたいというふうに考えております。また、その次に鵡川中央小学校体育館、最後に穂別中学校ということで、おおむね3年以内の中で整備をしていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) 3年以内ということなんですが、実は昨年の震災があった後、いろいろ町の復興ということで、さまざまな鵡川中央小学校の体育館を使って行事を行いましたね。そのときに、当然体育館のトイレしか使えなかったわけですけれども、ほかの町の方々も復興のためということで来町されていて大変な目に遭ったと、高齢者ももちろん来ていますし、和式だったことで大変な苦労をしたと。むかわ町ってそんなんなのですねみたいなことを実は言われたんです。大変汚かったし、そのときはですよ。お祭りのとき、イベントのときですからそうだったんでしょうけれども。そんなふうに言われて、私も実際に体育館のトイレを見に行ってきましたけれども、それぞれ2基ずつしかなかったということで、この3年以内という計画が早いか遅いかという点では、私は非常に遅いかなというふうに思っているんです。

中央小学校の体育館については、当然、学校は建てて間もないですから洋式化にもなっていますけれども、体育館が建てられたのは平成6年、1994年ですから25年経過していること

になりますよね。この間の洋式化に対する検討というのは、全くされてこなかったのかについて伺います。

- 〇議長(小坂利政君) 佐々木生涯学習課主幹。
- ○生涯学習課主幹(佐々木義弘君) 中央小学校の体育館のトイレでありますけれども、そういう和式のトイレしかないというようなお声は、以前からいただいておりました。ただ、洋式化については、やはり財源的な問題もありまして、トイレに活用できる、いわゆる補助金というものを探していたというところがあります。今般、学校施設環境改善交付金というものが使えるということがわかりまして、整備をしたいというふうに考えているところであります。交付金のつき方の状況にもよると思うんですが、3年以内ということでお答えしましたが、もし前倒しできるのであれば早急にやりたいというふうに考えておりますが、何せ中央小学校も含めまして3カ所を行う、整備する計画でございますので、状況に応じては各年度に1カ所ずつというような状況もあり得るのかなというふうに感じているところであります。
- ○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

- ○5番(大松紀美子君) 中央小学校も含め穂別の宮戸小、鵡川中学校、穂別小学校も全部そうですけれども、学校の体育施設の開放事業を行っていますよね。どれぐらいの方が利用されていますか。
- 〇議長(小坂利政君) 八木生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(八木敏彦君**) すみません、きょうは資料のほうを持ち合わせしておりません。
- **○議長(小坂利政君)** 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) それでは、私のほうからお知らせします。鵡川中央小学校、これ体育館ですけれども、これは昨年度と聞いています。鵡川中央小学校は利用日数192日、小学生は3,700人、中学生141人、高校生57人、一般の方が1,022人、4,920人の方が利用されています宮戸でいえば43日、小学校、中学校、高校生を合わせて383人、鵡川中学校は140日で1,089人、穂別小学校は50日間で228人、合計で7,412人の方が利用されているという、これは資料で、いただいた資料にはあります。

ですから、本当に一年でも早く、そういう一般開放をしている方々も、さまざまなお子さ

ん連れの方も利用されていますし、やっぱりそういう施設の改善、急いでやる必要があるというふうに考えています。

それで、町には教育施設整備基金、これ30年度決算で3,240万ほどしかないんですけれど も、こういうものを活用しながらということもできないんですか。それから、基金の中には、 この一般開放事業もしているということでは、8番の生涯学習基金とか、14番の基金とか、 そういうものも使って急いでするということはかなわないことなんでしょうか。

- ○議長(小坂利政君) 佐々木生涯学習課主幹。
- ○生涯学習課主幹(佐々木義弘君) 学校施設環境改善交付金のいわゆる補助率というものは、 3分の1ということでございます。あくまで概算ではあるんですけれども3カ所を整備いた しますと、合計で3,150万ぐらいということで、今算出をしているところ、これはあくまで 概算の数字ですが。そうしますと、3分の1ということですので2,000万円ぐらいが町の持 ち出しということになろうかというふうに思います。いわゆる補助裏と言われている財源を どこで捻出するかというところにつきましては、ちょっと教育委員会のほうで答えるべきも のではないのかもしれませんが、それを一般財源で賄うか、もしくは基金を活用するかとい うところにつきましては、やはりそこは、町の財政部門とも協議をしながら進めてまいりた いというふうに考えております。
- O議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

- ○5番(大松紀美子君) 私も、多目的トイレも整備するときにはつくってほしいと思っていましたので、そういう計画も持たれているということでよかったと思っているんですが、町長、今のお話で、財政部局とお金の工面を相談しなければならないと。これもっとかかるのかと思いました。でも3,150万円でできて、町の持ち出しは2,000万だと。教育施設整備基金が3,200万あると、こういうもののために積んでいるんですから、積んでいるばかりじゃなくて、これだけ多くの7,412人、これは全部ですけれども利用されていて、これだって非常に町民にとって恩恵のあることだと思いますから、太っ腹でばんとお金を工面して、もう来年度ばっとやりますというふうになりませんか。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 震災を受けての学校施設等々も含めて避難所等と、タイムリーな質問なのかなと思っていますし、そして先ほど言ったように、要望の多い鵡川中央体育館、質問に出されております。それと、児童・生徒の1人当たりの保有台数が少ない穂別小学校、さ

らには穂別中の洋式化を遅くても3年以内ということを交付金をメーンにしながら、他の事業関係の財政的な関係もありますので、いろんな中で児童・生徒はもとより、いざというときの災害により強い、より強いというところも含めた中での施設整備、計画的に行っていきたいなと思っております。

- 〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。
- ○5番(大松紀美子君) 2つ目の質問で、災害時の避難所にもなると、避難所を担当している方々の、避難所として利用しましたよね、昨年。その辺の答弁がなかったんですが、お聞かせください。全部含まれていたの。

[「洋式化に含めた」と言う人あり]

- ○5番(大松紀美子君) わかりました。
- 〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) そうですね。これから、今まさに査定含めてやっていらっしゃると思うので、もうちょっと元気のいい御答弁があるかと思って期待していたんですが、ぜひ来年度予算に組み込まれるということを期待しまして、この質問を終わりたいと思います。

2つ目に、「子育て支援の町」のアピールについて伺います。

10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。これまで、町は保育料を国の基準よりも低く抑えて差額分を負担し、軽減対策を実施してきました。国の無償化により生まれた財源を使って、有料となった給食費の軽減対策を行い、ほかの町との差別化を図り、より「子育て支援の町」をアピールする考えはないか伺います。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 「子育て支援の町」のアピールということでございます。保育料をこれまでも保護者の軽減対策として、国の基準よりも低い保育料を町として設定してきております。無償化後も3歳未満児の軽減については引き続き実施をしております。

それと、今回の無償化によって、町がこれまで補塡していた一般財源を今回の質問の要望でございますけれども、この一般財源の額にかかわらず、これにとどまるのではなくて、今後も子育て支援の総合的な施策の工夫、充実、図っていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) 非常に抽象的な御答弁でわかりづらいんですが。軽減対策を行ってきたと、その分の浮いた分、出ますよね。そういう考え方をしないのか、私もずっとお聞きしていて、私はこういう主婦感覚というか、今までかかってきたお金がかからないんだから、それをやっぱり同じように子育て支援に使ったらいいんじゃないかと、こう思っちゃうんです。だけれども、そういう行政の方って、どういう考えするかわからないんですけれども、そうではなかったんです、今までもいろいろお聞きしましたけれども。

今までかかってきた浮く財源、浮く財源という言い方も何か理解できないのかなと思うんですけれども、その差額分が幾らと押さえていますか。

- ○議長(小坂利政君) 高橋健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高橋道雄君) このたびの10月からの幼児教育・保育無償化ということで、 国のほうは、今回消費税増税という部分の財源を使って実施するという形でございます。そ の関係でのむかわ町に対する財政的な影響、部分という御質問かと思いますけれども、むか わ町の場合につきましては、民間の保育所、こちらにつきましては、国から施設型給付とい う形で給付費をもらって、それを財源としてこれまでやってきています。公立につきまして は、地方交付税一般財源化されているということもございまして、基本的には町が負担して いるという形になっています。

そういった意味では、民間の部分について、今の部分で金額なんですけれども、国のほうから考え方は出ていますけれども、正式な臨時交付金とかの部分のまだ通知が来ていませんので、あくまでもこれまでの国の説明に伴う推定の金額ですけれども、鵡川地区の場合は、むかわひかり認定保育園というのがございます。それにつきましては、今年度半年分、それから来年度以降という区分けになるんですけれども、今年度半年分につきましては、全額国が負担しますよということで今説明されていますので、恐らく今の人数と規模でいきますと、町の負担でいくと600万程度かなと。来年、令和2年度以降につきましては、この全額負担がなくなりまして、あくまでも国と道と町の負担割合というのが出てきますので、町が4分の1を負担する、これはこれまで同様なんですけれども、同様な形に戻すということで、その分で1年間で570万くらいが、これまで町が一般財源を使っていた部分での金額として想定されるという今の段階での推定金額となってございます。

〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

**〇5番(大松紀美子君)** それで、幼児部の第3の3階層までは、無償化後も給食費かからな

いんですよね。それから、保育部の2号認定子どもの子どもたちも、4の2階層の方までは 給食費かからないんです。この有償化によって、全体で何人の子どもさんが有償、給食費、 町の資料は4,500円ですけれども、かかることになりますか。

それから、先日この認定こども園の募集のチラシ入ったんですけれども、これによると、 給食費が4,000円と書いてあったんです。この辺もどうして、町としては4,500円というのを 出していますけれども、これ、ひかり認定こども園が4,000円というのもちょっとあわせて、 どうしてこういうふうになるのか教えてください。

- **〇議長(小坂利政君)** 藤田保健福祉課主幹。
- ○健康福祉課主幹(藤田浩樹君) 私のほうから有償になった部分の人数と金額もでございますか。まず、有償になった部分については、ひかり認定こども園の方について49名でございます。また、さくら認定こども園の分もと思いますが、13名でございます。金額は年間でいいますと、ただ、副食費については、10月1日以降も4,500円ではなくて4,000円で据え置きしておりますので、そのように御承知おきいただきたいと思います。

ですので、恐らくは、ひかり認定こども園でお知らせした部分についても4,000円というのはそのままでよろしいかと思います。金額については、ひかり認定こども園については、年間については235万2,000円、49名分ですね。4,000円の49名分でございます。さくら認定こども園については62万4,000円、13名分ということでございます。

〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) ちょっと人数が変わってきているんですが、全体でも62人ぐらいと、 今、金額も教えてもらいましたけれども300万かからないで、1年間無償化しても足りるん ですよね。

ですから、大体本来、今まで給食費は保育の一環だからといって保育料に含まれていたのに、国の都合、本当に私は愚策だと思っているんです、給食費だけ取るなんていうの。でも、地方は従わなければならないということで、多くの自治体、全国で100を超える自治体、秋田県も東京都もいろんなところやっていますよ、もう既に無償化すると。給食は、保育の一環だと保育の指針というのがあるんですけれども、そこでも言われているのに、国は給食費を外して金取ると、本当に私は愚策だと思っているんですけれども、保育の一環である教育費を何で取るんだと。それで、やっぱりこれはおかしいといって、自分たち、ほとんどの市町村は軽減対策して国の基準よりも一般財源使ってやっていますから、じゃその浮いた分を

有償化にした給食費を無償にしようとやっているんですから、あっちこっちで。だから、わずか62人300万足らずでできるこの給食費の有償化をやっぱり来年度からなくしますよと。 そうやって差別化を図って、町長が言う子育て支援の充実を私はやってほしいというふうに 思うんですけれども、町長、再度いかがですか。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- **〇町長(竹中喜之君)** 給食費の有償化の関係について、限っての答弁ではなくて、きょうの 議員からの「子育て支援の町」をどうアピールするのかといった大きな中で、再度お答えを させていただければなと思います、国の無償化の関係も含めて。

議員も御存じかと思いますけれども、震災を受けて、来年度がむかわ町としての子ども・子育ての支援事業の見直し時期とされているところでもございます。今年度の私の執行方針の中でも触れさせていただいておりますが、次期の子ども・子育て支援事業計画に向けた要望調査というのも行ってきているところでございます。そういった御意見というのも含めながら、さらに新たに来年度に向けては、子ども世代の包括支援センター、こういった開設も予定しているところでもございます。そういった中で、地域のさらに今言われたような実情と、これに見合った中での対応すべき子ども・子育て支援策について協議をいただきながら事業化に努め、積極的に発信をしていきたいと考えているところでもございます。

なお、大松議員も御承知のとおり、子ども・子育て支援の項目につきましては、7月に策定しております復興計画の中にもしっかりと頭を出しながら、今後の地方創生、こういったところも意識しながら、復旧・復興と並行しながら取り組みを努めていかなければならないのかなと考えているところでございます。

〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) 包括支援センター、見直してやっていく、そういうことも大いに結構だと思います。だけれども、住民が一番、ああ、やってくれているなと感じるのは経済的支援ですよ、お金です。ですから、新たにかかる保育料が無料になるんだから4,500円ぐらいいいだろうみたいな感覚ってあるんじゃないかと思うんですよ。でも、そうじゃないんです、そうじゃない。だから、お金の使い方として、実質、住民が町長頑張ってやってくれているなと感じるのはこういうことですよ、経済的支援。だから私は、いや、それは全体として「子育て支援の町」をアピールしていくと、ほかにもいっぱいあるよと町長はおっしゃっていますけれども、私は今この浮いた財源、差額分で、これまで使ってきたお金のうち300

万円足らずのお金をこの経済的支援に回したらどうですかということを具体的に聞いている んです。それを抽象的なことではぐらかさないでいただきたいんですけれども……

[「はぐらかしていません」と言う人あり]

- ○5番(大松紀美子君) こういうもっと具体的に、そうしたら、そういう考えには頭回らなかったということですか、町長は。私は、無償にしてはどうですかということを町長はお考えにならなかったということですか。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 答弁の繰り返しになりますが、今回の無償化が実施されたことによって差額の分の関係、この浮く浮かないは別にしまして、生まれた財源をどのように使う、有効活用にという御質問と受けとめて、質問要旨にのっとりながらお答えをさせていただいているところでございます。

改めて申し上げます。この間の町の補塡していた財源にかかわらず、子育て支援の充実・ 工夫とともに向けた取り組みというのは、これもさらに推し進めていきたいと思います。大 松議員も含め、議会の皆さんからも、政策提案というのも引き続き御提案をお願いできれば なと思います。

〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) そう思って提案しているんです。町長の施策、こうしたらいいんじゃないですかということを私は提案しているんですけれども、十分まだ3月まで時間ありますので考えていただきたいと思います。

それから、これは原課に聞かないとわからないんですが、第4階層、例えば幼稚部で4の 1階層で、ここから無償化後に給食費がかかるんですけれども、2人とか、複数でいる方と いうのはいますか。

- **〇議長(小坂利政君**) 高橋健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高橋道雄君)** 今、御質問の4の1階層以上の複数人数の関係ですけれども、 そこまで細かい数字をちょっと押さえていませんが、多子世帯、第3子以降については無償 化というものがございますので、そういう形で受けているお子様は現在いる状況でございま す。
- 〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。
- **〇5番(大松紀美子君)** この無償化によって、結局所得の多い人ほど、それだけたくさん保

育料かかっていましたから恩恵を受けるということなんです。しかし、給食費というのは関係ないんですよね。全ての世帯が同じ金額で4,000円とおっしゃっていましたけれども、4,000円かかると。そこで、いや、非常に不均衡だなというか、不平等だなという思いを持たれると思うんです。結局、所得が多くても少なくても、かかる金額は同じですから。だから、ぜひそういうことも含めて御検討いただいてやっていただきたいと思っています。

それと、最後にちょっともう一点だけ、結局4,000円の集金しなきゃだめでしょう。それ、 どういうふうにやられているのか、これ今10月から始まってどういうふうになっていますか。

- ○議長(小坂利政君) 高橋健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高橋道雄君)** 給食費の実費徴収という部分ですね。これは、国のほうでも 実費徴収という形で今回定めているものでございます。

保育料につきましては、これまで保育園のほうで徴収をしてございます。今回、保育料なくなった方もいます。ただ、給食費につきましては実費徴収という形で、これにつきましても引き続き保育園のほうで徴収をしていくという形になってございます。

○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) 終わります。

#### ◇ 野 田 省 一 議員

〇議長(小坂利政君) 次に、7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) それでは、通告に基づきまして、一般質問行います。

まず、第1点目でありますけれども、平成29年6月の定例議会で一般質問しました助け合い型移動サービスの検討について、どのようになったか伺います。

平成29年6月議会で、助け合い移動サービスの検討について質問いたしましたが、答弁では、地域包括ケアシステムの助け合い活動の推進に移動サービスもあり、協議体で今後に向け地域助け合い型移動サービスのあるべき姿を協議するとの答弁がありましたが、その後はどのようになったかお伺いをいたします。

- **〇議長(小坂利政君**) 今井健康福祉課主幹。
- **〇健康福祉課主幹(今井喜代子君)** 移動サービスのその後の協議経過についてお答えいたします。

平成28年度から平成29年度にかけまして、地域包括ケアシステムの生活支援を構築するため、協議体を設立し、ボランティアの仕組みづくりを協議しました。その内容の一つとして、移動サービスについて話し合い、自家用車の乗り合わせ方式や登録制の送迎方式など、さまざまな意見が出されましたが、課題として車両の確保が難しいことや自家用車利用には適用する保険が難しいことが上げられ、バスやハイヤーなど、既存のサービスと競合しない体制づくりが必要などの意見が出されました。

移動サービスの組み立てにはさまざまな方法があり、他市町村で実施されている情報を収集していますが、それぞれの地域特性があるため、関係機関やボランティアなどと協議を深めていくことが必要と考えています。

社会福祉協議会とは、年数回、生活支援体制整備事業の会議を実施し、ボランティアの内容について協議をしていますが、社会福祉協議会においては、昨年発生した震災で災害支援ボランティアや復興支援ボランティアを最優先に活動していた影響もあり、助け合い型移動サービスに関する話し合いは進展していない状況です。

高齢者の免許返納が進んでいる中、移動サービスについては必要な施策と考えており、今後さらなる調査研究を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

- ○7番(野田省一君) 今、答弁の中で、車の問題とかという話も出ておりましたけれども、あるいは保険の問題、これ法律が変わって、ちょっと私の記憶ですけれども、条例、法令が変わって、比較的安易に保険や何かもボランティアでも提供する方法があるというふうに認識しておりますが、その辺の関係は認識しておられますよね。私もちょっと見ただけですけれども、それが一点と、それと既に、この質問をさせていただいてからもう2年たっています。間に震災という大変大きなことが起きましたので、なかなか協議を進められなかったということも十分考慮いたしますが、町民ニーズも先ほど言われているように、ニーズはあるという、必要性を感じているという行政の考え方ですけれども、今後の進め方としての日程的なことを含めて、もう少し具体的にあれば2つ目としてお伺いしたいと思います。
- **〇議長(小坂利政君**) 今井健康福祉課主幹。
- **〇健康福祉課主幹(今井喜代子君)** まず、1点目の保険の関係ですけれども、新たな保険というものができておりまして、移動支援サービス専用の自動車保険というものが、今年度か

ら新たに出てきているところがありますので、移動支援サービスの確保を後押しするような 効果も期待できると思いますので、そちらのほうは今こちらでも調査しているところです。

あと、今後の方向性についてですけれども、現在実施しております外出支援サービスがあるんですけれども、現在は、通院とか理美容院ということで利用が限られているところがありますが、これを買い物とか金融機関など内容を拡大して実施できるように、今、社会福祉協議会と協議を進めているところです。

まずは、外出支援サービスの内容を充実させた上で、さらに課題となる内容について精査した上で、必要なサービスを調査していくというような形で今後進めたいと考えております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

**〇7番(野田省一君)** 保険のことに関しては、車もたしか有利にというか、補助金等で購入 するような道もあったはずなんですけれども、そこら辺も、もし知っている範囲があれば、 お答えいただきたいと思います。

それと、今の答弁からいくと、今の社協が中心になってというような、今の現状の中でそこを伸ばしていくという考えのようですけれども、ただ実際に、28年か29年に話し合いしたところとのニーズとしては、やはりボランティア型のもっと緩い、病院だけではなくて、本当にどんなことでも乗り合いできるというか、助け合い型の移動サービスということも視野に入れながら検討しているのかどうか、ちょっとその2点。

- 〇議長(小坂利政君) 今井健康福祉課主幹。
- O健康福祉課主幹(今井喜代子君) まず、1点目の車の購入の部分も適用になるのではないかという質問でしたけれども、こちらのほうにつきましては、私の調べた範囲では、ちょっとその辺のところは、まだ調べ切れていない部分がありますので、今後調査していきたいと思います。

それと、2点目ところですけれども、移動サービスとしましては、今、地域助け合い型のサービスのほかにも、介護保険の総合事業におけます訪問型サービスDというようなところがありまして、道路運送法の手続を不要とするサービスが新たに創設されておりますので、そういうものとかも含めながら、どのような形がむかわ町のほうに適応するのかということを地域特性に合わせた形で検討していきたいと思っております。その中では、地縁組織、自治会とか町内会を中心にした実施方法とかもありますので、そういうところも検討していきたいと考えております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

- ○7番(野田省一君) いや、実は2年前も検討しますという話だったんだよね。地震のことを置いたにしても、やっぱりこれニーズとして、それぞれ議員の皆さんもいろんなところできっと受けているんではないかなと、地域ニーズとして、やはり免許返納しなきゃならない、してしまったと、本当に近所に、町内の用事足しにもなかなか出かけられないという方がいらっしゃるということは、もうこうこれはっきりしておりますし、町もニーズとして捉えていると思いますので、この辺、移動サービスについて検討するという、もう2年たちましたから、やっぱりいつまでに実施できるか、その検討の結論を出せるのか含めてお答えいただければ。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) あるべき姿の議論というのが、震災等の関係も含めて進んでいないのは現状でございます。先ほどから申し上げていますように、高齢者の免許返納、これもかなり進んでいるかと思います。そこで問題点としては押さえておりますので、移動サービスにつきましては、引き続き必要な施策としても捉えておりますので、社会福祉協議会の先ほどから出ております、実施している外出支援サービスの充実とも連携も合わせながら、引き続き協議体の中で検討から調査というのを進め、対応に努めていきたいと考えております。
- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番(野田省一君) 震災があった1年を引いても1年半以上はたつわけですから、今すぐいつ実施するのかということ、実施というか検討から調査ということで、また調査に2年もかからないように、なるべく早い段階で前向きな検討をしていただきたいと、町民はそういうニーズでありますので、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。

2点目に移させていただきます。

平成28年9月定例議会での質問、タイムラインの導入についてはどのようになったかということで、28年9月の定例議会でタイムラインの導入を提唱させていただきましたが、その当時の答弁では、鵡川のタイムラインの試行版の策定が予定されているとの答弁、その後はどのようになったかお伺いをいたします。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- 〇総務企画課参事(大塚治樹君) タイムラインの導入についてお答えしたいと思います。

タイムラインにつきましては、鵡川むかわ町水害タイムライン試行版としまして、令和元年5月9日に、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台と協定式を行いまして、運用を始めております。

タイムラインは、気象情報や河川の水位情報などの提供を受け、その情報をもとに、被災の程度を予測しながらタイムラインステージレベルを上げていくもので、それぞれのステージで行う防災行動や防災情報の共有などを、いつ、誰が、何をするのかを時系列に取りまとめた事前防災計画であります。

運用につきましては、ことしの8月、台風10号によりまして、ステージ1まで運用しました。結果的に雨がさほど降らなかったため、ステージ移行とはなりませんでした。今後、地域防災計画の中でも位置づけていくとともに、町民皆様にも出水期までに周知してまいりたいと考えております。

また、今後このタイムラインを応用し、突発型災害でもある地震や津波など、さまざまな ハザードごとにタイムライン的に防災行動などを整理し、対応できるようにしてまいりたい と考えております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

- ○7番(野田省一君) これも3年前に提唱させていただいて、そのときも既に試行版、予定だよという返事だったので、元年にできたということは新聞等で見ておりましたけれども、行政自体がこのこと、試行版だからと言われるとあれなんですけれども、今回試行版だよね、まだ。試行版においてでも、例えば町内会、あるいは自治会等において、やはりこういったものをそのレベルにおろしていくというような作業というのは必要に今後なっていくんでしょうか。
- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 試行版という言葉の意味に関しましては、運用して、さらに改善して運用してという形になりますので、試行版がとれることは今後ないというふうに考えております。ですから、完成形ということには決してならないというのがこのタイムラインのよさでもあるというふうに考えております。

今回、試行版の中で整理させていただいたのは、あくまで防災機関との連携というところがかなり重要な部分を占めておりまして、町民の部分に関しましては、どちらかというと避難勧告を出したときに避難をしていくだとか、そういった部分になりますので、ただ、中身

的な部分は一度御説明したほうがいいと思っていますので、その辺については対応してまい りたいというふうに考えております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) それと、前からいろんなところでも言っているんですけれども、タイムライン導入したらどうだと言っておいて、こんな言い方は申しわけないんですけれども、要は事前準備計画、日本語でハザードマップもそうですけれども、日本語表記をぜひ併記していただきたいなと思っています。やはり高齢化が進んでいて、片仮名、和製英語でなかなか理解できないという、ハザードマップといっても、恐らく理解できない人は相当数いると思っております。やはり、そこは日本語併記で、タイムラインに関しても表記していただきたいなと思っています。

それと、今の話ですけれども、町内会レベルまで早期にというか、どんな形ででも、やはり一旦備えるべきことが、急に備えるというよりも、やはり何かの機会に町民の皆さんに理解をいただいていて、今タイムラインでもこういう行動になっているんだなと、そこまで告知されなくてもひょっとするとという思い、心構えが必要なのかなと思うんで、そういったレベルまでを、町内会レベルまで話を何かの機会にするような、あるいは配布よりも言葉でやったほうがいいと思うんですけれども、何かそういう機会を使って広報していく考えはありますか。

- 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。
- ○副町長(渋谷昌彦君) タイムラインの関係でありますけれども、試行版ということでございまして重ねていくということであります。先ほども申し上げましたように、タイムラインそのものは、対策本部にかかわる役場、そして気象庁、開発、消防ですとか、そういったところと関係機関の連絡をいつ、どこで、どのような形で行うかということがメーンでございまして、住民に対する広報とかそういうのは出てきますけれども、避難があって初めて住民のほうにいくというようなスタイルになっています。そういった意味では、直接的に住民にかかわるものではないということもございます。

ただ、こういったものができているということは、やはり住民の中にお知らせをしていく ということは必要だと思っていますので、そこはもっと簡易にして、住民にかかわるところ は避難からですけれども、そういったところが、どこからかかわるのかというところをちょ っと記載したようなものをつくりながら、こういうものが運用されているということで周知 を図りながら、かつそういう避難が出たときにはどうするのかということを町内会の中で改めて考えていただく、そんな機会にできるような形で、今後ちょっと町内会のほうにはおろすような段取りでちょっと考えていきたいなというふうに考えています。

それと、議会のほうにも、このまま出すのはちょっとかなりページ数があってよくわからない形になっておりますけれども、これもちょっと要約した中で出したほうがいいかと思っておりますので、議会の中にも説明する機会を設けたいと思っております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) 今回、1番目と2番目は、ここ三、四年前の一般質問を掘り起こしてというか、どうも形が見えたものも、タイムラインに関して見えてきたなという思いはあったんですけれども、その後どうなったのかなという、実際に運用したりとかという部分について検証してみました。タイムラインに関しては、今の答弁のとおり、実は議会も説明を受けていないけれども、そこまでいっていないのかな、どうなんだろうなという思いもありましたので、ぜひお願いをしたい。もちろん、町民の皆さんに関しても、やはり事前災害、何だったか、日本語にして示していただければなと思います。

3つ目に移ります。

空き家対策、空き家バンクの現状と課題についてということで、空き家等対策計画が公表 されましたが、期待される効果はどのように考えているのか。

2つ目として、特定空き家の抽出の現状はどのようになっているか。

3番目として、なぜ北海道の空き家バンクと連携しないのか。

この3点についてお伺いをいたします。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- 〇総務企画課参事(大塚治樹君) 空き家対策について答弁したいと思います。

空き家対策計画は、空き家特措法に基づきまして策定するもので、記載する内容もこの特 措法に定められておりまして、本町の状況に合わせて策定しております。空き家対策は、全 国的な課題でもありまして、小規模市町村には不動産会社がないこともあり、なかなか空き 家を含めた不動産が売買されない傾向があります。今年度、国土交通省の空き家対策担い手 強化・連携モデル事業を不動産会社のない本町において、どういう仕組みづくりがよいのか も含め先進的なモデルとしまして、北海道で唯一採択を受けて進めております。

また、今年度、胆振東部地震により損壊した鵡川高等学校生徒寮や文京ハイツなど、空き

家対策計画を策定したことによりまして、空き家対策総合支援事業にも採択され、補助金を 活用し解体を行ってきたところです。

2番目の特定空き家の抽出の現状ですけれども、現在、先ほど説明した空き家対策担い手強化・連携モデル事業の中で、空き家の全数調査を再度行っておりまして、この中であわせて特定空き家の抽出も進めてございます。

3番目の北海道空き家バンクとの連携ですけれども、現在、この北海道空き家バンクと国の空き家バンクに情報を提供しておりまして、今後掲載してまいりたいと考えております。 以上です。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) 何が期待されるかというところ、この間、実はこの計画、6月28日に 出ていたんですけれども、ちょっと最近目にしたんですけれども、その目的からいくと、紙 上から行くと目的の大きなものとしては、やはり空き家等に対する行政としての基本姿勢を 住民に示して活用策、要はもうちょっと生活環境の保全を図ると、こんな大きなところが2 つなのかなというふうに捉えて読んでいたんですけれども、今、るる説明もいろいろと補助 金もあるんだよという話はちょっと知りませんでした。

その中で、この中にも何回もいろいろなところでも話ししますけれども、計画はあるんですけれども、どうやら中身の目的を達成するためのタイムスケジュールというか、そういったものが見当たらないように思うんですが、これの計画の進行についてはどういう考えでおられるのかお伺いしたい。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) この空き家対策計画につきましては、先ほども御説明しましたけれども、特措法の中に書かれておりまして、この計画の主な部分というのは、2番目の御質問でもあります特定空き家をどうするかというところにもなっています。特定空き家を解体していくとか、行政代執行していくというところを明文化していくというのがこの計画の中身でして、今ここで、その計画をどう進めていくのかということはお話しできないかなというふうに思うんですけれども、この計画を立てる上で、委託をした際に、ただ単純に特定空き家をどうこうするというものではなくて、この空き家をどう活用していくかというところのほうが大切だろうという思いもありまして、その中で、今回モデル事業として採択をされましたけれども、どう空き家を活用して、どう空き家を市場に出していくのかという

ところの視点を持って進めていったほうがいいという考え方もありましたので、そういうと ころを意識して現在仕事を進めているところでございます。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

- ○7番(野田省一君) いつまで、いつごろまでにこの形を進めていくかというものは、別に持っていないということなんですか。例えば、今の特定空き家はいつごろまでに特定しようとかいうような考えは持っていないのか、ちょっとそこだけお伺いしたい。
- **〇議長(小坂利政君)** 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 特定空き家に関しましては、先ほども御説明したとおり、今年度の中で抽出をしてまいりますので、その辺については対応できるかと思いますけれども、空き家に関しましては、この人口減の時代に、どんどん増えていくような状況がありますから、今後空き家にさせないという取り組みなんかも当然必要になってくると思っていますので、そういった庁内の連携ですとか、いろんな部分でさまざまな機関との連携というところも出てくるのかなというふうに思っていますので、御理解いただければというふうに思います。
- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番(野田省一君) ちょっと、タイムスケジュールに関しては全体にはできないのかなと思うんですけれども、じゃ特定して話をしますけれども、3の2に移りますけれども、特定空き家等でしたか、特定空き家の特定には本年度中にということで、その中で緊急性の高いもの、この計画を読むと、緊急性の高いものの措置、手続というところがあって、危険な状況であるというものは、そこを回避しなさいというような法令に基づいて手続により、いろいろと措置を講じることができるようなんですけれども、そこまで読み込んで、法令まで読み込んでいませんので、あえて質問をさせていただきますが。

実は、穂別地区に関しましても、この震災で町の中央の部分に1軒、非常に手のつけていない空き家があるわけですね。解体してくれというところまではいかないんですけれども、せめて本当に三角コーンを置いて、今の現状は、すぐ震災の後に危ないから何とかしてくれということを申し入れて、三角コーンを置いていただいて、黄色いテープで進入禁止みたいなテープを斜めにただバッテンで張っただけの状態です。人も入ろうと思えば入れるし、子どもが誤って入らないということが一番望んでいるところなんですけれども、入らないとは、

子どものことですからわかりませんので、ガラスも割れた状態、お店なんですけれども、ショーウインドーのガラスが割れたままの状態で、手をつけられていないということがあるんですけれども、例えばそういったところも地域事情として非常に危険だと、せめて入り口のふただけでも閉めてくれればという思いもあるようです。

ですから、そういったところも今回のこの条例で対応を、本当に緊急性高いと思うんです よ、毎日人が通っているところですから。その辺について、対応、今回のこの計画によって、 あるいは法令に基づいて対応することは可能なんでしょうか。

- 〇議長(小坂利政君) 成田総務企画課長。
- ○総務企画課長(成田忠則君) ただいまの穂別地区の空き家の件についてお答えをしたいと 思います。

実は、震災当初から危険な建物ということで、私どもも情報把握をしておりました。 穂別の総合支所で対応していただいておりましたけれども、所有者の方のいわゆる行方がなかなかつかめないという状況で、御本人の持ち物ということですから、勝手に行政が手を出せないというところもありまして、何とかつてをたどって連絡は1回とれたということで、最終的に解体のお話までさせていただいて、お返事を待っていたところなんですけれども、なかなかその後接触がとれなくなったということになってございます。 現在もやはり、そういう家屋は非常に危険な部分があるということですので、再度また連絡をとってみますけれども、子どもたちが出入りするだとか、周りへの環境の部分の悪化というふうなこともちょっと心配されるので、再度実態を調査しながら適切な対応ということで、特措法に基づく解体まで至るかどうかというのは、これはまたちょっと別の問題になってきますので、当面できることは対応してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) 3番目の2つ目、今の話ですけれども、やはり解体までいくとなると、相当な実例も、なかなかこの近郊ではあるのかどうかわかりませんけれども、大変だろうな思いますけれども、せめてそこまでたどり着いたんであれば、前面のガラスのところに、前面にコンパネでも、コンパネより何かもうちょっと気のきいたもの、景観もありますから、子どもが誤って侵入しないような措置をとれるように早急に、今とれていないと思っていましたんで、いろいろといわくつきの建物、所有者がいろいろあるのかなと思っておりますので、その辺行政でやっていただく以外に方法はありませんので、ぜひそのことは進めていたで、その辺行政でやっていただく以外に方法はありませんので、ぜひそのことは進めていた。

だきたい。もう1年半もたつわけですから、そのように今の答弁のとおり進めていただきたい、早めていただきたいなと思っています。

それと、3の3に入りますけれども、3つ目に入りますけれども、北海道の空き家バンク、これ全国は見ていませんけれども、胆振管内をちょっと見てみますと、これで胆振管内の市町村で登録していないのは、むかわ町と白老町だけです。もっと言えば、今回の計画の中にもあえて書いてきていましたけれども、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間、27年から31年ということで、この中の計画、31年までの計画の中でも、過ごしやすい環境の整備、移住・定住を進めるという項目の中で、移住環境の改善や町の魅力の積極的な情報発信、空き家・空き店舗の対策等を充実することで、U・I・Jターンを含めた移住・定住の取り組みを推進しますということだったんですけれども、最終年度になって、積極的な情報発信という意味では、これは胆振だけの話ですけれども、2町が北海道の空き家バンクに登録していないと、それと今、町のホームページを見ましても数軒決定したところもあるのかどうか、随時見ているわけではありませんけれども、内容もいろんなところ、北海道はもとより全国もいろいろと空き家バンクの町村レベル、余り大きい町は見ないようにしていましたけれども、やっぱりそれから見ると、非常に積極的な情報発信、先ほど言ったまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にしっかり明記されてきた積極的な情報発信というところがとても見られなかったんですけれども、どうしてこんな状況になったのかをお伺いしたい。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 空き家バンクにつきましては、むかわ町の空き家バンクのほうが先にできていまして、その後、国の空き家バンクが整備をされて、そこに登録するのには民間の企業がやられていますので、有料で代行しますというようなやり方になりました。そこに、北海道空き家バンクができて、今度、北海道の空き家バンクに登録すれば、国の空き家バンクは代行してやりますというようなやり方になりましたので、端的な言い方をすると、そこの情報を出していなかったということですので、現在、北海道のほうに申請をしていますので、今後掲載してまいりたいというふうに考えています。
- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、何回も言いますけれども、 移住環境の改善や町の魅力の積極的な情報発信というところで、やっぱり移住者、前回の一 般質問でもしましたけれども、移住・定住しようと思う人たちというのは、やはりインター ネットのウェブサイトを見てくる方が非常に大きなファクターを占めているということは、 前回の一般質問でも確認をさせていただき、そのように考えているというような答弁をいた だいておりますので、やはりもう計画して3年、4年もたつわけですから、一定のそういっ た空き家対策について進展があってしかるべきだというふうに思っていたところです。その 辺、どういった積極的な情報発信に努めてきたのか、あればお伺いしたい。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 空き家バンクに関しましては、登録制でございますので、登録してくださいということで、一度御案内をしているんですけれども、なかなか登録に至らないというところが非常に多いです。ことし1件情報がありまして、登録するところまで行きまして一旦出したんですけれども、御本人の都合で再度おろすということで、多分決まったんではないかなというふうに思いますけれども、かなりそこに5件、6件の問い合わせがあるような状況がありましたので、物件がよければ問い合わせもありますので、そういうところを今回、先ほど言った国のモデル事業の中で、アンケート調査も年内に送付する予定にしていますので、そういうところで、また空き家バンクをどんどん登録してもらえるように努めてまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番(野田省一君) ぜひ、やはり総合戦略の中に入れたことですから、今空き家バンクのことだけで、次のところでもやりますけれども、積極的な情報発信ということがなかなかうまくいっていないのかなというふうに見受けられます。ちょっと次の今の空き家バンクに関しては、先ほども今答弁の中でありましたけれども、登録件数が少ないという、登録者が少ないというところがあるのか、その辺も町民に対して、どのようにPRしてきたかということも課題だと思いますので、ぜひ積極的に今後進めていただきたい。それが人口減少対策の一つになる。これで100人も200人も来るわけではないですけれども、1人、2人というレベルで僕はいいと思っていますので、やはりそこを推し進めていっていただきたいと思っております。

4番目に入ります。

町のウェブ対策の重要性についてお伺いをいたします。

町のウェブ対応の重要性は、これまでの一般質問や委員会の質疑でも確認してきましたが、 職員のスキルアップだけでは対応できない技術的課題、感性の課題があります。課題解決の ために質の高いウェブデザイナーなど、外部委託について広く他の自治体の実態調査・研究 が必要と思われますが、見解をお伺いいたします。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) ウェブ対応について回答したいと思います。

本町のホームページのデザインにつきましては、委託事業として昨年度リニューアルを行いました。議員から御指摘を受けている内容は、デザインそのもののお話ではなく、掲載している内容だと捉えております。

町として、町民に対しての情報なのか、町外の方々への情報なのかといった視点や、どのような施策のためにウェブを活用するかなどの視点に立って情報を発信していかなければ解決ができません。そういった意味で、足りていないという御指摘だと捉えております。いま一度、ホームページが町にとってどのような位置づけであるのかを、誰に、何を、どう伝え、そのためにどこに掲載していくのかという運用の仕組みなどを考えてまいります。既に、そういった議論をグループ内では行っておりますので、御理解いただければと存じます。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) もちろん、今おっしゃいましたように、内容的な、どこに向けて発信するかということを内部的に検討しているということでありますけれども、もちろん、それはもう当然進めていかなければならないと。あとは、もう一つは、やはり見た目というデザイン的な問題だと僕は思っているんですよね。やはり前、ずっともうこの話、何回も時々ちょこちょこやってきましたけれども、他の市町村をこれは全国レベルで僕は見ていますけれども、やはりそこについては、一過性、統一されたテーマの中、あるいは一人のデザイナーがいるなという感じ、町村レベルでも十分やっていますので、やっぱりそのデザイン、もちろん仕組みのほうが大切ですよ。どういったことを情報発信するかということ、これも大切ですけれども、やはり全体的なイメージという部分も含めて、今の業務提携しているところにそういう技術レベルがあるのか、技術というか、感性があるのかどうかという、技術は持っていらっしゃるんでしょうけれども、感性というのはまた別ですから、やはりこれは、今の委託しているところをほかと比較してみるということも実際として必要じゃないかなと、そういう意味で、先進地から学ぶということも必要じゃないかなと思うんですが、どこかというか、簡単に今調べられますから、ほかの自治体でそういったような研究、あるいは知恵をかしていただくというふうなことは今後、あるいはこれまで進めてきたかどうか確認させ

てください。

- ○議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) ホームページに関しましては、昨年度リニューアルするということで、委託事業を予算をつけていただいて行っているんですけれども、その中で、私たちが自分たちのホームページと他市町村のホームページを比べたときに、何が違うんだというところを見たときに、圧倒的に内容の差があるというふうに捉えております。今、便利な時代ですから、全国的に評価の高い市町村だとか、そういったものも調べれば出てきますので、そういったところと比べましたけれども、デザインそのものが劣っているというふうには私は考えておりません、これは個人的な意見ですけれども。ただ、そこから、どういう情報をとっていくのかといったところが、他の市町村と比べると全然不便だなというところがありましたので、そういったところをこのリニューアルのときに直すように指示をしまして、そういったところをやったわけなんですけれども、なかなか情報を出すという部分に関しましては、グループ単位でそういう情報を入力するような形で進めておりまして、グループ長がそれを決裁するというような形になっているんですけれども、そこの部分を何をどういう情報をどう出していくのかという、この情報が要るのか要らないのかというところが、まだまだ職員の中にも浸透しないというような状況なのかなと思っていますので、その辺に関して、今後対応していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

- ○7番(野田省一君) 参事は災害対策もやりながら、この間いろいろとあった中で、こういうことを申し上げて申しわけないんだけれども、町全体として町長、どうなんですか。このウェブに関する考え方というか重要性というのをどのような認識でいらっしゃるんですか、考えがあれば。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) ウェブの関係につきましては、議員にはこれまでも、さまざまな段階で御指摘をいただいているところでもございます。重要性については、これは先ほどの答弁にもありますように、認識をしているところでもございます。先ほどのタイムラインの試行版の表現ではございませんけれども、ウェブ関係についてもかなり日進月歩というんでしょうか、早い段階での取り組みというので、随時見直し、改善というのが必要とされてきているのかなと思っているところでもございます。

そこで、運用についてですけれども、庁舎内について全体化して何を伝えたいのか、本当にそのことが伝わっているのかといったことも踏まえながら情報発信、さらに適切に努めていきたいなと思っております。今後におきましても、議員もかなり蓄積された技術を持っておられるようでございますので、そういった感性というのも実務において、具体的な、技術的な助言というのもおかりしながら、これからの運用の仕組み、さらに充実・強化に努めていきたいと考えております。

〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

- **〇7番(野田省一君)** 技術的にはありませんけれども、要は先進地というか、先進的なとこ ろと見比べていくと、やはり先ほども言いましたけれども、町長の総合戦略の中でも、やっ ぱり積極的な情報発信が必要だということで、積極的な情報発信するんであれば、今の時代、 紙ベースではないだろうという。やはり、インターネットというかウェブサイトの重要性と いうのは、町長も認識されていらっしゃるということなので、今後に期待しますけれども、 いずれ今までも、このことをちょこちょことやってきましたけれども、やはりいろんな面で 人口減少対策に対していっても、先ほど出た子育てのことに関しても、町はいろんなことを かなり、この近隣町村に絶対見劣りしないことをやってきているということを胸張って、そ れは新聞等でちょこっと出るかもしれませんけれども、やっぱり移住しようと思う人たちに とっては、そこを強くPRする方法というのは、やはりもう今の時代はウェブしかない。そ の年代的にはウェブにどう対応していくか、もっと言えば、本当はスマホにも対応、今は若 干スマホにも対応しているようですけれども、スマホでどうやって拡散していくかというこ とも、これやはり大きな町のPR課題だと思うんですよ、これからの時代。そういう人たち がむかわ町に来て住んでほしいということを人口減少対策、やはりそこは、いち早く道内で も先駆けてやるぐらいの気持ちがあると、さっきも申し上げましたけれども、人口減少1人 でも2人でも、もうそういうレベルでいいとも思いますので、やはり年間何人か、そのこと を見ることによって、きっかけになって住んでくれる人がいればなという強い思いがあるん ですけれども、そういった人口減少対策までに影響してくる。それと、次期の、これまでの 総合戦略にも書かれてきたように、これからのまちづくり計画の中でそういったものも進め ていくような考えは、町長、ございませんか。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- **〇町長(竹中喜之君)** 情報の発信のあり方というんでしょうか。これまでも地方創生のむか

わ版というんでしょうか。そういった中において、いきなりの移住・定住というのに結びつかないまでも、それを誘導するような、住んでいる方が住み続けて、そのことによって遠くの方たちも来られる。特に、今回は、昨年の震災を通して大勢のボランティアの方々が、3,000名を超える方々がこの町にいろいろと、延べですけれども、お手伝いなされた。さらには、関係人口としては、国だとか道の職員の方々も多くの方々がお手伝いされています。こういった震災を通しての向き合ってきている方々も含めて、これを一つの、これまでも私申し上げております奇貨おくべしではございませんが、一つの転換期としながら、むかわ町として今の復旧・復興の姿というのも、これから全国の皆さんに見ていただくためにも、先ほど言ったいきなりの移住・定住とはいかなくても、交流から関係・関心人口を意識したむかわ町としての俯瞰と可視化の目を持った情報発信に努めていきたいと思います。

**〇議長(小坂利政君)** 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) これまでに、震災という乗り越えなければならない大きな山が私たちにはありますけれども、そういったことも同時に、今、町長が並行して進めていかれる、あるいは次のまちづくり計画の中で、ぜひこういった時代にも即した、インターネットを使ったまちづくりの推進ということも頭に入れていただきながら、進めていただきたいなというふうに期待して質問を終わります。

\_\_\_\_\_

# ◇ 東 千 吉 議員

〇議長(小坂利政君) 次に、1番、東 千吉議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

- ○1番(東 千吉君) 1番議員の東 千吉でございます。よろしくお願いをいたします。 まず初めに、アイヌ政策推進交付金事業について、アイヌ政策推進交付金事業地域計画に ついて、事業内容、事業費等の具体的な計画と進捗状況について伺いたいと思います。その 上で、老朽化した地域生活館の集約検討と新たな穂別中央地区への検討計画を立てられない のかどうかを伺いたいと思います。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 1点目のアイヌ政策推進交付金事業についてでございますが、5月にアイヌの方々の誇りが尊重される社会、これを実現するための施策の推進に関する法律というのが、いわゆるアイヌ新法が施行され、総合的なアイヌ対策を推進するためのアイヌ施策

推進地域計画というのを作成し、国に認定書を提出し、先日、これは12月6日でございます が認定がおりたところでございます。

計画年度につきましては、令和元年度から5年間、総事業費は概算で約3億5,400万円を 見込んでおります。

事業内容につきましては、アイヌに関する文化公演事業、アイヌラッピングバス事業、生活館の整備事業で、特に生活館につきましては、アイヌ文化等を発信する拠点施設として位置づけるため、今回の補正予算に生活館新築に係る実施設計分を計上し、令和2年度、建設を予定しているところでございます。

2点目でございますが、このたびのアイヌ政策推進交付金につきましては、地元のむかわ アイヌ協会、鵡川アイヌ文化伝承保存会等と協議を行い、地域計画を作成し、事業を進めて きているところであります。地域計画以外の部分につきましては、アイヌ政策推進交付金事 業の該当にならないと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

### 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

○1番(東 千吉君) 今、町長の御答弁いただきました。

今までも、多分アイヌ政策推進関係の国の事業の部分と、新たにできた新しい法律の部分との違いはあるのかなというふうに私も認識しておりますけれども、現状、むかわ町のいわゆる生活館の施設の状況を考えていたときに、この内容等を見ますと、地域のコミュニティ活動を通して、地域の共生社会の実現を図るという内容のものになっているかと思われますので、そういう部分を含めて、各地域でそういうコミュニティのいわゆる活動をできるような拠点としての整備が、むかわ町全体として必要なのだろうというふうに感じるわけでございます。

そうした中で、今まで私も各地域における葬儀を含めたセレモニーに参加、出席をしておりまして、ずっと見ていきますと、どうしても穂別の地区の穂別の中央より稲里側について、何らかの対策が必要かなということをこの地域の共生社会の実現の部分で感じているものがございます。そのところについて、今後についてもどういう考えなのかを伺いたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 長谷山地域振興課主幹。
- ○地域振興課主幹(長谷山一樹君) 穂別市街地地区の集会施設の部分では、穂別町民センター、あと各自治会の管理しております自治会館がございます。葬儀の部分は、主に寺院で行

われている部分が多いんですけれども、そのほかの部分につきましては、柏コミュニティセンター、人数が多い場合は穂別中央生活館ということで行われている状況でございます。今のところ支障はないものと考えますので、このまま進んでいきたいと思います。

〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

○1番(東 千吉君) 今、恐らく地域の生活館については、老朽化が問題になってくるやに 思います。加えて、また生活館を町の財産として管理する場合も、場合によっては出てきて いるというふうにお伺いをしております。

そういった中で、今答弁ありましたけれども、鵡川地区で葬儀に私、出席をさせていただいた部分と、それから穂別地区でやっている部分とでは、地域住民の利便性に差異があるのではないかというふうに感じているところもございます。いわゆる全体で見てみますと、非常に各地域にポイント的に網羅されている鵡川地区と、それから穂別のように、先ほど寺院で葬儀もやっているというお話でございましたけれども、大事な寺院も現在使えない寺院もございますし、それぞれの檀家も非常に減っているということで、今後いろんな形で危惧がされている部分というふうに思います。

そうした中で、地域振興も含めた共生の社会という部分では、ぜひとも、ちょうどピンチであった部分、解体をされた空き地等がある今が、この部分では検討の用地としてちょうどいいのではないかという思いがあったので、そういう質問をさせてもらっているわけです。いずれにしましても、老朽化の生活館をどうするかも含めて、再度ちょっと答弁をいただきたい。町長、いただけますでしょうか。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) ちょっと質問の趣旨が、今回のアイヌ新法に基づくその事業の延長として、地域で所有している生活館をどうするのかという、かなり広がりがあるかと思うんですけれども、あくまで今回のアイヌ新法に基づくこれまでの事業認定については、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

もう一度申し上げますが、今回のアイヌ政策の推進交付金の事業に臨むに当たりましては、 地元のむかわアイヌ協会及び鵡川アイヌ文化伝承保存会等のアイヌの皆さんとの連携協議を 図り、この間に至っている、そしてその事業申請についても、この間進めてきているという ことを御理解まず願いたいと思います。

○議長(小坂利政君) 1番、東議員。

# 〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番(東 千吉君) 町長の答弁をいただきましたので、今後の部分については、後ほど全体の中で意見を述べさせていただきたいと思いますので、次の質問に移っていきたいと思います。

第1次産業振興についての部分、漁業の関係でございます。ししゃものふ化事業の具体的 実施設計と、その進捗状況について伺います。その上で、実際に操業開始時期も含めて伺い たいと思います。

- **〇議長(小坂利政君)** 太田産業振興課参事。
- O産業振興課参事(太田剛雄君) ししゃものふ化場につきましては、建設に向けまして、平成30年7月に実施設計業務を発注したところでございます。当初は、業務期間を平成31年6月末までとしておりましたが、震災による業務の中断等を考慮いたしまして、期間を令和2年3月20日までに延長し、現在具体的な施設の配置、構造などについて漁協及び河川管理者である室蘭開発建設部と協議しながら設計を進めているところでございます。

今後につきましては、実施設計終了後、室蘭開発建設部に対して水利権取得及び河川区域 に係る占用の申請等を進めてまいります。

施設の稼働時期についてでございますが、令和3年度に施設を建設、令和4年度から施設 稼働の予定で事務をとり進めております。

〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

- ○1番(東 千吉君) 今の答弁ですと、令和4年の秋からということでしょうか。
- 〇議長(小坂利政君) 太田産業振興課参事。
- **○産業振興課参事(太田剛雄君)** 秋から、ししゃもの親魚を入れまして卵を採取いたしまして、その子どもが次の春にかえっていく、そういった形になろうかと思います。
- ○議長(小坂利政君) 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番(東 千吉君) 先般11月3日に、本町のししゃも祭りがございました。その際に、私 もちょうどその場所におりましたけれども、町長、副町長、教育長と3人で、その場所でい ろいろと実感されている部分だと思います。

この観光の人口を見たときに、非常に大きなイベントであるというふうに自分で実感をいたしました。しかしながら、今ししゃもの資源関係の漁獲量を見てみますと、平成27年10ト

ンを切ってございました。その前、五、六年は本当に少ない量の漁獲量でございました。平成21年以前は100トン以上の漁獲量を維持できていたものと思います。近年は、ここ二、三年は50万トンを超えているということでございますけれども、ことしについては白糠を含めた向こうの産地も、非常にししゃもの資源、ししゃものとる量が少ないということでございます。資源量としては、資源調査をしていて、そんなに遜色ないということでございますけれども、やはり戻ってくるししゃもの量が少ないということでございますから、もっとししゃもの資源の維持・回復に力を入れていく必要があるのではないかというふうに私は思っております。加えて、むかわ町のブランドとして、ししゃもがあれだけ町内外、道外からも来て楽しんでいる姿を見たときに、このイベント、そしてまた、そういう人たちを満足させる、その大事な量、漁業者の生活、あるいは経営安定を含めた地域産業振興の大事な部分と思ってございます。

そうした中で、やはり水利権を取るのになかなか時間がかかるというふうに言われておりますけれども、少しでも早い操業、少しでもそういう操業開始が早まるような形を進めていっていただきたいというふうに思っているわけで、確かに震災がありまして、いろんなことを考えながら前へ進まなきゃいけないという部分があったと思いますけれども、何とか一年でも令和3年とかに進められるような、いわゆる水利権に時間がかかるということでございますけれども、そういう方向性で少しでも短縮できるような方法はないんでしょうか。

- 〇議長(小坂利政君) 太田産業振興課参事。
- O産業振興課参事(太田剛雄君) 1年前倒しのような手段は、ちょっと今からは難しいかと思います。水利権取得に当たりましては、いきなり申請を出すわけではなくて、今現在も河川事務所ですとか、室蘭開発建設部治水課等と協議を進めまして、申請してからできるだけ時間をとらないような形になるように、事前の協議を進めながら行っておりますので、御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

- ○1番(東 千吉君) 当初の説明を受けました実施計画の中の資源の、いわゆるふ化の事業量については変わりはないんですよね。
- 〇議長(小坂利政君) 太田産業振興課参事。
- **○産業振興課参事(太田剛雄君)** 資源量といいますか、ししゃもの親魚の生産量ということでしょうか。

- ○1番(東 千吉君) はい。
- ○産業振興課参事(太田剛雄君) 計画どおり変更ございません。
- 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

- ○1番(東 千吉君) すみません、ちょっとほかのことに頭いったので、今、質問があれだったんですけれども。たしか最初の設計の段階では、多分使う量が少し、ほかのししゃものふ化事業所よりも水量が多かったような気がしているんですが、そうでしたよね。
- **〇議長(小坂利政君)** 太田産業振興課参事。
- 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

- ○1番(東 千吉君) その部分で、水利権の申請で時間がかかっているということではなくて、通常の申請の中での時間のかかり方ということで理解してよろしいんですか。
- 〇議長(小坂利政君) 太田産業振興課参事。
- **○産業振興課参事(太田剛雄君)** はい。水量が増えたことによって時間がかかっているわけではなくて、実施設計が固まらないと水利権申請ってできませんので、水量が増えたことによっておくれているということではございません。
- 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[1番 東 千吉議員 登壇]

○1番(東 干吉君) わかりました。なるべく早い段階で操業ができて、地域のいわゆる活性化につながることを期待しております。ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

町長、多分町長の言葉であります「ピンチをヒントとして捉えてチャンスを得る」ということを町長、前に言っておられました。いっぱい獲物がいるからといっても、目をつぶって 鉄砲を撃ったのでは大きな獲物は得られないというふうに思います。鹿が解禁になったら鹿をとる、あるいはまた、ししゃもの時期はしっかりとししゃもをとっていくということだと思います。野球で例えるならば、点数をとるときには一打でしっかりとやっぱり点数をとっ ていかなきゃいけないといことだと思います。ヒットを打つことは、個人プレーとしては非常に評価の高いものではありますけれども、ワンチームとして目標をしっかりと掲げて、確実にその成果を得るということが非常に重要なことだというふうに思いますので、次年度の予算編成等も含めまして、そのことを心肝に染めていただいてやっていただきたいということを進言させていただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(小坂利政君) 昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時30分

○議長(小坂利政君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

### ◇ 山 崎 満 敬 議員

〇議長(小坂利政君) 次に、3番、山崎満敬議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

○3番(山崎満敬君) それでは、通告に基づきまして、2点ほど質問させていただきます。 まず初めに、去年の9月の発災から1年3カ月がたとうとしております。まずもって、町 職員の皆様には、この1年3カ月、懸命なる復興への努力をいただきまして、現在に至って おりますことを感謝申し上げます。

そこで、質問に移らさせていただきたいと思います。

災害時の避難所についてということで、避難所生活を送るための環境整備についてということで、1つ目として、収容人数が多く見込まれる避難施設にエアコンの設置をということなんですが、昨年の北海道胆振東部地震のときは9月でした。幸いなことに暑さが和らいだころでもありました。真夏の場合だと、最近は地球温暖化もあり、本町でも気温が高いころの避難所生活では高齢者の方や小さな子どもさんは耐えがたいものがあると思います。長期になれば耐えがたい。特に穂別地区では鵡川の海岸線と違って、窓を開ければすぐ風が出入りするというようなところでもありません。場所によっては、特に6月、7月から30度を超

える地域もあります。予算的にも大変なんですが、そういうようなところには、収容人数が特に多いような避難所の設定になるところにはエアコンをつけてはということを提案しておりますが、なかなか北海道の場合、まだエアコンという風潮が道でもないので難しいかと思いますが、温暖化がどんどん進むことによって、本当に6月、7月、8月の避難所生活を考えると、悲惨な結果が出るのかと心配するところもあります。

また、長い目で見ると、エアコンなどつけることによって、いろいろな地区で避難生活している、大きなところはそれなりに普通の生活に戻る人が少しずつ出てくる。小さいところの人たちがそういうエアコンとかついた暮らしやすいところに行ってもらって、小さい避難所を少しでも早く閉鎖して、1個、2個に集約することによってきめ細かな対応ができるんでないかと思われる。

そういうことでエアコンをということですが、2つ目として、避難所施設には、まず電気、その他避難生活に必要な備品、いろいろなものがあるかと思いますが、特に発電機についてですが、定期点検の方法と1年に何回点検するとか、さらには発電機を使用するときのマニュアルというのか、誰が使って誰が責任を持つかというようなことが決まっているのかについてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 災害時の避難所についてということで、お話したいと思います。

まず、収容人数が多く見込まれる避難施設にエアコンをということですけれども、2015年から2019年までの5年間で、7月から9月までの真夏日(最高気温が30度を超えた日)が平均ですけれども、鵡川地区で0.8日、穂別地区で5.2日という状況です。

基本的には、本町の公共施設の対応と同様に、網戸が設置できるところは網戸の設置、網戸の設置で改善されない場合は扇風機の設置というような対応をしてまいりますので、御理解いただければと存じます。

また、発電機の関係ですけれども、現在、指定避難所としましては34施設を指定しております。そのうち常設で発電機を設置しているのは10施設で、その他町が備蓄している発電機が16台、北海道開発局の防災倉庫に備蓄している台数が8台となっております。総計で34台という形になります。

点検につきましては、学校施設、四季の館に設置されているものについては委託をし、実施をしております。その他については職員で定期的に点検を行っております。

使用条件マニュアルは特にありませんけれども、現状では、災害が発生し停電が起きた場合、避難所開設にあわせて使用する形となっております。

〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

**○3番(山崎満敬君)** この発電機の数、大きなところには大体設備されているということでは理解してよろしいんでしょうか。

あと、発電機に関して言えば、定期点検とマニュアル的なことと言いますけれども、前回の地震のときも、場所によっては職員が行ってかけるのでと言われて、それをかたくなに守った人がおられます。その辺も臨機応変に、エンジンをかけて使えるならいいですよというようなことをその備蓄しているところの集落の人になるのか、その担当になるのか、そういう人たちにも伝えておかないと、前回は聞いたところによると、あるのに使わなかった。勝手に使うと後で困って、もっと大事なときにほか持っていったら使えなくなるんで使わなかったですということでおりました。ただ、そこの地区のために置いているものなんで、今言ったように臨機応変に、本当に住民の方が必要としたときに使えるようなそういう指導も含め、また、場所によっては燃料がなかった。ふだんこれ使っているかもしれないと思うんで、その辺は行って、年に1回ぐらいの定期点検や、これ足使わないと、汗かいて足使って確認しなきゃならないんですが、それを職員が行くのか、その地区の人に担当で何月には必ず点検してくださいと、その点検したのを報告してもらうとか、そういう方法をちゃんと構築しないといけないと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 発電機につきましては、議員おっしゃるとおり、大体大きな施設、特に学校施設については常備している形になってございます。それが約10台ほどございます。

発電機を使う部分では、そんなに難しいわけではありませんので、議員おっしゃるとおり、 臨機応変にその辺は対応してまいりたいと思います。

以上です。

〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

**○3番(山崎満敬君)** 発電機については、その徹底を図られるようによろしくお願いします。 エアコンなんですが、先ほど言いましたように、北海道ではエアコンという、道庁ですら ついていない中で、各田舎の市町村がそういう会館に、いつも人がいないところにつけていいのかという考えもなきにしもあらずというか、私も最近まではそう思っていたんですが、本当にさっき言った4.8とか5.2日、30度を超えた日がないという統計ではありますが、間違って何年に1回かの10日も20日も続くようなとき、しかもそのときに災害にぶつかったらという、人の命にはかえられないということを考えると、やっぱり大きな建物にはある程度つけても、そろそろ検討してもいいんじゃないか。先ほど言いましたように、なかなか予算の問題もあると思うので、これから検討すべきではないかと思われます。

特に穂別地区、網戸とか扇風機とかはいいんですけれども、時期になると鵡川の3倍も4倍も虫が出てきて、網戸のすき間から入るなどいろいろなことも出てくると思うんで、その辺も特に考慮してはいかがかなと思うんですが、2年後、3年後につけろとは言いませんが、将来的に含めて考えはないか、再度お伺いします。

### 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) エアコンでございますけれども、ことしのかなり暑い夏を超えて、いろいろとほかのところでもこういった御意見等もいただいているところでありますけれども、避難所ということで限っていいますと、大規模施設は主に小中学校の体育館あります。体育館の中でエアコンをつけての冷房というのは、非常に大型なものというふうになってまいりますので、あるにこしたことはないとは思いますけれども、なかなかその辺の設置は難しいのかなというふうに思ってございます。場所を区切っての中でやっていくということは今後可能かと思いますけれども、全体を冷やしていくというのは非常に難しいものというふうに考えております。

そういった中で、先ほどありましたように扇風機等、スポット的にはなりますけれども、 そういったものを常備しながら、そういったものを活用していきたいというふうに思ってご ざいます。エアコンを完全に否定するというものではございませんけれども、段階的に考え てまいりたいというふうに思っております。

それと、先ほど発電機の話がございましたけれども、基本的には突発型災害、今回突発型でございましたが、職員が開設まで間に合わなかった施設もあったかと思います。基本的には、通常は職員が先に行きまして、避難所の開設をして、セットをしてから避難者を受け入れるというのがマニュアルというか、流れになっておりますので、そういった中で発電機についても職員がやるということでございますけれども、ケースによっては職員より先に避難者が来てしまって、停電があってどうしても使いたいということもあろうかと思います。そ

こは先ほど参事も申し上げましたように、そこは臨機に対応できるように作業手順書みたい なのを備え置くとか、そういった工夫も今後してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

○3番(山崎満敬君) 今、副町長いいこと言ってくれましたよね、場所を区切って。私、体育館の中、でかいところを冷やせと言っているんでなく、先ほど一番冒頭に申し上げましたとおり、高齢者や小さな子どもさんたちが30度も超えるようなとき、しかも夜中も蒸し暑いようなとき、長期間ということになれば、ある一定な時間でもいいので小さな部屋をエアコンつけて、そこでちょっと涼んでもらったりとか、ぐあいが悪くなった人が一時避難生活の中で、そこで休んでいただく。そういうようなことを考えていたのは事実でございます。今、できないこともないという話をお伺いしましたので、ぜひこれから検討をいただきたいと思います。

もう1点、これから通称宮戸会館ですか、できる予定になっていますが、その辺の防災グッズといいますか、発電機を含めた備品のあり方とか、防災に強い建物という考え方で今後進んでいくのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 成田総務企画課長。
- ○総務企画課長(成田忠則君) 新設の生活館のお話でございます。現在、実施設計をお願いをするということで考えておりますけれども、施設整備後の備品関係については、新年度予算の対応ということになりますので、その中で、施設として必要な防災用品等もそろえていくような形で考えたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。
- 〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番(山崎満敬君) なぜその話をしたかというと、多分でかい建物なので避難所に指定されるだろうなということで、今ちょっと聞かせていただきました。ぜひ今言ったように、建てる段階からそういうことを考えながら建てていただきたいと思います。

それで、2つ目の災害対策本部と職員体制についてということで、昨年の9月6日の地震を受けて、災害対策本部、私もお伺いしましたが、てんてこ舞いの状態でした。ただ、いろいろ経験した中で、その地震、これから起こり得る風災害その他に向けて、災害対策本部の改善点といいますか、振り返って、余り人には言いたくないのかもしれないですけれども、

こういうことで今度は対応していきたいというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。
- **〇副町長(渋谷昌彦君)** 先ほどのちょっと答弁の中で補足したいと思います。

エアコンの設置について検討していくというふうには答えたというふうに私は記憶しておりません。否定するものではないというふうにお答えしたということで押さえておいていただきたいと思います。

災害対策本部の改善点でございますけれども、発災から現在に至るまで、本町の職員の勤 務状況についてお答えをいたします。

まず、災害対策本部に関する部分でございますけれども、昨年の9月6日以前の数多く災害ありましたけれども、これまで現状の職員体制で対応を図ってきたところであります。しかしながら、昨年の胆振東部地震のような大規模災害の場合は、さまざまな膨大な業務が発生いたしまして、外部からの支援を受けないと対応できないというふうに考えております。

今回、北海道内外から数多くの人的支援を受け、この局面を乗り越えることができました。 これは、現行の本部体制を改善するというよりは、受援をいかに効率的に受けるかというこ とだと考えております。本町の職員だけでなくてもできることや、その局面局面で行う業務 内容や業務量などを整理し、どれくらい派遣職員が必要なのかを事前に整理し、地域防災計 画などに受援計画として位置づけてまいります。

支援物資の受け入れ配送につきましても、胆振東部地震でも行いましたけれども、1カ所に集約し、そこから配送することなども防災計画の中で位置づけていきたいと思っております。

次に、発災後から現在に至るまでの本町職員の勤務状況についてでございますが、発災直後は、当面する応急対応に追われ、通常業務にも支障が生じておりましたが、北海道及び道内各市町村からの短期派遣または中期派遣も受けながら、これらの皆様の御協力により、通常業務と復旧・復旧推進業務を並行して執行してきたところでございます。

人的支援の期間や規模は、被災の規模により一様ではなく、目まぐるしく変わる情勢の変化に応じ、各職場状況の確認を行いながら人的支援を要望してきたところでございますけれども、要望に対して必ずしも職員が充足されないケースもあります。引き続き支援を要望をしているところでございます。

発災から約1年3カ月が経過をし、本年7月には復興計画も策定され、今後、計画に基づく創造的な復興に向けた事務事業を執行していくことになりますが、個々の職員が心身の健

康を保持し、その力を最大限発揮するため、必要な人員や執行体制につきましては、随時注 視をし、必要に応じて措置を講じてまいりますので、御理解をお願いいたします。

〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

- ○3番(山崎満敬君) どうしても去年の例を見ますと、絶対的な人数が足りなくて、各市町村から応援の職員が来ていただいて助かったというのを目の当たりにしました。その後はある程度他府県の、他町村の職員の方が帰った後、やっぱりいろいろなところで人が足りないなというのは感じました。特に、先ほど言っていた空き家対策なんかは大塚君頑張ってくれて、私が四、五年前にその空き家の数はと言って、1年ぐらいの間に数をはっきりさせますと言って、やっと5年して出てきて、先日も大塚君にはよく頑張ったと激励したんですが、その先ですよね。1軒1軒回って歩いて、その家をどう生かせるかというようなことも聞くためには、やはりマンパワーが足りないのではないかというふうに痛感しております。そのマンパワーが少ないことによって、例えば大災害でなくても、風災害、特に穂別地区と鵡川地区あります。ブラックアウトによる停電、もしくはがけ崩れの場合、光回線が崩れた、電源ないといったときには、今、衛星電話を町は数台持っていますが、それは本庁と支所との間で多少のことは連絡は取り合うことができると思いますが、いろいろな地区でのいろいろな情報を集約するためにはどのような方法でとるのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) お褒めの言葉、ありがとうございます。

衛星携帯電話につきましては、現在5台保有しております。2台については、穂別支所のほうに2台ありまして、そのほか1台ずつ、消防署の穂別支所と鵡川支所に1台ずつありまして、本庁のほうにも1台あります。

各避難所ですとか、そういったところの情報をどうとるかという部分ですけれども、現在、 防災無線のデジタル化を昨年度行いまして、そのデジタル無線を避難所には持っていかせま すので、そういった中でやりとりはできると思います。

〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

**○3番(山崎満敬君)** デジタル無線、ある程度電池式ですよね。あれも数時間たてば切れて しまうというような弱点もありますが、その辺さらにバックアップを今後考えておいていた だいて、進めていただきたいと思います。 また、今言ったように絶対的な人員が足りないと思うのは私だけなのか疑問なんですが、 そこで、危機管理室、今、大塚君頑張ってもらっているんですが、そういうところも、前に も提案させていただきましたが、消防退職者や役所の退職した人、再任用の形でもう少し人 員がいてもいいんじゃないかなというようなことを思うんですが、いかがでしょうか。

### 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 職員の体制、職員の関係につきましては、合併をしてから相当数職員採用を抑えてきた、また、団塊の世代の方々が多く退職していったということで、相当数の減少があったところであります。そういった反面として、成果としてといいましょうか、経常経費、人件費の抑制というのは相当されてきたのも事実でございます。ただ、そういったひずみが近年出てきているというところもございまして、職員採用については計画的にということで、この間採ってきているつもりでもございますし、近年は積極的にというふうにもしているつもりであります。

加えて、今、再任用ということでお話がございましたが、職員の再任用制度も始まりまして、そういった方々が新たにまた職場の中で活躍をしていただくというようなところで、総体的な人数というのは若干回復傾向にあるところであります。そういったところを見ながら、今後とも計画的な職員採用というのは努めていきたいというふうに思っているところでもございますし、まさに今、これから復旧から復興に向けて歩み出していくということも踏まえながら、そこは考える必要があるだろうというふうに思ってございます。

加えて、今、防災の関係でお話ございました。現在、そういった専門員として支所、そして本庁に1名ずつではございますけれども、そういったOBの方に入っていただいて、今、そこを守ってというか、第一線で活躍していただいております。こういった体制は今後ともできるだけ維持をしていきたいというふうに考えているところであります。

### 〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

### [3番 山崎満敬議員 登壇]

○3番(山崎満敬君) 体制の維持ではなくて、私が言っているのは増やしていただきたいということなんですよね。その増やすことによって、汗をかいて1軒1軒回って歩くというような、本当は後ほど、いろいろなところで聞いた1軒1軒聞いていないんじゃないかという話も出したいんですけれども、後で質問に出るかと思うんですが、そういうためにももう少しマンパワーを増やしていただきたい。維持しているんでなく、町民安心安全のために、増加に向けて努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 繰り返しの答弁にもなるかと思いますけれども、議員御承知のとおり、合併から14年目ですか。市町村合併そのものが最大の行革ですよということは言わずもがなとされています。その中には、行政改革での定数削減、途中退職等々もございますけれども、あくまでも個において通常の現場に向き合いながら、住民サービスの通常業務としても低下につながらないことをまず基本にしなければならない。適正な職員採用、そして組織力の強化というのは、これは最大限のこれからも目標にしていかないとだめかなと。

それと、先ほどの答弁と重なりますが、平常時の場合と、それと、大規模災害時の場合の職員体制というのは、明らかに異なるものだと捉えているところでございます。とりわけ大規模災害時、地方公共団体では予期せぬ膨大な災害対策業務、市町村単独では極めて困難な状況、これはどこの町もそういうふうな状況におかれているかと思います。そのため、今回の災禍を経験した町として、平時よりも応援の受け入れを前提とした、これは国・道もその応援体制については同じような考え方かと思いますけれども、人的なもの、さらには物的な支援の受け入れ体制、いわゆる受援体制というか、この受援のあり方というのが、我が町もそうですけれども、地域防災計画に応援を受ける受援のあり方というのが整理されていなかったことは事実であります。今回の経験を機に、こういった受援体制のあり方についてしっかりと整理を行いながら、地域防災計画にそのあり方、仕組み等々について整理をしていきたいと考えているところでもございます。受援体制の構築については、それぞれの自治体の実情によって異なるものと思いますけれども、そういったところを今回契機にこれからの事前防災、さらには天候の変動というのもキーワードにしながら備えを固めていきたいと考えております。

〇議長(小坂利政君) 3番、山崎議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

**○3番(山崎満敬君)** その大規模災害で得たノウハウをこれからぜひ生かしていただきたい と思います。

平成の大合併、ポイントとしては一丁目一番地で、人余りで減らす。今、気づいてしまえば、減り過ぎてやっぱり困っているという状態かと思います。ぜひ適正な、財政負担もないような形でできるだけの人数を増やしていただきたいと思います。

終わります。

# ◇ 舞 良 喜 久 議員

○議長(小坂利政君) 次に、2番、舞良喜久議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番(舞良喜久君) 通告に従って一般質問をさせていただきます。

空き家、教職員住宅の使用についてでございますが、前議員の空き家についての質問がありましたので、空き家につきましては、第1点だけ質問させていただきます。

それから、(2)の穂別地区の特に未住居、特に閉校後の教職員住宅の使用についての質問をさせていただきます。

まず、空き家についてですけれども、前回の答弁にもありましたけれども、ちょっと掘り込んで、ほかの議員からも質問あったと思いますが、空き家対策といたしまして、不動産とタイアップして、これは本州なんかでも、テレビなんかでも出ていますように、かなりタイアップしてやっているところもあるんですよね。答弁の中に、個人情報の問題でちょっと難しい問題があるということで、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇議長(小坂利政君)** 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 質問要旨にのっとって答弁させていただきたいと思います。空き家に関しましては、先ほど7番議員の質問の中でも答弁させていただきましたが、現在、空き家の実態調査とあわせて、今後使用できるかできないかというような調査もしていると答弁させていただきました。今後、年内に所有者にアンケートを送付し、今後の活用についてお聞きをしながら、空き家バンクへの登録もお願いしてまいりますので、御理解いただければと存じます。
- 〇議長(小坂利政君) 田口教育振興室長。
- **〇教育振興室長(田口 博君)** 教職員住宅の使用についての御質問についてお答えいたします。

現在、穂別地区の教職員住宅の数は29戸管理しております。そのうち、建築年数の古い老 朽化した3戸につきましては解体を計画しております。

残りの26戸のうち19戸につきましては、穂別の小中学校に配属されました校長先生を筆頭に教職員の方々が居住しております。

現在、未居住が7戸ございますが、教職員住宅は教職員専用の住宅でございまして、来年 度以降も、遠い過疎地であります穂別小中学校に赴任される教職員のための住宅でございま すので、御理解をお願いしたいと思います。 O議長(小坂利政君) 2番、舞良議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

- ○2番(舞良喜久君) 今の答弁、現在、教職員で使われている答弁でございまして、それと、今、閉校になっている富内地区とか、あと、稲里ですか。あと、前回言われていました栄の何軒か入っていると聞きましたし、和泉も何軒か入っていると聞きました。現在の入っている状況はどうかちょっとお聞きします。閉校になったときの教職員住宅の後についてです。
- ○議長(小坂利政君) 石川地域振興課長。
- ○地域振興課長(石川英毅君) 旧教職員住宅の取り扱いについての御質問かと思いますので、 私のほうからお答えしたいと思います。

まず、閉校となった学校の旧教職員住宅につきましては、一部教育財産から普通財産に用 途変更をしている住宅がございます。このうち普通財産にした場合につきましては、一定の 使用条件がございます。現段階では普通財産に用途変更した住宅につきましては、基本的に は老朽化の激しい住宅は解体、それから、使用可能な住宅については売却も含めて、その活 用策を関係部署で協議しているところでございます。

なお、仁和地区につきましては、昨年の震災の関係で被災された方がございますので、あいている普通財産の5棟につきましては、みなし仮設住宅として現在使用してございます。

あと、もう1棟につきましては産業振興支援ということで、これは農業実習生の研修施設、 受け入れ施設として1棟貸し出しをしているところでございます。

あと、富内につきましては、現在、借地の状況でございますので、ここは今、解体の方向 で進めているところでございます。

以上でございます。

〇議長(小坂利政君) 2番、舞良議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

- ○2番(舞良喜久君) 私もちょっと調べましたけれども、今出ていないのが稲里の閉校の後、ちょっと聞きたかったんです。私も何回か行って見てはきたんですけれども、三、四年ぐらい前に1軒入っていた様子があったんですよね。ちょっと僕理由はわかりませんので、あそこどうなっているかちょっと聞きたいと思います、稲里の閉校になったところ。
- 〇議長(小坂利政君) 石川地域振興課長。
- 〇地域振興課長(石川英毅君) 今の御質問についてお答えします。

稲里の部分の住宅につきましては、現在は使用してございません。先ほども答弁の中で申

し上げたとおり、今あいている住宅については、その活用策、先ほど売却も含めてというふ うに申し上げましたけれども、その活用策を関係部署のほうで今、協議、調整している段階 でございますので、御理解願いたいと思います。

〇議長(小坂利政君) 2番、舞良議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番(舞良喜久君) わかりました。この問題は前の議員からいろいろ聞いて、かなりの議員が質問されたということを聞いております。町長さんも何回かここの議会の中でできるだけ活用したいような話もしていました。そういうことで早目に協議をして、できるだけになった住宅につきましては、住民が使えるように今後進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

\_\_\_\_\_\_

### ◇ 北 村 修 議員

〇議長(小坂利政君) 次に、11番、北村 修議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) 北村でございます。質問をさせていただきます。

私は4点ほど質問をさせていただきますが、最初に、防災、減災ということで改めて伺っておきたいというふうに思います。このやつを挙げたのは、今、本町としては、昨年のこの経験のない大災害から、今、復旧・復興と全力を挙げておられるということは私ども承知の上でありますけれども、ことし御存じのように、全国的にまたこれまでにない台風等の災害が起きてきております。特に15号、19号と関東を中心に非常に大きな被害が出され、このことについては、この場で私からもお見舞い等々を申し上げる次第でございますが、私はこうした事態を、今、我々は復旧、復興の中ではありますが、ここからどのようなことを酌み取っていくかということが大事だなというふうに感じておりました。その立場から質問をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

特にこの台風15号との関係での大水害があったわけでありますが、振り返ってみますと、 我が町にあっても2016年のあの大雨台風の中で、かなりのところまで浸水区域を超える状況 まで来ました。一方、日高山脈を境にして北側というんでしょうか。十勝川のほうでは300 ミリを超える雨が24時間で降るという事態の中で、あの空知川の氾濫があって、そして、新 得のような大水害がございました。私はそれを見たときに、この位地がもう少し南側にずれ ていたら、日高山脈のこちら側に来ていたら、このむかわを中心として、川のことですが、 どうなっていたのかという大きな不安に駆られるわけであります。

そうしたことを考えながら、ことしの19号等の台風を考えたときに、いわゆる近年まれに 出てくる異常気象の状況というのが、これはもうもはや人ごとではないということが地震同 様あるんではないかというふうに考えるわけであります。その立場から若干質問をさせてい ただきたいというふうに思っているところです。

タイムラインの問題については、先ほどの7番議員のところで出されましたので省きますが、穂別地区での、私は特に穂別ダムと穂別川にかかわってお伺いをしておきたいなという ふうに思うわけでございます。

穂別ダムについては、これまでの幾つかの災害の中で穂別川自体が氾濫をし、水田等々に被害を与える等々がありましたし、また、そういう流れの中で、下流の鵡川にあっては、鵡川海岸といいますか、海の中に大量の土砂が流れ出て、ホタテが死滅したという歴史もございます。こういうものを振り返りながら、ことしのような状況があらわれたら、ここのところはどうなるんだろう。その点で、穂別ダム、穂別川の対策等をこれらを教訓としながらどのように考えておられるか、あるいは検討されているか伺っておきたいというのが1つでございます。

2つ目に、私は同時にむかわ町の防災計画を見ましても、それなりの対応、そしてハザードマップ等々が出されているわけでありますが、この穂別川を中心とするところの水害の想定するハザード等々については、私は少しまだおくれがあるんではないかというふうに懸念をしておるわけですが、先ほどの質問の中で、この職員のあり方について緊急時と平常時では違うんだという話もございましたけれども、私はやはり平常時の中からこういう災害に対する防災の立場での追及というのは本当にされていなければならないと思うんです。そうした点では、支所のほうにそういうことを本当に、穂別地区のあの広大な地域に、穂別川を中心として防災対策をやって、研究、検討をしていくとそういうふうな技術者等々が十分なのかという思いをいたします。その辺についてどのように考えておられるか、最初に伺っておきたいというところであります。

#### 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。

**○副町長(渋谷昌彦君)** それでは、2点目の穂別ダムの対応、穂別川の被災想定に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

穂別ダムにつきましては、農業用ダムとして水利計画に基づき、かんがい用水取水施設と

して活用されており、洪水調節機能を持たない越流型のダムであります。

当該ダムにつきましては、穂別ダム管理規程に基づき、利水期間中はかんがい用水の注水 量の増加を目的に下流利水量と貯水量とのバランスをとりながら運用をしております。

大雨により貯水量が満水となり、越水状況によって下流水域が急激に上昇すると予想される場合には、稲里から中島地区に設置している4基のサイレンの吹鳴により下流住民へ周知を行うとともに、関係機関へ通知を行っております。

穂別川の被災想定につきましては、過去の災害状況から鵡川本流の水位の上昇により、穂別川と鵡川の合流点の河川周辺の田畑等が冠水した経過もあり、これらを想定した当該地区の居住住民の一覧表を作成し、対象住民を把握しております。

鵡川の河川状況を監視し、冠水のおそれがある場合、地区の住民に避難の呼びかけを実施 しております。

今後におきましても、町民の生命を守る観点から関係機関と連携をし、災害対応を図って まいります。

次に、3点目の支所におけます防災等の技術職員の状況についての御質問ですが、平常時は建築関係職員2名、土木関係職員3名、水道関係職員1名の計6名の配置となっております。

なお、災害時につきましては、職員の居住地を基本に配置することとしておりますので、 穂別地区から本庁へ勤務している2名の職員は支所勤務となり、鵡川地区居住の1名の職員 は本庁勤務となりますので、計7名の技術職員が配置される状況となっております。

このほか危機対策専門員を1名支所に配置しております。

ちなみに、本庁側の技術職員も7名という状況でございます。

〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) 今、穂別ダム、穂別川で災害の場合の避難状況というのは報告されました。私がここで改めて御質問したいのは、いわゆる今回の台風15号なり、19号なり、これまでのデータを超えるような水量あるいは暴風等々があらわれてきているわけです。2016年の場合の新得や広尾方面にかけたあの雨量というのも予測を超えたものであったわけです。こういうふうな状態が出てきている。やはり我々もそういうものを含めて検討していかなきゃならない時代に来ているんでないかという感じがするわけで改めて伺いますが、そういう点での検討が必要ではないかということで改めて伺うんでありますが、同時に、私なぜこれ

を考えているかというと、穂別地区、穂別ダムの上流というのは、既に過去から考えてみたら、相当前はあそこにたくさんの人々も暮らし、住家もあったと聞いております。現状、あの高速の上からでございますけれども、ずっと見てみますと、木もなく、単に原野状況になって、広々と残った形になっています。それが長和のほうまで続いてきています。私はこういうふうな保水力もなくなっているような状態が穂別、いわば鵡川の上流にあると、穂別川の上流にあるということになれば、この近年出ている大雨等々のような状況がもしこの上流にあったならば、私は本当に大変な事態になるんではないか。やはりそういうことも含めて防災対策というのを検討していく必要があるんではないか。だから、これは平常時であっても、そういうことを含めて、今から調査検討をしていく。そういうことが必要ではないかというふうに思って質問をさせていただいているんです。ですから、そのためのこの技術対応の人たちもあっていいんでないか。

もう一ついいますと、この間、本州であった大きな台風被害でのその後の問題点の中に、合併町で見れば本所が、役場がなくなったところで支所だとかそういうふうになっていったところ、こういうところの防災対応というのがおくれていて、大きな被害を出すというような結果も出ています。こうしたことに私たちは敏感に学んでいく必要があるんではないかという意味で御質問させていただいているわけでございます。その点で改めて伺っておきたいというのが第1点。

それからもう一つは、穂別ダムの問題です。

この穂別ダムは、これまでの大雨という状況の中でもあれだけの被害をもたらす事態がございました。これが16年のあの日高山脈を越えた向こう側に起きたような状況としてこちら側にあった場合に、私はこのダムにおける越波を含めて、この状況というのは大変なことになっていったんではないかというふうに思うんです。そういう点では、あそこにたまった土砂を含めて、やはり今から何らかの検討をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、改めて伺っておきたいというふうに思います。

### 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事(大塚治樹君) 防災対策に関しましてお話したいと思います。

先ほど7番議員のときもお話しましたけれども、タイムラインというものが現在でき上がっております。このタイムラインの前提となるものは、気象台からのデータと開発局からの水位情報という形になります。この水位情報も今までは現況の水位観測所の水位だけでしたけれども、このタイムラインの協定を結んだことによって、気象台からどれぐらいの雨が降

るという予測まで開発局のほうに流れます。その情報を得て、開発局が今度、例えば穂別観測所でどれぐらいの水位に達するよというような情報もいただけるようになっておりまして、そういう中で防災対策をしていくことによって町民の安全を守っていくということがこのタイムラインの中で行っていきますので、その辺につきましては、例えば台風がもう接近しますとか、進行型の災害ですので、時間がある中でやっていけるような形になっていますので、その辺については気象台と開発局と連携しながら進めていけますので、御理解いただければというふうに思います。

- 〇議長(小坂利政君) 江後建設水道課主幹。
- **〇建設水道課主幹(江後秀也君)** 穂別ダムの異常時の体制の件でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

実際、28年、異常時の洪水体制という形を進めてきた状況なんですが、ダムの水位が上がったときに洪水体制という形でダムで体制を敷きまして、そこからあのダムが、結局室蘭開発建設部河川管理者の管轄に置かれているダムでございます。そうしますと、ダムの水位が1時間ごとにどんだけ上がっているというのは全部河川管理者に対しましてファクス、また、むかわ町危機対策本部、警察、消防等にもう全部、ダムの水位状況は全部報告しているという形になりますので、今後もこのタイムラインの中にも穂別ダムの水位状況という形は組み入れられる形の中で、今後の水害の対策といますか、防災対策という形に結びつくかと思いますので、今の穂別ダムとしましては、農業ダムですので洪水調節は持たないので、雨に対しては抑制するという機能は持っていないんですが、情報はとにかく提供するという形での防災対策に結びつくかと思っていますので、御理解くださいますようお願いします。

〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) 穂別ダムにしても、そのような状況というのはどのぐらいの雨量を 想定していますか。これを伺っておきたいと思うんですけれども、私が今言っているのは、 例えばことしで見れば、19号で見れば、24時間で600ミリから、さらに700ミリを超えて約 800ミリぐらいまでの雨量なんですよね。おおよそ我々が経験したことのない事態なんです。 ここまでいかなくても、2016年のあの十勝方面で災害を起こした、空知川を氾濫させた新得 から広尾方面にかけてのあの雨量でさえ、24時間で300ミリを超えている。あれでもあれだ けなの。そういうようなことが仮に穂別ダムの上流等々、穂別川の上流等々に来た場合にど ういう状況が想定されるか。これは経験ない。だから、今タイムラインという、私あえて質 問しませんでしたけれども、それは災害時の話なんですよね。だから、僕は平常時からそういうことを想定し、例えば穂別ダムであれば、もう予想される、はっきりしている。これまでの経験上はっきりしていることは、大雨台風が来て、あそこに大量の水がたまった場合に、上流からたまっている泥、さらに上からの土砂が流れてきて、それが上から越波して流れていく。それが下流に大きな影響を与えて、海に大きな影響を与えていくというそういう経験を私たちはこれまで何度かしているんですよね。そういうことを本当にこの間の異常と言われる気象状況を見たときに、これが来ないとは限らないわけ。そこまで来ているかもしれない。そういう状況の中で、私はやはりそれなりの対応を今からしておく必要があるだろうというふうに思っているんですが、その点での認識を伺っているわけで、改めて伺っておきたい。

### 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) タイムラインで雨量想定ということではないんですけれども、あれ は時間軸でのお話でございます。どの程度の被害になるかというのは、今、議員がおっしゃられた雨量によって被害の範囲というのもまたいろいろ変わるんでしょうけれども、そういったこと踏まえて、気象庁の情報等々の中で恐らく被害の想定もしながらやっていくことなんですけれども、穂別川に限っていえば、1級河川鵡川のようなハザード、浸水区域の想定というのは実はされておりません。これは道費河川で、開発の河川も穂別からの上流の富内川についてもされておりません。ですから、そういったところ、まず河川管理者に、これからそこをやっていくことになると思うんですけれども、お願いをしつつ、まずそういった浸水区域を想定雨量の中で出していくというところから次のステップにまた入っていくんだと思います。そういったことも含めて、道費河川、また、一級河川の上流側というのもこれからきめ細やかな浸水区域の想定、それに備えた対応というのがしていくというふうに思っております。

それと、ダムについては、越流ダムということでございますので、入ってきた量が越流していくということで、基本的にダムが決壊するということにはならないというふうには思っておりますけれども、ただ、おっしゃるように、上流が非常に荒廃しているということもあって、かなり濁った土砂と一緒の水が出てくると。これをダムの中で沈降させて、下流に流すということにはちょっとならないんだろうなというふうに思っております。それは、上流の荒廃を少しでも何らかの形でとめていくしか手だてはないのかなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、河川管理者と、ダムの管理者もありますけれども、と連携を図りながら、 今後の災害に備えるよう努力してまいりたいというふうに思います。

〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) そういうことで、ぜひここら辺のところ、相当時間も要するでしょうし、非常に難しさもあろうかというふうに思うんですけれども、これは山奥の問題ではなくて、これ本当にむかわの海まで影響したという歴史を我々は身近に感じているわけで、そういうことを含めて対応をお願いしたいというふうにして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目には、JR日高線の存続にかかわっての問題であります。

1点目は、JR日高線の問題が苫小牧から様似間で見れば、一つの動きがございました。 そういう中で、鵡川から様似間というのはバス路線の転換というふうな報道もされておるようであります。それはそれで、その間の沿線の代表者の皆さんがいろいろ御議論されたんだろうというふうに思っておりますが、そこで、本町としてはこれらについてどのように見ておられるのか、あるいは対応されておられるのかという問題でございます。特に本町は、鵡川苫小牧間というのは日高線としては残されているわけでございまして、次にそこのところへの影響というものは大丈夫なのかということが多くの町民の皆さんの心配事にもなっているわけでございますが、それらを含めて対応と見解を伺えればというふうに思います。

2つ目には、これらと期を同じくして、日高方面からの高速バスについて、この高速バス 部分を廃止していくという方向が出されました。これらについて、本町への当然報告といい ますか、等々もあったのではないかというふうに思っておりますが、それらを含めて、また、 町民の皆さんへのこの影響も含めてどのように捉えておられるか伺っておきたいというふう に思います。

3つ目には、こうした形でJR北海道が地方路線の廃止という方向にかじを進めてきて、何となくこれが全体として進められるというような状況になっています。私はここで伺いたいのは、こういうふうに鉄路をなくしてバスに転換するという形が本当に道民や住民の足を、将来の安心を含めて守るということになるのかどうかということが懸念されるわけでございます。私は、バスへの転換では絶対これはもう将来的に住民の足を守るというようにはならないなというふうに思っているところです。少し言わせていただければ、本町は既に富内線が廃止されて、それにかわる代替バスも進めてまいりました。しかし、これもなかなかやっ

ぱり大変なものがあって、自治体が請け負わざるを得ないという状況もあり、しかし、それも大変になって、何とか民間の努力で今続けられているというような実態があります。こういう中で、かなりの課題もあるようです、運転手等々の。そういう経験をしている町として、これらJRのあり方について、日高線の問題含めて、これらのあり方にどのように見ておられるのか、改めて見解を伺っておきたいというふうに思います。

### 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。

○町長(竹中喜之君) 1点目のJR日高線の鵡川様似間の関係につきましては、11月12日に 開催されました日高管内の臨時町長会議におきまして、バス転換に向け、それぞれの町がJ R北海道と個別協議に入ることが決定されているところでございます。

むかわ町としましては、この区間、様似から鵡川間には汐見駅というのがありますことから、日高管内町の協議の動向というんでしょうか。流れというのもこれからも注視しながら、むかわ町の地域交通の維持、そして充実、こういったものをしっかり向き合いながら、交通事業者等との連携も強化してまいりたいと考えているところでございます。

次に、日高方面からの高速バスの廃止についてでございます。

日高ターミナル、これは山日高という表現が適切なのかどうかわかりませんけれども、と 札幌駅前を結ぶ高速ひだか号と日高ターミナル、山日高と苫小牧駅前を結ぶ特急ひだか号、 この2つの路線について、12月のダイヤ改正をもって廃止をしたいという旨、10月に文書で 受けて、直接の交渉を一度もその段階ではしていません。道南バス会社から通知があったと ころでございます。

この通知、関連町としては4町、日高、平取、むかわ、厚真、あるわけですけれども、それぞれの町、直接の交渉なしにこういった形になってきているところで、当時かなり困惑していったところでもございます。路線を存続するよう道南バス会社に要望書を、この文書が来た段階でもう既に要望書を提出したところでございます。

道南バス会社のほうからの回答につきましては、日高ターミナルと苫小牧駅前を結ぶ特急 ひだか号につきましては運行を継続すると。日高ターミナルと札幌駅前を結ぶ高速ひだか号 については、運行に必要な乗務員が確保できないという状況が続いているとの理由から、廃 止をするという内容でございました。これを受けまして12月5日に、先ほど申し上げた関係 する4町合同で道南バス株式会社の本社に出向きまして、社長及び幹部の方々に対し、改め てこの路線の維持確保について要望をしていきている状況でございます。

3点目の少子高齢化、そして過疎化というのが進行している我が町にとりまして、JRの

路線廃止がされるということは、生活に必要な移動手段の選択肢が制限され、生活そのもの に影響を及ぼす可能性があります。これまでも触れられてきているとおりでございます。

鉄道につきましては、定時性だとか利便性、そして快適性にすぐれた乗り物であり、むかわ町にとりましても、通学、さらには通院等で利用される方が多い状況から、北海道全体で持続的な、これもこれまで申し上げてきているとおりでございます。交通網の確立に向け、引き続きJR北海道の自助努力というのを前提としつつ、国の実効性のある支援、さらにはそれぞれの沿線関係町、関係自治体における利用促進に向けた運動の展開というものを進めてまいりたいと考えております。

〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) バス問題、要請をしたということなんですが、そういう中で、その後の見通し的なもの等々というのは、道南バスのほうも運転手がいないということが最大の理由、今おっしゃったように最大の理由だというふうに私も伺っておりますが、やはりこういうことであれば、やがてこういう事態が続いていくのかなというふうに思ったりもするんですが、そこら辺のところの印象どのようにお持ちなのかということをちょっと伺っておきたい。

それと、1番目の問題で、鵡川苫小牧間への将来的な影響、ここのところは難しい話だというふうに思いますが、これらについてはJR側から何らかのアクションがあったり、あるいは、それは相当守りますとか、いろいろな形があろうかと思うんですけれども、そういう協議等々はないのか、あるいは、そういうことについて懸念するというような状況はないのか、改めて伺っておきたい。2つお願いします。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 道南バスの関係、まず最初に、特急ひだか号についての運行の継続をということで、議員御存じのとおり、道南バスについてはそれぞれの各町の地域公共交通活性化協議会という中に入って、これまでの地域の実情に見合った交通の確保等々で向き合った関係もあるということから、それぞれの町として廃止を前提とするんではなくて、今後に向けて、例えば路線のあり方だとか、それと、接続プランというんでしょうか。こういったところも含めながら、関係整理を図って、地域公共交通のあり方というのをさらに、より丁寧な協議というのを進めていくべきではないのかということで、この間来ているところでもございます。

そこで、この交渉というんでしょうか、向き合いを受けて、道南バスとしては高速ひだか 号については廃止の旨、その時点ではあったわけでございますけれども、当初廃止提案、し かし、今後に向けて地域公共交通の確保と利用促進などを含めながら、継続的な協議を図っ ていこうということで、しかし、先ほどの乗務員の関係もございますんで、一時運休という んでしょうか。廃止から運休という表現で、今後に向けた協議を継続していこうということ になっているところでもございます。

それと、JR日高線の苫小牧鵡川間につきましては、これも御存じのとおり、鵡川様似間については余り使いたくないですけれども、レッドライン。鵡川苫小牧についてはイエローラインというんでしょうか。この黄色の部分のラインについては、維持困難は維持困難線区ではございますけれども、今現在、北海道としっかりと協力体制をひいて、できることからの利用促進策の予算化もしているところでもございます。こういったところをベースにしながら、あくまでもこれは国の支援策というんでしょうか。実効性のある支援についての要請のまだ下準備ともされておりますので、そういった中で、JR北海道から直接的に鵡川様似間の問題を通してのその以降のお話というのは来ていないのが現状でございます。

### 〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

### [11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) バス転換というのは、申し上げたようにこれから人口減少が続き高齢化が進むという中で、運転手の確保を初めとして難しい問題があろうと思っています。さらに、近年のバス路線の状況を見ると、どうしても民間のバス会社は利益のある、利潤が出せる路線に移行していくというのが、これは資本の原理として当たり前かもしれませんが、そういう状況です。それをとめるとなると、自治体が相当な負担を持って頑張らなきゃならないという事態になっています。ですから、鉄路を廃止してバスで代替をすればいいんだというこの発想をやっぱりやめさせる。そういう取り組みを私たちはこれからも慎重に行っていかなきゃならないと思っています。ぜひその立場で御努力をお願いしたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

3つ目は、IRの道内誘致についての問題であります。

この問題については、既に御存じのように、北海道知事が大いなる決断をしたようでございます。その中にはいろいろなことがあったというふうに思いますが、いずれにしても北海道民の多くの方々がカジノ、ギャンブルを中心としたそういうものは要らない、この声がこの知事の背中を押したんだろうなと、そういう道民の皆さんの取り組みがこの実現になった

なというふうに私は思っているところでございます。

しかし、同時に、知事は次なる機会があれば手を挙げたい、そういうことも言っていらっしゃいます。しかし、やはり道民の多くの声が今断念させたように、北海道にはギャンブルがなくても、やはりこの豊かな自然、そして、我が町を中心とするこの農産物、海産物、こうした自然豊かなものがたくさんあります。そういうことを発展させることこそが大事だというふうに私は思っておりますが、その立場でこれらの問題についてどのような見解を持っているか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 統合型リゾート、いわゆるIRの道内誘致につきましては、要旨説明の中でも議員触れられておりますように、11月29日、道議会の本会議の中で、鈴木北海道知事は、優先候補地周辺に希少動物が生息する可能性があり、申請期限までに環境影響評価が間に合わないとして、2021年の7月までの国への申請というのを見送ることとしております。むかわ町としましては、これまでも何度か議員とはやりとりは入り口の部分でしているかと思いますが、これまでと同様に懸念されている治安の悪化だとか、さらには青少年の健全育成、そしてギャンブル依存症の増加、さらに環境保全等の社会的影響とこういった課題対策というのがまず前提解決というのが捉えているところでございます。
- 〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) この問題では、10年後になるんでしょうか。またという話もございますけれども、こうしたものは恐らく道民は選ばないだろうというふうに思いますし、私たちもそういう方向は要らないということをはっきりとこう申し上げていく必要があるなというふうに思っておりますし、その立場で御努力をお願いしたいということを申し上げて、次へ進みたいと思いますが、4つ目に、教職員の変形労働の導入の問題でございます。

この問題については、公立学校の教職員の給与等特別措置法というのがつい先日の国会の中で、全国津々浦々の教育関係者、教員を初めとする皆さんの、こんなことでは教員のなり手もいなくなるし、教員にかかっている長時間労働、こうしたものはなくならないどころか、さらに過労死を生むようなそういう事態をつくるものだという大きな声がありながら、国会の中では通りました。しかし、この法案の採決までの過程の中に、非常にこれまでの法案には見られない特徴がございます。例えば、多くの教員がこういうものに同意しない場合にはどうするのだというやりとりの中で、文科大臣は、学校のみんなが嫌だというものを条例が

できたからといって動かすものではない。何か決めておきながら、もうこの内容はだめだということをみずから認める。そういう発言をしながら、この法案が通されるという全くふざけた内容です。しかし、いずれにしても、このことがやがては、うちの町独自で条例をつくる必要はありませんが、北海道が多分条例をつくり、それを押しつけてくるという可能性もございます。しかし、これらの問題が本当にこういう形で学校現場の実態に合っているのか。そういうものを見た中でのものなのか。そして、このことが子どもたちの健やかな成長にどんな影響を与えるのか。非常に懸念されるところでございます。こうしたものは本当に許されないという立場を貫かなきゃならないというふうに私は思っておりますが、そこら辺について改めて見解を伺っておきたいというふうに思うところであります。

- 〇議長(小坂利政君) 八木生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(八木敏彦君) 教職員の変形労働時間制についてお答えをしたいと思います。 1年単位の変形労働時間制を可能といたします公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与 等に関する特別措置法の改正案が先日12月4日参議院本会議で可決し、成立したところでご ざいます。

変形労働時間制は、学期中の勤務時間を長くし、長期休業中の勤務時間を短くするなど柔軟にし、休みを取りやすくすることが狙いの一つでもあります。

今回の改正は、あくまでも導入を可能にするものでございまして、導入するかどうかにつきましては自治体の判断によることとなってございます。

教育委員会といたしましても、働き方改革アクションプランを策定し、学校閉庁日を年11 日以上と設定するなど教職員の働き方改革を進めている状況でございます。

今回の法改正により1年単位の変形労働時間制は令和3年度から適用となりますが、導入に当たってはこれまで以上に教職員の勤務実態等の把握に努め、働き方改革を進めるという総合的な見地から慎重に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) 慎重に判断ということありましたけれども、若干伺っておきたいと思うんですけれども、まず、教員の勤務実態なんていうのは、多分つかまれていないと思っているんですが、そこら辺のところどんなふうに。そのことを今調べるということになっているんですが、どのように見ておられるかというのが1つです。

それから、この中でいう変形労働制は、簡単に言うと夏休みの時間の分をほかの残業に振

り分けるという形です。これが本当に実態と合うかどうかという点で、むかわの現場として どのように見ておられるかというのが2つ目。

それから、3つ目に、この変形労働制というのは、厚生労働省が言っている他の部門での変形労働制の定義から見て、これ当てはまると思いますか。その辺どのように考えているか伺っておきたい。

- 〇議長(小坂利政君) 長谷川教育長。
- ○教育長(長谷川孝雄君) ただいまの質問に対して答弁いたします。

勤務実態調査につきましては、現在進めているところでございます。週何時間以上労働しているかについては、今、文科省、そして道教委のほうから調査を進めるように伝えられておりますので、現在調査中であります。

それと、先生方の1年間通して繁忙時期と、それと、夏休みと冬休みにその繁忙期に働いた時間を夏休み、冬休み休めるということなんですが、実はその繁忙期が実際、例えば入学、卒業のときなのか、運動会とか学芸会のときなのか、そういった部分ではまだまだ現場の実態を私たちはつかんでおりませんので、現場の先生方の声を聞きながら、実際どういう形が理想なのか含めて、それと、今これ決まったばかりの法律でありますので、これから多分道教委ではいろいろなケース・バイ・ケースでモデルプランが出てくると思います。そういった部分を調査研究しながら、先ほど課長答弁したとおり、慎重に判断していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) 夏休みは暇だろうから、その分の時間を別なところに充てて変形労働制にするんだという、簡単に言えばそういうことなんですけれども、それを学校の先生に聞くと、夏休みにはその次の学芸会の準備の脚本から何かだとか、そういうものを含めているいろな準備をして、夏休みにもまた残業が重なっているというような実態だというふうに伺っております。そういうような中で、こういう変形労働制なんていうのは、さらに教員の時間を増やすものだし、もっと言えば、答えがありませんでしたけれども、厚生労働省が変形時間労働制を導入する際の定義と言っているのは、正確な労働時間の把握も変形労働制の導入の前提になるというふうにして、もうそういうことが明らかにいっぱいあってということはちゃんとなされていないとだめだということであるし、もっと言えば、教員にこういうのは無理なんですよ。教員には給与等の改正というふうに言っているのは、教員には時間外

手当がないんですね。給与の4%上乗せになっていて、その分で頑張ってもらうということになっているんです。そういう状況を全く無視して、これを自治体がやるという、絶対に許されない。幸いにして、これの法律では、都道府県及び政令都市で自治体条例をつくるとなっています。町がつくるわけではありません。ですから、道のほうにこういうことは現場としては相入れないというふうに言っていく必要があるんではないか。

それから、子どもへの影響ということを質問に出しましたけれども、答えていただいていません。私はこれは子どもへの影響も多分にあると思っています。現在ですら学校の先生に聞きますと、今度、高学年に英語の時間帯を入れなきゃならない。そのために時間をどうするのか。そうしたら何をするか。ほかの時間を削らなきゃならないんだ。例えば、運動会で今まで10時間使っていたら、それを5時間なり7時間に削って、その分を英語に充てるというようなことをしないと学校をやっていけないんだというような、今、現場の実態です。こういうものを放置しておいて、こんな変形労働制なんていうのは絶対に許すべきではありません。

私はそれよりも、今一番大事なのは役場職員の皆さんの働きにも通じるかもしれないけれども、教職員の数を増やすことです。これなしには学校現場の当たり前の教育時間が設けられません。先生方の長時間労働が解決しません。

それから、2つ目には、先生方への雑用を減らすことです。こうしたことのない限り、この時間の問題は解決しない。なのに、今度は変形制。絶対許されないというふうに思っています。それらを含めて、改めて今申し上げたことに対する御意見あったら伺っておきたい。

- 〇議長(小坂利政君) 長谷川教育長。
- ○教育長(長谷川孝雄君) 北海道の町村教委連、また、北海道都市教委連も含めて、文科省のほうには道教委含めて、先生の加配の問題、それと、教科担任制も含めて、今、要請活動を行っているところであります。議員おっしゃるとおり、やはり人を手当しないとこの問題は解決しないという部分では私も同じ認識であります。そういった部分では、そういった要請活動をしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。
- 〇議長(小坂利政君) 11番、北村議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) 本町議会で我々議員の中からも、これまで何年にもわたって教員の 長時間労働制の解消の問題、子どもたちの30人学級とあわせて、意見書を毎年のように出し てきました。その結果が今回、国のやることはこれなんですよね。そして、前段御紹介しましたけれども、文科省の萩生田大臣は、みんながそれはできないというものは、法律が決まったとしても押しつけるもんではない。非常にいいかげんなことを言って、いいかげんというか、責任を持たないようなことも言われている。こんな中で、こんな大事なことを、子どもたちの未来にかかわる問題も含まれているのに、こういう法律の中で決められるということ自体許されないというふうに思っています。ぜひ先ほど答弁された内容で御努力されることをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(小坂利政君) しばらく休憩をします。

再開は15時20分とします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時20分

○議長(小坂利政君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◇ 津 川 篤 議員

○議長(小坂利政君) 次に、10番、津川 篤議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 第4回定例会に当たりまして、通告に基づきまして、大きく分けて 3点について御質問をさせていただきたいと思います。

まず、その第一については、むかわ中央通りの整備計画についてということでお出しをしてあるわけですが、これはやはり町民の皆さんは復興・復旧という一つの柱が、町を中心とした整備計画がどうなっているのかというのがやはり一番の関心のもとではないかと。どなたさんに聞いても、これらがどうなっているんだというような質問をよく受けるわけで、これらについて具体的に考え方についてお伺いするものであります。

まず、その第1点については、空き地対策についてどのようなことを検討されているのか、 お伺いをしたいと思います。

2つ目には、地主さんとの話し合い、これも当然9月の段階で全壊した家の解体作業が全 て終わって、今現在、全て更地になっているという状況の中で、これらの利活用についてど のように行政側として対応するのかと。

さらには、私もこの発災で初めてわかったんですが、厚真道路を中心に、東側については 町道、それから、西側については道道というふうに中央通りなっていることは皆さん御承知 だと思うんですが、ただ、この中で、発災で初めて明らかになったのは、末広地区に町道で なく道道の用地が残っていると、その民地の中に。これらの処分が今日まで終わっていなか ったと。これらについては、どういう状況でそれが終わっていなかったのかどうなのかとい うことをお聞きしたいと思います。

さらに、今後この中央道路について、行政としてどのような対策を練っていくのか。それ らについても考えがあればお伺いをしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 末広地区の関係については、やりとりの中で順次ということで、まずは、津川議員の質問要旨に基づきながら御答弁をさせていただきたいかと思います。

まず、昨年の胆振東部地震の発生を受けまして、被災された建物の撤去による町なかの空洞化というのが一気に進行しました。このことによって、にぎわいの創出だとか、これからの町並みとしての景観面、環境面での問題の発生が懸念されるところであり、中央通り土地利用は重要な課題の一つとして認識をしているところでございます。

しかし、御案内のとおり、土地利用につきましては、個人の権利だとか、そして周辺との 利害も関係してきますことから、それらの課題もクリアしながら調整、調査していくことが 必要であり、また、短期的視点と中長期的な視点に立ちながら段階的に進めていくことが必 要であると考えております。

次に、土地所有者との話し合いについてはどのように検討するのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、土地利用の目的に応じた段階的な対応が必要と考えているところでもございます。

なお、震災以降、空き地にあった土地のうち、町に土地の寄附を希望されている方につき ましては、随時協議を進めているところでございます。

次に、中央通りの具体的な計画についての御質問につきましては、御承知のとおり、7月に策定されました復興計画の産業・経済の再生と発展に位置づけされておりますまちなか活性化に向け、商工会、さらには町民の皆さんと協働した方策の検討と実施において、これからとり進めて、いや、現在も進行形でございますけれども、とり進めてまいりますので、御

理解をいただきたいと思います。

〇議長(小坂利政君) 10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

- ○10番(津川 篤君) 土地利用については、地権者もあることですから、これは今、町長さんが述べられたように、今後そういう部分ではお互いの理解を求めながら、まちづくりのために進んでいくと。これは当然町としてやっていかなければならない、そういう条件だろうと思うんですが、ただ、地権者の皆さんにしてみれば、自分の土地が更地にはなったけれども、今後の見通しについて、やはり町から何の相談もなかったら、自分たちがこれから進む方向性も出せないと。そういうものを窓口として、行政の中にこういった人たちの意見を聞きながら、今後どういうふうに進めていこうとしているのか、その地権者の皆さんも見えていないんです。だから、見えるような形でこれを今後進めていただきたいというふうに思うんですが、その点について内部で今どういう協議をなされているんですか。
- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) いろいろ空き地と、それと、町なかの活性化とがかなり重なってくるところがございますので、よろしくお願いしたいかと思います。今回の御質問にあります、東西に延びる、鵡川地区でございますけれども、約1キロメートル、この範囲で、鵡川地区の中央通り市街地では沿線の建物被害、相当数甚大な被害とされているところでもございます。住家と非住家を合わせまして、現在のところ29戸が解体され、町並みの景観というのは一変しているところでもございます。こういったことも受けまして、先ほど津川議員のほうからも触れられましたように、この町なかの再生、活性化というのは、単にそこの部分の市街地のみの問題ではなくて、町全体の方向性というのが問われるものと捉えているところでもございます。復興計画にも記しておりますように、その中でのにぎわいだとか、そして、なりわい。そういった味わいというんでしょうか、むかわ町としての。こういったところを醸し出す町なかの存在意義というか、そういったところも明確にする活性化への道筋となるものと考えているところでもございます。そのためにも、関係します空き地の土地利用なども含めました町なかの活性化のビジョンづくりでしょうか、これが必要とされておりますので、町民の皆さんでの共有と、それと、共有認識というのをベースに、活性化の取り組みスタートの地点に立つことができるものと考えているところでもございます。

そこで、今後の具体的な取り組みについてでございますが、年明けに、年明け早々でございますが、まずは役場内ので、これは今、現存する政策企画会議になるかどうかわかりませ

んが、役場庁内でのまちなか活性化検討会議、これを立ち上げたいと思います。そして、それと並行して、町全体の会議として、今、穂別地区、鵡川地区の市街地が被害が大きいということで、それぞれの地区で協議というんでしょうか、まちづくりグループ等の組織も立ち上がっていますので、そういったところも包括するような、融合するような感じで、全体会議と地区別会議を兼ね備えた中での、これも仮称でございます。まちなか活性化推進会議、こういったものを可能な限り早く設置し、年明け早々ですけれども。現状と課題の共有、さらには課題解決への方策と役割分担。そして、まちなか活性化のビジョンづくり。さらには、現在最優先で取り組まれております住まいの再建から、その次の消防庁舎の移転改築だとか、それらも含めた中のネクストワンとしての重要施策の一つとして、来年度に臨みたいと考えているところでもございます。

空き地の関係でございますけれども、これも先ほどから触れられておりますように、第一義的には土地所有者の方が考えるべき事項ではございますが、現状、今、災害に向き合うという中では、所有者のみで利用を図ることを求めても、現状を改善することはなかなか難しい状況にもなっております。こういったことも含めながら、例えば、ことしはししゃも祭り等々、イベントなどでの活用、こういった臨時的な活用だとか、そして、暫定的な活用といったところも頭に据えながら、中長期的には施設整備などというのが考えられるかと思いますが、いずれにしましても、空き地等の利用というのは個々の所有者の、先ほどから申し上げております意向というのが基本とされておりますので、そのため、活性化の協議と並行して、今後、関係する空き地等の実態調査について把握というのを図るよう情報の収集、努めていきたいと考えております。

#### 〇議長(小坂利政君) 10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 今の答弁の中に、令和2年度早々にこれらの事業に取り組んでいきたいということなんですが、私いつもこういった復興のときに、今回の災害を見ていると、やはり全壊して家屋を撤去したと、そして更地にしましたよと。その人たちはやはりむかわを、ふるさとを捨てるということはできないんですよ。やはりむかわに住みたいんですよ。しかしながら、何らそういう行政とのパイプがつながっていないと、そこに不安視しているわけですよ、仮設にいる人たちが。それで、やはり今、町長が言ったようなことを早目に発信をして、来年度においては課内会議、それから、地主さんたちの懇談会、こういうものを段階的に進めますよというものがきちっと見えてくると、皆さんも、仮設にいる人たちもそ

れはそれなりに安心できるんです。今の状況であれば安心できるものは何もないということなんです。だから、今、町長さんが言われたように、こういうことをやりますという骨子が固まったんであれば、やはりもうそれは早急に町民向けに発信をしていかないと、やはりむかわ町何にもやってくれないとこういうことになってしまうんです。

私は何もやっていないとは言っていませんけれども、ただ、やっているんだけれども、た だそれが目に見えるか見えないかということの違いはあると思う。ただ、来町者の皆さんか らも、やはりあの歯抜け状態になった町はひどいですよねと、こういう意見がやはりほかの 町村から来る人たちに言われると、私にとっても返す言葉がないと。そういうものについて、 早期に町なか整備というのは、やはり復興の私は一丁目一番地だというふうに思いますので、 これらについては、今後において、地主の人、地権者の人、それらの人と行政がしっかりと 向き合ってやっていただきたい。これがやはり町民の願いでもあるし、ほかから来る人たち の期待感でもあるというふうに思いますんで、それはぜひともやっていただきたいというふ うに思いますので、この点については、今、令和2年度から、冒頭からスタートするという ことを了として、この質問については終わらせていただきたいと思いますが、次に、発災の ときに社会福祉協議会と避難所が一緒にあるわけですよね。私も発災から、当時、避難所の ほうに何回となく足を運んで今日まで来たわけですが、ただ、日に日に避難所に入る人たち は増えてくる。それから、社会福祉協議会の廊下あるいは社会福祉協議会にあるあいている スペース、これらが物置状態になったと、ある程度。それで、行っていても、日に日に廊下 が狭くて、被災者の皆さんも、避難所にいる人たちも、やはりこれでは大変だという意見が 避難している人たちから苦情ですか、そういった意見があるわけです。だから、これらが本 当にあの同一したところに、避難所と社協が同居していていいものなのかどうなのかという ことがまず一つ。

さらには、ボランティアの人が、先ほどの質問者の中に、町長はボランティアが3,000人を超えたと。そして、私もボランティアの人たちとお話をする機会がありましたんで、そのときに、やはり受け皿として非常にどこに行っていいかわからないと。むかわ町に来たんだけれども、なかなかそこが、場所が限定できないと。そういうことではボランティアの人たちが十二分に活躍できる場面がないと。こういうものというのは、ぜひ今後において何らかの方策がないだろうかという話はその人たちから聞かせていただいたときに、ああ、そういうことも、今むかわのこの災害に初めてそれを教訓として今後どのように取り組むか、行政側サイドで十二分に検討していくと。それで、先ほどの質問と絡みで、この中央通りの整備

に私が出したのは、そういうものであれば、やはり町なかのメーンになるところにそういう ものをきちっと置いて、よそから来る人たちの受け皿だとか、そういうものをしっかりした ところで対応していくということが私は大事だというふうに思うんですが、その点について はいかがですか。

- 〇議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) 社会福祉協議会と避難所の関係について答弁したいと思います。

胆振東部地震では、発災した9月6日から早急な対応が必要であると判断しまして、社会福祉協議会と協議し、北海道社会福祉協議会などの支援を受けながらボランティアセンターを立ち上げ、受付を産業会館、また、四季の館の駐車場で9月11日から開始しております。

また、四季の館研修室などを避難所として使用したことによりまして、一部社会福祉協議 会のボランティアセンターを食事の食器類などの保管場所として活用させていただいたとこ ろです。

同じ建物で支障がなかったという御質問ですが、社会福祉協議会の事務所内も被災しておりました。また、社会福祉協議会として、発災して何が一番優先すべきかという判断の中で、ボランティアセンターの業務が最優先事項であったということで、同じ建物で避難所があったから業務ができなかったということではないというふうに伺っております。

また、復興計画の中でもパブリックコメントで御意見をちょうだいしておりまして、さまざまな物資の保管場所や手狭になっている点や、今後防災対策としてボランティアセンターを立ち上げ時の機能としまして、四季の館が適地であるかという点で、今後社会福祉協議会と協議していきたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

〇議長(小坂利政君) 10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 災害ですから、それに備えて準備ができていたということはないと、 私はそれもそれなりに理解を示します。ただ、やはり一番先に考えてやらなきゃならないの は、やはり被災した人たちの対応をどうしていくのか。その人たちの心に寄り添ったそうい う避難場所にしていかなければならない。そういうときに、やはり今、先ほど申し上げたよ うな状況ができたときに、被災者ですから、本当は我慢すればいいんですけれども、なかな かそうもいかないだろうし、そういった面、避難している人たちからこういうこともぜひこ の発災を契機に改善してもらえないだろうか。行政としてどういうふうなことができるのか わかりませんけれども、それらについては今後の検討課題ですというふうないい方をしてきましたけれども、住民の方々が避難をするということは、やはりもう心に傷を持っているわけですから、そこを癒してやれるぐらいの大きく包み込むような体制というのは私はとっていかなければならない。そのために行政というものはそういうものを求められているところだというふうに私は思っているんですが、その点について、町長、ちょっと考えあれば。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 御質問からする社会福祉協議会と避難所の関係というんでしょうか。 それは先ほど担当のほうから申し上げたとおりで、ただ、避難所の中に、かなりの長期間に わたって寝泊まりされる居宅困難の方がいらっしゃいますといったときには、しっかりとそ の方たち、これだけ大きな災禍を経験した町でございますので、状況把握というのを図りな がら、今後どういった形で避難所生活に臨まんとだめなのか。繰り返しますけれども、今後 に向けての町としての事前防災というんでしょうか。それとか、天候の変動、こういったと ころを一つのキーワードとしながら、むかわ町としての災害により強い備えを固めていく、 そういったまちなか再生にもそういった気持ちを込めながら進むべきではないのかなと捉え ているところでございます。
- 〇議長(小坂利政君) 10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 私どもは、議員さんについてはいろいろな機会を捉えて、この復興に向けてお話し合いをしているから、ある程度行政の動きというのはわかるんですが、やはり住民の方々というのはそういうものが見えていないわけです。私は、できることになったらやっぱり地区別懇談会だとか、そういうものを通じながらでも、やはり今のむかわ町が置かれている立場、現況だとか、そういうものをつぶさに報告していく必要性があるんでないかと。私地元なので、こういう防災計画のこういうすばらしいものができていますよと、これらについて年度別にこういう計画のもとに今着々と進んでいますよという説明はできます。しかしながら、行政マンでございませんから、この程度が言えないんですよ、議員さんというのは。行政マンであれば、やはりそれらの包括したものをいろいろ言えるんでしょうが、私の段階ではこういったもので、これに基づきながら今やっていますよというふうなことで、ぜひ町長、先ほどの社会福祉協議会と避難所のあり方についても内部で十二分に検討して、今後それらに支障のないような体制をつくっていただきたいというのが私の願いであります。それで、これは今、町長さんからも言われたように、これらを契機に今後検討をしていく

ということで理解をして、最後の質問に入りたいと思います。

これは、ふるさと納税についてなんですが、非常にこのふるさと納税、過去をさかのぼれば、我が町については1億を超えるふるさと納税があったと。しかしながら、今現在では2,000万ぐらいだと。約5分の1ですよね。そうすると、今日まで減ってきた経過、これを多大に増やせとかは言いませんけれども、ただ、今日までこれだけ衰退をしてきたときに、内部でどのような協議をされて、このふるさと納税に当たっていたのか。私はこの5年間見て、どんどん減っていくにもかかわらず、その対策が今日まで練られていなかったのは何なのか。そこには何かの要因が働いてできなかったのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 梅津総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(梅津 晶君) 今、議員からお話があった部分も含めまして、この間を振り返りながら御答弁をさせていただきたいと思います。

平成23年度以前の制度施行初期におきましては、むかわ町のふるさと納税としましては、 寄附月に応じて、メロンまたはししゃもをお礼の品として発送して、この間の各年度における 寄附件数は最小で21件、最大で192件でございました。

平成24年度には、寄附者にメロンとししゃもを選択いただくこととし589件の寄附が、平成25年度からはメロンとししゃも以外のお礼の品も設定したことにより3,472件の寄附が、平成26年度には、5月からクレジットカードによる納付を導入したことにより7,480件の寄附があり、議員から御説明ありましたとおり、寄附金額も約1億1,600万円となったものでございます。

一方、平成27年からは国の制度改正により、ふるさと納税による寄附金控除額が2倍となり、ワンストップ特例制度が導入されるなど利便性が向上し、全国的に寄附件数が増加したものの、本町の寄附件数は、御指摘のとおり減少し、平成28年度には1,907件となったものでございます。

これらに対する取り組みといたしまして、過去にも答弁で申し上げましたが、平成29年度よりふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスというインターネットサイトへお礼の品の掲載を開始し、寄附件数が3,519件まで増加したものの、平成30年度につきましては、9月6日発生の北海道胆振東部地震以後、一時的に寄附件数が増加したにもかかわらず、結果として、災害による寄附を除いた本来のふるさと納税寄附件数は2,885件にとどまり、令和元年度におきましても、11月末現在で760件と、前年の同期を1,185件下回っている状況で

ございます。

今後におきましては、新たなふるさと納税のポータルサイト、インターネットサイトでございますが、さとふるという名前のインターネットサイトへのお礼の品の掲載を本年の12月13日に控えておるところでございます。このポータルサイトの特徴といたしましては、お礼の品の販売者がみずから商品を登録することができ、意欲ある事業者がみずからさまざまなお礼の品を設定することで、お礼の品の数につきましても、今後増えていくことが期待されているところでございます。

本年4月に新たに制定された国の運用方針によりまして、お礼の品の定義が原則地場産品に厳格化され、募集に係る費用、過度な宣伝にも制限が加えられたことから、これらの制度を遵守しながら取り組みを推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

〇議長(小坂利政君) 10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) いろいろな試みをしながら御苦労なさって伸ばすことに努力しているということはわかるんですが、どうもマスコミもこういうことを重立った数字しか比較しないもんですから、やはり厚真町だとか、安平町の胆振東部の災害を受けた3町の比較というものがマスコミの力によって誘導されているというふうなことも私は否めない事実だと思うんですよね。やはり数字が出てしまうということに対しては、相当危惧はしているんですが、今、担当の方からいろいろなことをやって、返礼品についても地場産業のものをこれから自由に登録して、そういうものから選択肢の枠を広げていくということであれば、また新たな展開が望まれるのかなというふうに思いますんで、そこは大いに期待をしておきたいと思います。

最後に、先ほどの質問の中で答弁なかった部分で、道有地の道路用地の関係で、その点について1点だけちょっと御答弁願いたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 山本建設水道課長。
- **〇建設水道課長(山本 徹君)** 先ほどの末広の未処理の土地ということで、私のほうから御 説明いたします。

中央通りについては都市計画道路ということで、平成4年から街路事業で道道と町道を道路街路整備したところであります。そのときに18メートルの道路といたしまして整備したんですが、その外側に5メートルほどの国有地が残っていまして、当時、国から道と町に移管されたころに、ほとんどの土地は民地のほうに払い下げ終了していたんですが、一部、末広

の部分で、国の土地そのままに残っている土地があるということです。それで、今回、工期 改定の中でそれが判明してということだったんですが、国、財務局に協議すれば払い下げは 可能だと思います。そこら辺は、もし相談あれば、建設水道課のほうでそこら辺の用は誘導 したいなと思います。

以上です。

〇議長(小坂利政君) 10番、津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 今、町民の皆さんが、そういった地権者の皆さんが直接やるんでなく、行政がそういった肩がわり窓口をして、払い下げ等々にいくかどうかは別にしても、そういった努力をしていただくということなんで、これは今後において、そういった方向でぜひ町民の皆さんの相談窓口として頑張ってやっていただきたいなというふうに思いますので、この点をよろしくお願いを申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

# ◎散会の宣告

○議長(小坂利政君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすの開会時間は午後1時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

# 令和元年第4回むかわ町議会定例会

#### 議事日程(第2号)

令和元年12月11日(水)午後1時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 2 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 3 同意第 4号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 4 議案第81号 消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第 5 議案第82号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第 6 議案第83号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第84号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)
- 第 8 議案第85号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第86号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第87号 令和元年度かかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第88号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 第12 議案第89号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例案 議員等提出事件
- 第13 認定第 1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第14 認定第 2号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する 件
- 第15 認定第 3号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関す る件
- 第16 認定第 4号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第17 認定第 5号 平成30年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第18 認定第 6号 平成30年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第19 認定第 7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件

- 第20 意見書案第15号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書 (案)
- 第21 意見書案第16号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書(案)
- 第22 意見書案第17号 英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書(案)
- 第23 意見書案第18号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見 書(案)
- 第24 所管事務調査報告の件

(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)

(胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)

第25 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)

(議会運営委員会及び議会広報委員会)

(恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)

第26 議員の派遣に関する件

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# 出席議員(12名)

東千吉議員 2番 舞良喜久議員 1番 3番 山崎満敬議員 4番 佐藤 守 議 員 5番 大 松 紀美子 議 員 6番 三上純一議員 7番 野田省一議員 9番 星 正臣議員 10番 津川 篤 議 員 11番 北 村 修議員 12番 中島 勲 議 員 13番 小坂利政議員

# 欠席議員(1名)

8番 三 倉 英 規 議 員

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中	喜	之	副町長	渋	谷	昌	彦
支 所 長	齊藤	春	樹	会計管理者	藤	井	清	和
総務企画課長	成 田	忠	則	総 務 企 画 課 参 事	大	塚	治	樹
総務企画課 参 事	上 坂	勇	人	総務企画課主 幹	梅	津		晶
総務企画課主 幹	柴 田	巨	樹	総務企画課主 幹	西		幸	宏
町民生活課長	萬	純_	二郎	町民生活課参 事	飯	田	洋	明
町民生活課主 幹	菊池	恵	美	健康福祉課長	高	橋	道	雄
健 康 福 祉 課 主 幹	今 井	喜什	弋子	健 康 福 祉 課 主 幹	藤	田	浩	樹
産業振興課長	酒巻	宏	臣	産業振興課参 事	太	田	剛	雄
産業振興課主 幹	東	和	博	産業振興課主 幹	松	本		洋
建設水道課長	山本		徹	建設水道課主幹	江	後	秀	也
建設水道課主 幹	佐 藤		琢	地域振興課長	石	Ш	英	穀
地域振興課参 事	田所		隆	地域振興課主 幹	長名	山名	_	樹
地域振興課主 幹	菅 原	光	博	恐竜ワールド 戦 略 室 長	加	藤	英	樹
恐竜ワールド 戦 略 室 主 幹	櫻井	和	彦	地域経済課長	吉	田	直	司
地域経済課主 幹	髙 木	龍一	一郎	地域経済課主 幹	西	村	和	将
国民健康保険 穂 別 診 療 所 事 務 長	藤江		伸	教 育 長	長名	川名	孝	雄
生涯学習課長	八木	敏	彦	教育振興室長	田	П		博
生涯学習課主 幹	上 田	光	男	生涯学習課主 幹	佐々	木	義	弘
選挙管理委員会事務局長	成田	忠	則	農業委員会事務局長	鎌	田		晃

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 長谷山美香

# ◎開議の宣告

○議長(小坂利政君) 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 1時00分

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議事日程の報告

○議長(小坂利政君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

\_\_\_\_\_\_

### ◎諮問第3号から諮問第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第1、諮問第3号及び日程第2、諮問第4号の人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を一括議題とします。

諮問第3号及び諮問第4号の2件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

#### 〔竹中喜之町長 登壇〕

**〇町長(竹中喜之君)** 諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につき まして御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における 定員数5名のうち、穂別地区委員の1人が、任期が令和2年3月31日で満了するに当たり、 人権擁護委員の候補者の推薦を行うために諮問するものでございます。

候補者は、平成23年から人権擁護委員として活躍されている、むかわ町穂別栄40番地2、 清本正敏さんでございます。清本さんは説明資料にございますとおり、民生児童委員や社会 教育委員を長く務められており、平成23年4月から人権擁護委員として現在に至る経験と実 績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への 繊細な対応が期待できる適任者でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ ます。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして 御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における

定員数5名のうち、穂別地区委員1人の任期が令和2年3月31日で満了するに当たり、人権 擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問をするものでございます。

候補者は、むかわ町穂別仁和66番地1、牛澤亜弥子さんでございます。牛澤さんは説明資料にございますとおり、社会教育委員を長く務められており、平成30年から学校運営協議会委員、青少年健全育成委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者であります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**〇議長(小坂利政君)** 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は諮問番号順とします。

まず、諮問第3号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認め、これで諮問第3号の質疑を終わります。 次に、諮問第4号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認め、これで諮問第4号の質疑を終わります。 これから諮問第3号及び諮問第4号の2件について討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

まず、諮問第3号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認め、これで諮問第3号の討論を終わります。 次に、諮問第4号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認め、これで諮問第4号の討論を終わります。

これから諮問第3号及び諮問第4号の2件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

まず、諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は、原案のとおり適任と認めることについて御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任と決定しました。

次に、諮問第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は、原案のとおり適任と認めることについて御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小坂利政君)** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任と決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第3、同意第4号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意 を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

**〇町長(竹中喜之君)** 同意第4号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 につきまして御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございますが、同条第5項の規定に基づき、認定農業者である者から任命する委員として1名の任命同意を求めるものでございます。

むかわ町穂別仁和347番地の5、梅藤 勝氏は認定農業者であり、仁和地区農事組合長として農業に関する識見を有する方でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第4号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第4、議案第81号 消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(西 幸宏君) 議案第81号 消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本件は、平成24年に公布されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部が施行されまして、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へとなりましたことから、課税対象となります本町の使用料等の関係する30本の条例を整理するものでございます。

御存じのとおり、本町の公共施設等の使用料につきましては、課税対象となるものにつきまして、内税方式により関係する各設置及び管理に関する条例等で定めておりますので、このたびの改正につきましては、内税表示として各条例別表を改める形式で行うものでございます。

会計の内容につきましては、議案のほか議案説明資料の7ページから18ページまで、新旧の使用料等がわかりますよう、旧料金には見え消し線を引き、表示しております。なお、詳

細につきましては、割愛させていただきたいと思います。

改正の基本的な考え方でございますが、前回改定が行われました平成26年及び前々回の改定のありました平成9年と同様に旧税率で割り返し、端数処理を行った後、税抜きの料金を求め、新税率である1.10を乗じ、上下水道事業を除き10円未満の端数を切り捨てて、新料金を算出しているところでございます。

税抜き料金の設定につきましては、平成元年の消費税導入以来、使用料金の改定ごとに内税表示により改正を重ねてまいりました経過から、税抜き価格で本来同額となるべき料金に不整合が生じるものが若干ございます。こちらにつきましては、特に会場、貸し室などの使用料につきましては、税抜き料金に100円未満の端数が生じた場合に限り、10%転嫁後の料金が現行料金を下回らないよう100円未満の端数を切り捨てあるいは切り上げを行っております。

これらの改定によりまして、平均の改定率は改定した項目のみの単純平均増加率となりますが、平均で1.99%でございます。また、年間の使用料の影響額につきましては、一般会計では年間で340万円程度、また、上下水道料金では上下水道合わせまして年間で310万円程度の影響であろうと試算をしているところでございます。また、料金の少額のため改定には至らなかったものといった使用料のほかに、利用者の支払い時の便宜を考慮いたしまして、政策的な料金として改定を見合わせたものもございます。こちらにつきましては、バス料金、博物館、中村記念館の入館料及び定期券購入を除くパークゴルフ場の利用料などが該当するところでございます。

続きまして、このたびの消費税転嫁に伴う使用料改定への経過を若干御説明をさせていた だきます。

本年7月から庁舎内検討会を立ち上げまして、令和2年4月1日からの料金改定を視野に検討を重ねてきたところでございます。この間、町広報9月号におきましては、上下水道及び公共施設の使用料金変更予定時期についてお知らせをしたところでございます。また、平成26年実施の行政改革推進委員会、上下水道料金審議会における答申内容を尊重し、町広報11月号折り込み及び町ホームページにおきましてパブリックコメントを募集いたしましたが、意見はいただいておりません。施行日につきましては、町民皆様への周知期間をおきまして、令和2年4月1日とするものでございます。

以上で議案第81号 消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、東議員。

○1番(東 千吉君) 議案書14ページの関連でお伺いをしたいと思います。

先ほどの説明でございましたけれども、340万円程度の影響でございました。昨日、一般質問で汐見の生活館が新しくできる予定ということで、その汐見の生活館のくくりが14ページかなというふうに思っております。加えてあの政策の事業内容等を見たときに、老朽化した生活館の集約化がございました。この集約する生活館の扱い等について、どういうふうに考えておられるのか。それによってのこの今の説明の金額の影響なのかどうかを伺いたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 西総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(西 幸宏君) まず、私のほうから、ただいまの340万という影響額についての考え方の御説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、ただいま議員の御質問にあった、今後予定されているというような生活館等の運営に係る部分については考慮はしていない数字でございます。単純に今回、平成29年度決算、こちらの数値をもとに試算というような形をさせていただきました。決算数値としては、平成30年度決算というのは出てはおるんですが、やはり災害等もあったということで平常時とはやはりちょっと数字が違うんではないかということもございましたので、一旦こちらの数字につきましては、平成29年度決算をもとに試算したというような内容でございます。

- 〇議長(小坂利政君) 萬町民生活課長。
- ○町民生活課長(萬 純二郎君) まず、宮戸地区に設定する生活館につきましては、基本的にこちらに出ているような生活館の使用料になっていくんですけれども、これは基本的に使う場所の面積に合わせた金額設定となっております。設置されるのが令和2年度の後半から3年度になるかと思うんですけれども、そのときにきちっと提案させていただきたいと思いますし、今、既存しています汐見の生活館の今後については、地域集会所とかそういうような形に今後転換していくかとは思うんですけれども、それもその設置にあわせて御説明させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長(小坂利政君) ほかに質疑はありませんか。 1番、東議員。

○1番(東 千吉君) 条例の一部改正ですから、何か特出することがなければ改正条例の項目が今後出ないんだろうということでお伺いしたいと思います。

先ほどちょっと汐見生活館と言って間違えましたが、井目戸生活館でございました。この井目戸生活館の建設に伴って、恐らくは鵡川地区で老朽化した生活館が集約されるんだろうというふうに思います。先ほど町民課長のほうから、そこの部分については、集会所といわゆる今この一部改正する条例の中の集会所関係にくくりをするのかなというふうな気がしますけれども、1つの生活館を集会所にするということでなくて、恐らく老朽化される生活館を数カ所集約をするのではないかというふうに思われるんですが、その辺の大まかの生活館、集会所変更の箇所というのはある程度あるんでしょうか。

- 〇議長(小坂利政君) 萬町民生活課長。
- ○町民生活課長(萬 純二郎君) まず、この新しく宮戸ができるまでの間につきましては、 既存の生活館として、もちろんそのぎりぎりのところ行いますので、それが新しく設置条例 やったときに、設管条例の変更により御提案する形になると思います。
- 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。

[「今の質問なんですが、後々改めて提案する内容もありますので、今回、今ここで明らかにできないというところもちょっと理解いただきたい」と言う人あり]

〔「わかりました」と言う人あり〕

- ○議長(小坂利政君) ほかに質問はありませんか。 11番、北村議員。
- **○11番(北村 修君)** 議案81号に関連して、2点を中心に質問をさせていただきたいと思います。

1つは、この条例改正は、10月からの国民的議論があった消費税が8%から10%に引き上げられる、それに基づく所要の措置だということであります。ある意味で行政としてやむを得ない部分はあるのかなというふうに思いながらも、その点で1つ。

それから2つ目には、この消費税法との関係で、その中身についてお尋ねをしたいという ふうに思っております。

まず第1点のその税率改正に伴うやり方なんですが、この消費税が8%から10%になって、

2カ月近くがたつわけですが、どの報道を見ても、その後、景気の悪化が伝えられ、そして鳴り物入りで手当てされたという、さまざまなこの軽減対策等々についてもうまくいっていないと。本町にあってプレミアム商品券も売れ残り等々の状況だというふうに聞き及んでおりますし、我が町にあってキャッシュカードなんていうのは本当にどれだけの人が使われているのか、いろいろこの辺が御議論になっています。私はこの行政として、これを受け入れてやっていく上で、町長や町行政がこの増税のこの対策に対して、どういう姿勢を持ちながら、どういう思いを持ちながら、これを住民の皆さんにも水道料、下水道等々で頑張ってくれというふうに言うのか、そこのところのその姿勢のあり方というのは非常に大事な点だというふうに思いますので、この点で町長のこの増税に対する基本的な考え方について、まず伺って、私はやっぱりその姿勢が問われる内容でもあるんだろうなというふうに思っておりますので、ぜひお伺いをしておきたい。また、その中でわかりますれば、本町でおけるこの軽減対策での例えばプレミアムの内容なんかわかれば明らかにしていただければなというふうに思います。

2つ目には、直接かかわるわけですが、この消費税法にかかわって、この内容で見ますと、 消費税法における地方公共料金の扱い方について述べられています。その中では上下水道の ように企業会計については直接税をいただき、そして事業に賦課もしながら、それをまたこ の税として納めるという措置がとられます。しかし、それを行わない、それが必要がないと される、いわゆる会館の使用料、こういうものについてはそれは対象ではないというふうな 考え方もございます。したがって、全国の自治体で見れば、そこらのところの使い分けが非 常に分かれているところがあるんです。ところが、本町の場合には一律、建物等にかけられ ている。これ、平成元年のときからそういうことでは、そのときに私は知らなかったので、 これを指摘しなかったのは私も悪いわけでありますけれども、そういう状況になっています。 それで、そこのところの税法との考え方で、この点を一般の使用料の部分と会館のような 使用料の部分で、この税に申告をしないんです。これとその企業会計のようにやっていかな きゃならないという部分というのはあるということで、ここのこの関係の使い分けというの はどういうふうに判断されておるのか、まず1点伺っておきたいというふうに思いますし、 質問が限られますからあわせて言いますけれども、あわせて先ほどこれらで上下水道等では 310万ほどと言いましたけれども、もし仮にこれが賦課しない場合には、企業会計として下 水道会計、上水道会計として、どのぐらいの金額が必要としていくのか。私は我が町のよう な小さな上水道にしても下水道にしても厳しい状況の中で、一般会計から用いながらやって

いるんですから、ここは賦課していかないとやむを得ないという状況あるなというふうには 思っておりますけれども、大体どのぐらいの金額になっていくのか、あわせて伺っておきた いというのが2つ目でございます。

3つ目には、こういう中で29施設事業等について、今回賦課がなっているんですけれども、この中で例えば上水道や下水道のように賦課しなきゃならないというのはどのぐらいあるのかと、改めてちょっと伺っておきたいと。病院に関する衣服だとかそういうものも含まれてくるんじゃないかなという気がしているんですけれども、それらを含めてどのぐらいのその企業的にして納めなきゃならないという部分というのはどのぐらいになるのか、あわせて伺っておきたい。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 西総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(西 幸宏君) まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これまでの自治体に対する動きというところでのちょっと御説明をさせていただこうかな と思いますが、今回の消費税率の改定に当たりましては、国のほうからも消費税転嫁対策特 別措置法に遵守した適正な事務を取り扱いなさいというような、そういった流れの文書等も いただいておるところでございます。ちょっと質問の回答にちょっと前後するかもしれない んですが、議員のほうでもおっしゃっておりましたその特別会計と要は一般会計等の扱いで ちょっと違うんじゃないかというようなお話だと思うんですが、要は町として企業会計であ れば課税団体ということで、消費税の納付義務が発生するというところで、一般会計におい てはそちらが発生しないというような、確かにそちらのほうはございますが、こちらにつき ましては消費税法の第60条のほうで、地方公共団体に対する特例ということでうたわれてい る内容かと思います。要はその仕入れに関する部分と、要は支出の部分でのその控除額を同 額とみなすということで、一般会計においては課税団体ではありますが、こちらの申告に関 しては免除をするというような表記をされていると、義務がないというような扱いにされて いるところでございます。ただ、やはりこの施設等の運営に当たっては、やはりそれ相応の 例えば電気料でありますとか、そういったやはり光熱水費なり、そういった維持管理の部分 でも町としては支払っていかないという部分もございますので、やはりそこについては使用 者のそれ相応の負担を求めるというような考え方もあろうかなと思いますので、こういった 料金体系で設定をさせていただいたというところではございます。

- 〇議長(小坂利政君) 佐藤建設水道課主幹。
- **〇建設水道課主幹(佐藤 琢君)** 私のほうから、上下水道料金のことについて御説明させていただきます。

先ほど西主幹より報告あったとおり、年間、上下水道合わせまして、穂別地区、鵡川地区合わせまして310万円という消費税が上がっているような形となっております。約2%分になりますので、1%になればその半額というような形となっております。また、10月から消費税につきましては10%に上がっております。経過措置等で1カ月、2カ月程度は8%の、継続して使われている方については8%のままいくのですが、年度末までその10%ということで、その分は消費税10%かかっているということで、来年度、令和元年度分の申請をする分ではその分引かれますので、当然収入が減ってくるような状況となっておりますので、4月1日から上げさせていただいて、そこの部分も来年度からは御負担いただきたいということで御理解をお願いいたします。

- ○議長(小坂利政君) 高橋健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(高橋道雄君)** 私のほうから、先ほど病院ということでちょっとお話がありましたので、その部分について触れたいと思います。

病院につきましては、鵡川地区においては鵡川厚生病院ございます。厚生病院につきましては、指定管理者ということで民間でやってございますので、その辺は適正に消費税の部分については対応していたと思います。

- ○議長(小坂利政君) 藤江国保診療所事務長。
- ○国民健康保険穂別診療所事務長(藤江 伸君) 穂別診療所でございます。一般の治療、診療につきましては、保険適用、診療報酬の中で行っていますので、この消費税の対象にはなってきませんが、ワクチン、健康診断等については保険非適用であるため、消費税の申告が必要となりまして、今回の改定を出しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 竹中町長。
- ○町長(竹中喜之君) 消費税も含めて税率の改正というのは、言うまでもなく国策の一つと 捉えているところでもございます。そして、今回の消費税率の引き上げの基本的な私の姿勢 はどうなのかということをお尋ねかと思います。

消費税率、言うまでもなく引き上げることがその後のできる経済環境、これをどう捉えていくのかと同時に引き上げというのが、巷間言われておりますように社会保障の一体改革の

中で、しっかりと行われるべきものではないのかなと思っているところでございます。現実はどうなのかと、今、担当分野でもさまざまなところが答弁にもあったように、まだまだ国民年金の例えば納付率だとか、さらには全体の年金制度改革、こういったことも含めながら医療だとか福祉だとか、そういったさまざまな分野での社会保障制度の課題などは残されているんではないかなというところを捉えているところでもございます。これまでも我が町独自ではなくて、構造的な問題としたことも含めながら、社会保障制度も含め、国にはまさに税と社会保障の一体改革、このことを前提に改革を進めていただきますよう、全国あるいは全道の町村会としても意見反映していかなければならないのかなと思っております。税率の引き上げは、重ねますけれども、経済社会というのが疲弊しないよう十分な対策を講じた上で低所得者の皆さんも含めた中の対策としても判断した対応というのがこれからも必要とされていると考えているところです。

- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑はありませんか。11番、北村議員。
- ○11番(北村 修君) まず1点目は、今、答弁があったように一般会計に属するものについては、これは義務化されているような状況ではないわけですよね。ですから、これらについてやはり今後これまでは私どもも含めて、そこのところを曖昧にしてきたなという感じはしているんですが、今後にあってはこういうもの、この一般会計に属するこのいわゆる税をその分を賦課し、それして道に納めなきゃならないという、そういうものにならないものについては、やはり今後検討していく必要があるんじゃないかというように思うんで、その辺についての意見をひとつここで伺っておきたいな。それは今すぐということにもならないかもしれないし、しかし、この矛盾を持ったところなので、もっとちょっと言わせていただければ、いろいろネットで見てみると、消費者庁の中でこの消費税のあり方について、そこら辺を含めていろんな今、検討会で議論がされているというような情報も入っております。ですから、そういうこと含めながらやっぱり検討していってもいいんではないかというふうに思っているところでございます。ぜひそういう方向で運んでいただきたいなというふうに思います。

また、私この消費税、答弁がありませんでしたけれども、我が町でもこのプレミアム商品券、いわゆる低所得者対策としてやったもの、これすら残ってしまうという事態、ここにも手がもうつけられないというか、届かないというか、そういう層がたくさんやっぱりいるんだということを示したということなんです。そういう中でこういうことがこの増税が行われ

たということは、やはりちょっと違うんじゃないかと言わざるを得ないというふうに思って おります。

また、町の経済でいえば、ことしのJAむかわの農産物販売を見ると、計画を2億円ぐらい下回りました。作物の不作ということもありますけれども、その大きなものはやっぱり単価の安さです。それでも物が売れていかないという状況、やっぱりこれはひとつここに経済的な問題があるなというふうに見ることができます。やっぱりこうした中で私たちは町民の皆さんのことを本当に考えたら、これらについて本当によくよく考えなきゃならない。町民の皆さんに理解を求めながらいかざるを得ないんじゃないかと思っている。パブリックコメントでは何もなかったと言うけれども、私は、だからそれでいいというふうにはならないというふうに思っています。しかしながら、我が町のように企業会計にしても一般会計から繰り入れながら、本当に大変な思いでやらざるを得ないというところにあっては、賦課もある意味ではやむを得ない。そういう中ではよく、ことしいっぱいは上下水道なんかは我慢をして、来年4月からというふうな措置は、一つは評価できるものではあるのかなというふうに思いながらも、やはりこういうものについては本当に慎重にかかっていかなきゃならないなというふうに思っているんですけれども、そういうことを含めてもう一度答弁をいただければというふうに思います。

#### 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) この消費税と地方公共団体といいますか、国といいますか、の関係でございますけれども、先ほど西主幹が申し上げましたように、税の申告の義務はないということにはなっております。それは一般会計についてですね。という基本的な考え方としては、申告義務はないんですが、町も税を払う団体でありますから、町が物品を購入する、何をする、サービスを買い取る、全てにおいて消費税がかかってまいります。公共団体というのは利益を求める団体ではないということですから、仕入れでかかった消費税、そしてお客さんからもらう収入でかかる消費税、これは同じですということで、プラ・マイ・ゼロになるので、申告の必要がないというふうに言われているものでございまして、平たく言えば、100円で仕入れたものをうちは110円で買い取ることになります。100円の品物を110円で買い取ることになります。それをサービスとして住民に転嫁するときに、それを120円とかという形ではなく、同じく110円でサービス提供をするという考え方であります。これがもし120円でやったとするならば、そこの10円の利益が出ますので、そこのパーセント分が納税義務が生じるということになりますけれども、町としてはそういう視点に立っておりませんので、

そこに納税義務がないというふうな形になっております。

ですから、消費税が上がっていった部分を全て自治体がかぶっていくとするならば、それは全て値下げをしていくと、結果的には、というような考え方になるわけでございまして、町も税を納めているといいますか、購入する、何かする、サービスするときに全て払っているというところでございますので、その分をサービスしたときに町民からいただくというようなことでプラ・マイ・ゼロということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号 消費税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小坂利政君) 日程第5、議案第82号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

[梅津 晶総務企画課主幹 登壇]

〇総務企画課主幹(梅津 晶君) 議案第82号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 案につきまして提案内容の御説明を申し上げます。

この条例案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている各制度につきまして、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、個別審査規定へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備するため、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、関連条例の整理を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の19ページをごらんください。

初めに、第1条の改正、むかわ町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の改正 に関するものでございます。

地方公務員法第16条、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から、第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除され、同条第2号以降の号が繰り上がるため、条例第7条第1項中、「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改めるものでございます。

次に、第2条の改正、むかわ町職員の給与に関する条例の改正に関するものでございます。この条例の改正事由につきましても、第1条による改正理由と同様でございまして、地方公務員法第6条第2号以降の号が繰り上がるため、条例第26条第1項、説明資料20ページに移りまして、同条第4項、第27条第2号、説明資料21ページに移りまして、第29条第1項及び同条第2項第1号、説明資料23ページに移りまして、第32条第7項につきまして、条文の整理を行うものでございます。

次に、第3条の改正、むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正に関するものでございます。

児童福祉法第34条の20第1項、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由から、第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除され、同条第2号以降の号が繰り上がるため、条例第23条第2項第2号中、「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改めるものでございます。

それでは、議案集に戻って、御説明を申し上げます。

議案集の23ページをお開きください。

議案集、議案第82号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案でございます。

附則といたしまして、公布された整備法の施行期日により、附則第1項におきまして、第 1条及び第2条の改正につきましては、令和元年12月14日から、第3条の改正につきまして は、公布の日から施行としております。

また、附則第2項につきましては、むかわ町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経 過措置でございます。

以上、議案第82号につきまして提案内容の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決 定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第6、議案第83号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤建設水道課主幹。

[佐藤 琢建設水道課主幹 登壇]

**〇建設水道課主幹(佐藤 琢君)** 議案83号 むかわ町上水道事業給水条例の一部改正する条 例案について提案内容の御説明を申し上げます。

議案書25ページをお開きください。

この改正は、指定給水装置工事事業者制度について、水道法の一部を改正する法律に基づき、条例の整備を行うものでございます。

指定給水装置制度は水道法に定める指定基準のもとで、水道事業者が給水装置工事事業者を指定するとともに、国家資格者である給水装置工事主任技術者により、適正な給水装置工事施工の確保を図ることとしております。

これまでの制度では、指定期限を設けず、指定業者に対して名称や所在等の変更があった場合の届け出や事業の廃止・休止・再開の届け出については規定されておりましたが、届け出がない場合、事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がございました。こうした課題に対応するとともに、事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により給水装置工事事業者の指定有効期限が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されたものでございます。

説明の都合上、説明資料25ページをごらんください。

この改正については、第28条の第1項中、「第2号及び第3号」を「第3号及び第4号」に改め、同項中、「第3号」を「第4号」とし、「第2号」を「第3号」とし、第1号の次に1号を加え、第31条第1項中、「5条」を「6条」に改めるものでございます。

では、議案書25ページに戻って御説明を申し上げます。

附則につきましては、この改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第83号につきまして議案の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定承りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番(北村 修君) 若干質問させていただきますが、こういうことを必要な改正だというふうには思うんだけれども、我が町のような小さなところで水道業者なりが年々減っていく。今そういう状況にありますよね。この傾向というのはまだ続くかもしれない。そういうような中にあって、こういうふうな形で指定制度の変更で、ちゃんとした資格を持った者を確保していくということがだんだん難しくなるんではないかと思うんですが、その辺のところの見通しというのはどうなのか。本当に今後のことを考えると、そういうところも含めて地元の業者を育てていくという場合に、そういう支援もとか、そういうこともやっていかないと、これが安定的に続かないんじゃないかという感じがするんですけれども、そういう見通し等々はどんなあんばいでしょうか。

それと、そういう中でこのそういう制度ということになると、今の町の地元業者というのがそのままでやっていけるというふうになるのかどうか。だんだんこの大きいところの大きな町の大きな業者にということになっちゃうんじゃないかという気もするんですけれども、そういうところの見通し含めて、現状としてどう見ているかお答えください。

- 〇議長(小坂利政君) 佐藤建設水道課主幹。
- ○建設水道課主幹(佐藤 琢君) 今後の水道業者さんのことについてでございますけれども、近年確かに廃業される方というのも数件ございます。ただ、ここ二、三年でありますが、苫小牧の進興工業さんが鵡川地区に営業所を立ち上げていただいたり、日高町の営業者である佐々木設備さんという給排水の指定業者なんですけれども、そこのところも新たに事務所を立ち上げて、新しく入ってきているようなところでございます。数年前、鵡川地区では4者ございましたところ、一時3者に減りましたが、今は5者ほどございますので、何とか現状維持しているようなところでございます。穂別地区につきましても2業者ございまして、2業者が今そのまま残っているような状態であります。確かに将来的には減っていくことも予想されますので、事あるごとに給水業者、苫小牧地区とか日高町地区とかにはなるんですけれども、そこら辺には声かけをして、こちらのところに入ってきてもらえるような形でお願いしているようなところもあるところでございます。
- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小坂利政君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第84号から議案第87号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第7、議案第84号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)から日程第10、議案第87号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)までの4件を一括議題とします。

議案第84号から議案第87号までの4件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹(西 幸宏君) 議案第84号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)から議案第87号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)まで一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第84号 令和元年度一般会計補正予算(第5号)でございます。

議案書の27ページをお開き願います。

補正予算(第5号)につきましては、既定予算において今後不足する部分及び一部の事業 につきまして、不用額の精算を行うものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億784万7,000円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,502万8,000円とするものでござ います。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号) に関する説明書により、御説明を申し上げます。

7ページの歳出より御説明を申し上げます。

1 款議会費、1項1目20番、議会活動事務の26万3,000円につきましては、胆振東部地震からの復興に係る要望活動の増加から、旅費を増額するものでございます。

2款総務費、1項1目30番、総務一般事務の100万円の追加につきましては、甚大な被害をもたらした台風19号により被災した宮城県に対する見舞金を計上するものでございます。 宮城県につきましては、震災時に対口支援を受けているところでございます。

6目210番、公有財産管理事務277万5,000円の減額につきましては、被災した旧春日小学 校教職員住宅の解体工事完了により、費用が確定したことによるものでございます。

225番、地域情報施設管理運営事務の165万円の追加につきましては、国営かんがい排水事業の新鵡川地区宮戸北排水路工事に伴い、光ケーブルが支障となることから、移設を行うものでございます。財源につきましては、移転補償費として事業費に資産減耗率を乗じた99万円を充てるものでございます。

8ページ、9目250番、企画一般事務の5万円につきましては、被災3町共通で復興記録 誌を作成し、令和5年度の発行を目指すための作成委員会を立ち上げることから、負担金を 計上するものでございます。

12目360番、町営バス等運行事業115万円の追加につきましては、道南バス株式会社が運行する平取苫小牧線の運行に際し、むかわ町分として負担するものでございます。金額におきましては、昨年より41万2,000円の増となっております。

3項1目460番、戸籍等一般事務の120万1,000円につきましては、マイナンバーカード交付円滑計画に基づき、確定申告の会場においても申請支援ができるよう、交付事務諸費用を計上するものでございます。また、IC旅券、いわゆるパスポート交付端末のサポートが年度末で終了することから、本年度中に端末を更新するものでございます。なお、マイナンバーカード交付事務に当たっては、国庫補助金を充てております。

9ページ、4項2目500番、知事・道議会議員選挙事務の129万7,000円及び3目550番、参議院議員通常選挙事務の314万円につきましては、選挙終了による執行残の減額でございます。

10ページ、3款民生費、1項1目608番、アイヌ政策推進交付金事業2,121万9,000円の追

加につきましては、アイヌ施策推進地域計画に基づく事業である生活館の新築に向け、実施 設計委託料を計上するものでございます。財源といたしましては、国からのアイヌ政策推進 交付金として、事業費の80%を充てることとしております。

議案説明資料の27ページに議案第84号資料としまして、新規事業となるアイヌ政策推進交付金事業の概要をまとめております。アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の規定に基づき、アイヌ施策推進地域計画を策定し、アイヌ文化の継承や関連する交流活動により、魅力ある地域社会実現のため、今後5年間にわたり推進するもので、むかわ町におきましては、事業内容に記載のとおり3事業の推進を図るものでございます。

続きまして、2目815番、後期高齢者医療特別会計繰出金59万3,000円の減額につきまして は、後期高齢者医療特別会計における平成30年度市町村事務費負担金精算に伴い、繰出金を 減額するものでございます。

905番、後期高齢者医療事務295万円につきましては、平成30年度医療給付費負担金確定に伴う精算により減額をするものでございます。

続きまして、11ページ、3目820番、国民年金一般事務11万4,000円の追加につきましては、 法改正に伴い、産前産後期間保険料減免の対応が必要となることから、システムの改修を行 うため、システム協議会への負担金を計上するものでございます。本来でありましたら、改 修に当たっては、国費の対象となるところでございますが、詳細が未定のため、全額一般財 源としております。今後詳細が判明次第、財源の振りかえを行うものでございます。

5 目880番、子ども医療費給付事業の150万円につきましては、本年6月から8月までの間における国保・社保に加入する子どもの入院費用が増となったため、追加するものでございます。財源としましては、乳幼児医療等補助金を充てるものでございます。

2項2目930番、地域保育所管理運営事務の93万6,000円につきましては、昨年度実施した ひまわり保育所の高圧変電設備改修工事により排出されたトランス2台に低濃度PCBの含 有が確認されたことから、処理及び運搬に係る経費を追加するものでございます。

12ページにかけましての4款2項1目1070番、環境衛生一般事務174万2,000円につきましては、曙本村水道組合におきまして、水質検査の結果、大腸菌が検出されたことにより、滅菌機の更新を行うため、簡易給水施設事業補助としまして、事業費の4分の3を補助するものでございます。

1100番、斎場・霊園維持管理事務の20万円の追加につきましては、鵡川斎場の災害復旧に

おいて、火葬炉が更新となり、これまでの契約電力が低圧から高圧へ変更となることから、 今後不足する光熱水費を計上したところでございます。

5 款農林水産業費、1項2目1210番、地域農業推進事業290万9,000円の減額につきましては、農業担い手確保のために取り組んでまいりましたが、実践研修生の減により、地域担い手育成センター補助金を、また、北海道農協青年部協議会が主催するJA青年部海外農業視察研修の参加希望者が少数だったため、事業中止となり、当該補助金を減額するものでございます。

4目1280番、農業基盤整備事業につきましては、圃場整備工事の事業費確定により、 1,000万円減額するところでございますが、北海道胆振東部地震により、国営かんがい排水 事業で造成した幹線用水路の点検の結果、維持補修が必要となり、管理体制整備強化支援費 に係る事業費が増加となったことから、当該補助費を増額するものでございますが、相殺し て800万円を減額するものでございます。

13ページにかけましての6款商工費、1項4目1590番、移住定住促進事業700万円の追加につきましては、は一とふる事業のほーむ、りふぉ~む、ちんたいともに申請件数が増加したことに伴い、報償費を増額するものでございます。財源につきましては、全額、地域振興基金を充てるものでございます。

1595番、地域おこし協力隊活動支援事務の930万6,000円につきましては、本年度4名の任用予定に対し、現在まで1名の任用であることから、任用とならなかった木育及び社会教育に係る費用につきまして減額するものでございます。なお、恐竜に関する業務に関しましては、募集を継続しているところでございます。

7款土木費、2項2目1640番、町道整備事業の923万8,000円につきましては、町道整備に おける調査設計委託料、工事請負費が確定となったことから、不用額を減額するものでござ います。

14ページ、5項1目1750番、町営住宅維持管理事務の3,150万9,000円につきましては、文京ハイツ、旧緑ヶ丘会館の解体工事完了に伴い、執行残を減額するものでございます。

9 款教育費、4項2目2210番、生涯学習センター管理運営事務50万5,000円の追加につきましては、生涯学習センターは災害復旧工事中の町民体育館の代替施設として利用しておりますが、復旧工事の工期延長に伴い、生涯学習センターの利用期間が当初計画より延長となったことから、不足する燃料費及び施設修繕に係る費用を計上するものでございます。財源としましては、全額、一般財源となっております。

4目2240番、青少年健全育成等推進事業52万4,000円の減額につきましては、広島平和の 旅派遣事業完了に伴い、交付金の額が確定したことから、不用額を減額するものでございま す。

2250番、鵡川高等学校生徒寮管理運営事業につきましては、仮設住宅となった三気塾の管理費用において、光熱水費が不足することから指定管理委託料を増額するものですが、鵡川高等学校生徒寮解体工事完了に伴い、執行残があることから相殺し、7,307万円を減額するものでございます。

15ページ、10款災害復旧費、4項3目2580番、公園等施設災害復旧事業25万円の減額につきましては、ほべつ道民の森公園災害復旧工事完了に伴い、執行残を減額するものでございます。

4目2600番、公営住宅災害復旧事業795万6,000円につきましては、公営住宅災害復旧工事 完了に伴い、執行残を減額するものでございます。

5項1目2620番、学校教育施設災害復旧事業1,257万9,000円につきましては、学校施設災害復旧事業の執行見込みにより、減額をするものでございます。穂別中学校外構分につきましては、災害査定費により国庫支出金が増大し、一般財源が大幅な減額となっております。

16ページにかけましての2目2640番、保健体育施設災害復旧事業の113万3,000円につきましては、穂別スポーツセンターにおきまして、震災由来となります消防設備の修繕が必要となりましたことから、必要額を追加するものでございます、

6項1目2650番、庁舎等災害復旧事業の112万3,000円につきましては、穂別町民センターにおける災害復旧事業の追加でございまして、既設工事に玄関ロードヒーティング、漏電及びセンターと支所側を結ぶエキスパンションジョイントの復旧分を加えるものでございます。 財源は町債を充てるものでございます。

13款1項1目2520番、給与費の1,630万円につきましては、今後の執行により不足が見込まれる時間外勤務手当を追加するものでございます。

14款予備費の116万3,000円につきましては、これまで未熟児医療費や宮城県丸森町への災害派遣費用などで予備費充用した費用を復元するため、計上するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の3ページをお開き願います。

10款地方交付税につきましては、令和元年度の普通交付税確定に伴うもの及びアイヌ施策推進地域計画に基づき執行する生活館新築工事実施設計費用の一部が特別交付税措置される

ことから、1億212万1,000円を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金では、農地耕作条件改善事業の事業量減に伴い、分担金920万1,000円を減額するものでございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカード交付事業に係る補助金を追加するほか、普通財産旧春日小学校教員住宅解体事業完了に伴い、空き家対策総合補助金を減額するものでございます。

2目民生費国庫補助金は、アイヌ政策推進交付金として生活館新築工事実施設計額に対する10分の8である1,697万5,000円を計上するものでございます。

4目土木費国庫補助金につきましては、町道整備事業の執行確定により、交付金精査の結果、社会資本整備総合交付金145万2,000円を減額、また文京ハイツ解体工事完了に伴い、108万8,000円を減額するものでございます。

6目教育費国庫補助金6万4,000円につきましては、鵡川高等学校生徒寮解体事業完了に 伴い、補助金精査の結果、追加するものでございます。

7目災害復旧費国庫補助金の751万円の追加につきましては、公立学校教育施設災害復旧 事業の実績に伴い、増額するものでございます。

4ページ、3項1目総務費委託金の314万円の減額につきましては、第25回参議院議員通 常選挙の執行実績によるものでございます。

15款道支出金、2項1目民生費道補助金の75万円につきましては、子ども医療費の増額に伴い、補助金を増額するものでございます。

3目農林水産業費道補助金につきましては、北海道胆振東部地震により、国営かんがい排水強化支援費に係る事業費増に伴い、150万円を増額しますが、圃場整備工事事業費の減に伴い、387万8,000円減額し、237万8,000円を減額するものでございます。

3項1目総務費委託金の129万7,000円の減額につきましては、北海道知事及び北海道議会議員選挙執行実績によるものでございます。

16款2項1目不動産売払収入の7,000円につきましては、穂別地区におきまして、個人宅建築に伴い、町有地の一部を売却したことから計上するものでございます。

18款1項3目地域振興基金繰入金の700万円の追加につきましては、は一とふる事業の申請件数増加に伴い、計上するものでございます。

続きまして、5ページ、6目生涯学習推進基金繰入金の50万3,000円の減額につきましては、広島平和の旅派遣事業の完了実績により計上するものでございます。

8目未来担い手基金繰入金につきましては、むかわ町地域担い手育成センターへの補助金及びJA青年部海外農業視察研修中止に伴い、補助金を合わせて290万9,000円減額するものでございます。

19款繰越金の265万円の追加につきましては、歳入歳出予算の差額分として計上するものでございます。

20款の諸収入、5項1目雑入につきましては、歳入歳出財源余剰により、北海道市町村備 荒資金組合支消金を1億3,000万円減額し、国営かんがい排水事業である新鵡川地区宮戸北 排水路工事に伴う支障光ケーブル移設工事の補償費として99万円を追加するものでございま す。

21款町債につきましては、これまで御説明いたしました各事業における執行額等の確定に伴い、減額するものでございますが、1項7目の臨時財政対策債につきましては、令和元年度の普通交付税振りかえ額の確定に伴い、減額するものでございます。

議案書の32ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正につきましては、ただいま御説明申し上げました事業に係る起債の発行 限度額を変更するものでございます。

以上で、議案第84号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第85号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) につきまして、御説明を申し上げます。

議案書33ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339 万8,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,525万6,000円とす るものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)保険事業勘定(第2号)に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出から御説明を申し上げます。

2款1項3目一般被保険者療養費支払金におきまして、胆振東部地震に伴う一部負担金減免の未申請であった額273万9,000円を追加し、8款の予備費におきましては、一部負担金減免分不足に伴い、予備費65万9,000円を充用したことから、復元を図るものでございます。

歳入につきましては、3ページにお戻りいただきまして、3款道支出金の保険給付費等交付金につきましては、一部負担金減免分に係る特別交付金でございまして、外来減免分の10

分の8である315万8,000円を追加するものでございます。

6款の繰越金は、前年度繰越金の24万円で、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第85号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第86号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) につきまして御説明を申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,835万4,000円とするものでございます。

こちらも説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出から御説明を申し上げます。

2款1項1目後期高齢者広域連合負担金におきましては、平成30年度市町村事務費負担金 確定に伴い、59万3,000円を減額するものでございます。

歳入につきましては、3ページをごらんいただきまして、2款1項1目の一般会計繰入金 で歳出補正同額を減額するものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第87号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)につきまして御説明を申し上げます。

議案書の37ページをごらんいただきたいと思います。

第2条では、令和元年度むかわ町上水道事業会計の資本的収支不足額1,085万7,000円に対し、過年度損益勘定留保資金987万円を充てるほか、当年度消費税及び地方消費税資本収支調整額98万7,000円を充てる内容となってございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)に関する説明書により御説明を申し上げます。

資本的支出は、1款水道事業資本的支出、1項建設改良費において、国が行う鵡川大橋の耐震補強工事実施に伴い、添架水道管の移設工事が必要となったことから、調査設計委託料として1,085万7,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第84号から第87号まで一括して御説明をさせていただきました。よろしく御 審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、 質疑願います。

まず、議案第84号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)に関する別冊説明書、 事項別明細書の7ページ、3歳出、1款議会費から12ページ、4款衛生費までについて、質 疑はありませんか。

5番、大松議員。

- ○5番(大松紀美子君) 8ページの250の企画一般事務で、3町一緒に行う復興記録誌作成 委員会負担金ということなんですが、具体的な事業というか、そういう内容があると思うん ですけれども、お聞かせください。それだけです。
- 〇議長(小坂利政君) 柴田総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(柴田巨樹君) 復興記録誌作成に関する部分でございますが、こちらにつきましては、被災3町共通によりまして復興記録誌を作成することで、災害記録の後世への継承というものを進めることとしてございます。具体的内容につきましては、今後の作成委員会の中でも検討することになりますが、今のところ予定してございます内容につきましては、3町共通に係る被害の状況ですとか、あと3町個別にインタビュー、あと復旧の状況と、あと復興の歩みというものも各町それぞれ独自性を持った中で記録誌をつくる予定で今のところ検討を進めている状況です。
- ○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。
- ○5番(大松紀美子君) その例えばでき上がったものは、例えば町民向けに配るだとか、そうじゃなくて各町に主要なところに置いておいて、今後の歴史の参考にするとか、いろんな目的があると思うんですけれども、私も被災以降、分厚いホルダーにもうありとあらゆる新聞切り抜きから、もうともかく報道をとじ込んで、もう3冊ぐらいなっているんですけれども、やっぱりすごい膨大な報道だけでもあると思うんです。それも各町それぞれが持っているということになると、とても大変な作業になると思うんですけれども、例えばそこに職員を、3町一緒ですから、どこでやるのかわかりませんけれども、職員を派遣してとかといろんなことがあると思うんです。そう簡単なことではないなというふうに私は思うんですけれども、もうちょっと具体的に例えばでき上がったときにはどう活用していくだとか、どう配る予定だとか、その辺ももしわかっているのであればお聞かせください。

- 〇議長(小坂利政君) 柴田総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(柴田巨樹君) 具体的なその配布の方法というのはまだ煮詰まってはおりませんが、今予定しているのはその冊子とした完成させたものと、あと電子媒体としてPD Fでのデータの作成というのを両方、今つくる予定で考えてございます。
- 〇議長(小坂利政君) 成田総務企画課長。
- ○総務企画課長(成田忠則君) 私のほうから追加して説明をしたいと思いますけれども、各町の被害というのは甚大だということで、それに類するその災害の記録保存というのは非常にこれは課題になっております。議員御指摘のとおり、膨大な作業量ということで、この部分については3町の職員も今、協議をしている最中でございますけれども、北海道からも復興支援室が窓口となって、3町のその取りまとめの部分についてもお手伝いをいただいているというところでございます。今後この作成委員会において、具体的な中身が決まっていくということでございますから、また内容が決まりましたら、議会のほうにも御説明申し上げたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。11番、北村議員。
- ○11番(北村 修君) 1件だけ。11ページの児童福祉施設費なんだけれども、地域保育所管理運営事務で先ほどPCBのこの除去というふうに言ったんだというふうに思っています。建設段階であったのかなというふうに思うんですけれども、これちょっと大変な問題だなと思って、どういうこの建設段階からこれが使われていたものなのか、この発生時点まではどのぐらいのこの時間要していたのかとか、ちょっとそこら辺詳しく明らかにしていただきたいなと思います。
- 〇議長(小坂利政君) 高橋健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(高橋道雄君) ただいまの地域保育所のPCBの件でございますけれども、こちらにつきましては、ひまわり保育所ということで、田浦の地域保育所でございます。こちらにつきましては、旧田浦保育所ということで、電気設備による暖房等行っていましたので変電変圧器が設置させてございました。今回それを更新すると。老朽化によりまして更新を行うという工事を昨年度末に実施をしております。当初PCBについては、その段階ではちょっとなかなか発見しづらいということのようでございまして、実際に工事を進めていく中でPCBの存在が発覚したということで、その対応が必要になってきたという状況でござ

います。PCBにつきましては、今お話あったとおり、取り扱い、それから処分につきましては、慎重な対応とか専門業者が必要になりますので、その段階でいろいろその処分の方法等も調べて、専門の検査機関にもそのもの自体を委託して依頼して検査を行っています。その結果、PCBも含まれているということも発見されたところでございます。それを受けて、その後の処分については、専門の施設で廃棄処分をするとございますので、改めてその分について予算を計上して、専門業者に運搬して、それから処分施設で処分を図るという流れになってございます。

- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。12番、中島議員。
- ○12番(中島 勲君) 5番議員の質問に対する関連なんですけれども、この復興記録誌作成委員会の件なんですけれども、これずっと見ていますと、今、負担金として5万円だということはこれ財源見ますと一般財源ですね。ですから、むかわ町単独でやるのかなと思っていましたら、先ほどの答弁では道からの指導を得て、3町合同というのかな、そういう形でやるということですよね。わかりました。それで、この各町から出る何名ぐらいを担当者予定しているんですか。
- 〇議長(小坂利政君) 柴田総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(柴田巨樹君) 具体につきましては、これからなんですが、今のところ各町1名、打ち合わせにつきまして、今行っている段階で1名または2名で対応をしているところでございます。今後につきましても、方向としましてはたくさんの人数で協議するということは考えてございません。あくまでも3町、企画、あとは広報の担当者が入る形で今、考えてございます。
- 〇議長(小坂利政君) 12番、中島議員。
- ○12番(中島 勲君) 1名から2名程度で定期的に集まるということではなくて、都度。 私がちょっと心配しているのは、ちょっと申し上げづらいんですけれども、道の派遣の方に、 言葉は悪いんですけれども、丸投げというんですか、そういうことはしないでほしいんです よ。やっぱりむかわはむかわのせっぱ詰まった言うに言えない事情もあっての災害ですから。 そういうことにしていただきたいと思います。

それから次は、これ作成の終了日はいつごろを予定しているのか。それから、この委員会に対する今後の支出の予想金額、これはどのようになっているのか。その面と、それから、これは復興という文字入っていますけれども、地震そのものの災害そのものは範疇に入って

いないんですか。これについて伺います。

- 〇議長(小坂利政君) 柴田総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(柴田巨樹君) まず、発行につきましては、作成時期が来年度中になりますので、今予定していますのは令和3年の1月から3月ぐらいにかけて発行をしたいと考えてございます。

予算につきましては、今回補正で計上させていただきましたが、今年度につきましては、 今回の補正分、あと次年度につきましては、改めて当初予算のほうで計上を考えてございま す。

災害の範囲につきましては、今回はこのたびの胆振東部地震に限ったものでつくることと してございます。

- 〇議長(小坂利政君) 中島議員。
- ○12番(中島 勲君) 災害そのものについては触れないということですか、これ記録の中に。こういう災害があって、今こういうふうに復興していますよということでいくのか、復興だけに限っていくのか、その辺はどういうふうに捉えているんですか。
- 〇議長(小坂利政君) 柴田総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(柴田巨樹君) ちょっとすみません、説明不足であれなんですけれども、まず、今回の胆振東部地震のまず概要といいますか、その起こったものからスタートします。被害の状況ですとか、あと復旧の状況、あと復興の状況というものをトータルで記録誌をつくることで考えてございます。
- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。3番、山崎議員。
- ○3番(山崎満敬君) 11ページ、事業番号1070番、環境衛生です。大腸菌が出て、機械を滅菌するのにということで、地元の方からこのぜひ上水道を引きたいという要望があったんですが、町のほうに要望はしているんですが、3年ほど見てくれということで、復興のためにその予算がとれないということなんですが、昔はその地震前は豊富に水が出ていたんですが、最近は減ってきたということも兼ね合いもあって、地元の人は今回の大腸菌ということがあって、町の上水道をやっぱり引きたいという要望があるようなので、生活水なので、できれば半年でも何カ月かでも早く3年とは言わず、着工することはできないのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(小坂利政君) 佐藤建設水道課主幹。

- ○建設水道課主幹(佐藤 琢君) 今回この補助金のほうから、まず説明させていただきますけれども、米原地区の一部の組合で大腸菌のほうが検出されました。そこの検出されたことによりまして、保健所等々と話し合いを行い、組合とも話をして、塩素滅菌機を設置するということで今この補正予算を上げさせていただいております。整備のほうも今月その組合のほうから正式に要望書のほうが上がってきているようなところでございます。今の話の流れ、今後の整備の流れなんですけれども、こちらのほう補助事業でやりたいというふうに考えておりまして、来年度事業計画のほうの変更をして、2年目、3年目で実施設計、工事というような流れになるかと思います。組合さんにもそういうふうに説明させていただきましたが、今、内部のほうではなるべく早くやるような形で要望も受けていますので、協議をしているところでございます。
- 〇議長(小坂利政君) 山本建設水道課長。
- ○建設水道課長(山本 徹君) 補足して、私のほうから御説明いたします。

米原地区2カ所については、震災の影響で緊急的に町の水道……今回の曙の水道組合の部分については、今、主幹のほうで説明したとおり、地域のほうからは要望等が上がっているところであります。その中で水道事業の中の補助メニューについてはなかなかないんですけれども、今そういう補助メニューも模索した中で今後検討していきたいと考えております。以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 成田総務企画課長。
- ○総務企画課長(成田忠則君) 要望書の関係でございますけれども、先般、地域のほうから 要望書が上がってきたという状況でございます。事業化に向けてはこれから検討するという ことになってございますので、先ほどちょっと一部説明がありましたけれども、内容的には これから精査をさせていただいて、事業をやるものかどうかという判断をさせていただきた いというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。
- O議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

- ○1番(東 千吉君) 先ほどは大変失礼をいたしました。改めて伺いたいと思います。
  - 一般会計補正予算(第5号)、ページが10ページ、それから議案説明書27ページ、事業番号608、アイヌ政策推進交付金事業関係でございます。

今回新たに事業内容等に数字、それから新たな情報を読ませていただいたところでございます。これによって、ちょっと質問をさせていただきたいということでございます。

事業内容、(2)事業内訳の③生活館整備事業でございます。この事業費 2 億8,568万6,000円でございますけれども、改めてお伺いをしたいと思いますが、この生活館の建設箇所は1カ所でしょうか、2カ所でしょうか、が1点です。

それから、先ほどちょっと失礼をいたしましたけれども、新しい生活館名、それから場所 をお伺いしたいというのが2点目です。

それから、老朽化をした生活館の集約、この集約個数、集約場所、それから集約数についての部分をお伺いしたいというふうに思います。

- 〇議長(小坂利政君) 藤田健康福祉課主幹。
- **〇健康福祉課主幹(藤田浩樹君)** 私のほうから、アイヌ政策推進交付金の担当窓口ということで、子育て福祉グループのほうで事務を進めております。

今回、生活館の整備事業ということで、整備するのは1カ所でございます。生活館の場所 についてですが、今現在のところですが、宮戸地区を考えております。また、名称について は、まだ生活館の全員協議会等で仮称でいうことでございましたが、まだ名称のほうは決ま っておりません。

- 〇議長(小坂利政君) 萬町民生活課長。
- ○町民生活課長(萬 純二郎君) 先ほどともちょっとダブるんですけれども、地域の生活館についてという部分なんですけれども、今この事業をやる中で、各自治会等々の協議もこれまで進めている中でいろんな意見を聞いております。今後に向けていろいろ検討することというのは出てくるかとは思うんですけれども、基本的には公共施設の長寿命化を考えたこれまでの計画にのっとりながら、地域の実情を聞きながら進めていくという形ですので、今の時点でこれをこうする、ああするということにはまだ検討している状況ではないということをお伝えしたいと思います。
- 〇議長(小坂利政君) 1番、東議員。
- ○1番(東 千吉君) わかりました。生活館関係になりますと、いわゆる今までの国庫補助、 道補助があると思います。これが町の管轄になりますと、国の補助とか道の補助が得られな いのではないかというふうに思っております。老朽化した生活館の長寿命化等を検討すると きに、これらの補助金がそのまま存続してといいますか、そのまま補助金負担が得られるの かどうかという部分が1点。

それから、現在、生活館関係は町内に11カ所あるというふうに聞いておりますけれども、 この11カ所で約808万7,000円の国・道の補助金があると聞いております。これらの部分につ いては、どういうふうに考えながら、今後進めるのかお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 萬町民生活課長。
- ○町民生活課長(萬 純二郎君) まず、今回のアイヌ政策推進交付金と通常の部分の生活館の運営または建設、整備については、基本的には別な形で行われております。通常の部分についてお答えさせていただきたいと思うんですけれども、全国的にいえば、隣保館事業、いわゆるそういう部分の中での北海道では生活館事業という部分になっております。事業費につきましても、国2分の1、道4分の1、町という部分での運営補助もございます。それには一定規模以上の施設だったり、職員を入れているか入れていないか等でもいろいろあります。また、建設、修繕に対しても補助はあるんですけれども、現状ではほぼ当たらないというのがほとんどな状況です。全道各地の中で1つのパイを分け合うような形になっております。今、新築、修繕につきましては、ほぼなかなか難しい状況だということだけは今、現実的になっております。今回のアイヌ政策推進交付金のやつについては、それとはまた別のという交付金という考え方になると考えております。
- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

次に、12ページ、5 款農林水産業費から16ページ、14款予備費までについて質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番(野田省一君) 事業番号1595-00、地域おこし協力隊の活動支援事務ですけれども、今4名のところ募集して1名ということなんですけれども、実態的に募集したけれども、人は来たけれども、該当するような適任がいらっしゃらなかったのか、全く募集に応募してくる人がいなかったのかと。それで、後者のことであれば、今後に対して一定程度その考え方を変えていって、地域おこし協力隊を求める必要があるんではないかと思うんですが、現状として、人員がどのような状況で4名が1名だったのかということを確認させていただきたい。

それと、事業番号が2250-00、ちょっとこれ聞き逃したんですけれども、7,517万、工事請負費が減額になっているんですけれども、もうちょっと詳しくどうしてこれ7,500万も減額して、振りかえたのかなというふうに思うんだけれども、ちょっとそこもう一回詳しく教えていただきたい。この2点。

- ○議長(小坂利政君) 髙木地域経済課主幹。
- ○地域経済課主幹(髙木龍一郎君) 私のほうから、事業番号1595、地域おこし協力隊活動支援事務についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、4名というところなんですが、まず内訳としましては、この予算上は1名は今、継続の隊員ということで、ことし3年目、最終年を迎えている恐竜ワールドの隊員の1名がまず継続で在籍しております。残り3名につきましては、いわゆる木育、それからスポーツ振興、それから恐竜ワールドということの3名でした。

募集につきましては、いわゆるホームページ、それからJOINと言われる専門の無料サイト、これ地域おこし協力隊の全国的にそこで情報開示をかけているところ、それから一部ではSNSを通じまして、募集をかけておりました。何件かはいわゆる問い合わせというものはありましたが、応募に至らなかったというのが実態でございます。

今後につきましてなんですが、現在、業務の必要性だとか、地域隊の確保について、次年 度に向けて各関係部署と今現在、協議調整中でございますので、そのところを御理解願いた いと思っております。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 江後建設水道課主幹。
- **○建設水道課主幹(江後秀也君)** 事業番号2250、鵡川高校生徒寮管理運営事業におきまして、7,000万の工事請負費の減額でございます。

これは高校生徒寮解体工事の精査によりまして、精査内容が解体の構造物の基礎部の解体進めた中で想定より安価に精査という形ができましたので、残額を補正予算で落とす形でございます。

以上でございます。

- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。
- ○7番(野田省一君) 4名の協力隊、これせっかく枠というか準備して応募がなかったということは何か原因あるんでないかなというふうに思うんですけれども、原因、今ほかの地域を見ていると、プレゼンテーションをやるぐらい応募人数がいて、その中からいい人、そのプレゼンの中からいいものを選ぶみたいな、この近隣ですよね、やっているから。だから、内容的にやはりなかなか難しい分野でもあるかと思うんですが、一旦そこで見直していくというような、今の話だと協議していくというんだけれども、どこら辺に問題点があって、それを改善していこうとしているのか、考えがあれば、今後についても。来年度もどういうふ

うに考えしているのかお答えいただきたい。

それと、7,500万円の減額、それはもう少なくなることはそれなりにいいのか悪いのか、 もとの事業費はこれ幾らだったんですかね、この解体工事。

- 〇議長(小坂利政君) 齊藤支所長。
- **○支所長(齊藤春樹君)** 地域おこし協力隊の部分でございますけれども、総合支所にかかわる部分が結構多いと。4名中の3名がうちのほうにかかわるということで、ちょっと若干お話をさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、国の特別交付税の措置の対象ということで、この間、年を重ねるごとに全道、全国で枠が広がっているというか、応募の枠がたくさんありまして、通常の就職のほうもそうですけれども、ちょっと募集する側のほうが多いと。求人側のほうが多いというような状況もございまして、ほとんど特別交付税の措置の対象ということで条件もほとんど変わらないんですね。その中でこちらに来ていただけるかどうかというところはなかなか買い手市場というところで苦戦しているかなと。ただ実際、今月もちょっと1件応募につながるような情報もございまして、ちょっと面接というか、そういったことも若干ございます。そういったところで充実させていければなと思っております。いずれにしても、それぞれの政策の分野で必要な人材でございますので、今後も何とか確保できるような対策というのも部内、それから役場全体で協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 山本建設水道課長。
- **〇建設水道課長(山本 徹君)** ただいまの高校寮の解体の部分の御質問にお答えします。 当初の予算の中では、1億6,500万程度の工事を設定していた中で、実施の部分で基礎部 分を検討した中で9,000万ほどの解体工事費になって、今回補正をしたところであります。 以上です。
- 〇議長(小坂利政君) 八木生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(八木敏彦君)** スポーツ振興のほうの関係でちょっとしゃべりたいと思います。

教育委員会のほうといたしましても、スポーツ振興関係で協力隊のほう、募集のほうは行っていたところでございます。この間、平成29年、30年と地域おこし協力隊のほうを採用していましたが、個人の都合によりちょっとやめてしまったということで、ことしも6月までの3カ月間は募集を行ったわけでございますが、なかなかいい人材の応募というのがなかっ

たということでございます。あと、なかなか採用して3年後に独立、定住に向けたという部分では、基本的に本人が3年後に地域資源等をどう活用して定住するかというところではなかなか難しいのかなというふうに考えております。次年度以降につきましては、その辺も含めまして今、内部で協議しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 7番、野田議員。
- ○7番(野田省一君) 地域おこし協力隊、ちょっと私も報道上からしか見えていないので、あんまり詳しくは言えないんですが、ただ現状としてはやはりこの分野で求めていく、これからも求めていくということも含めて、やはり協議していったほうがいいんでないかなと。今までの協力隊の方見ていると、どちらかというと、もう職員の手助けみたいな仕事ばかり、ばかりではないかもしれないですけれども、やっぱり拘束されて役所で机に座っている時間長いように見受けられますよね。その辺、実は優遇制というか、常勤でなくてもいいというようなこともあるようですから、他の地域がいいとは言わないですけれども、全部取っかえるとは言いませんけれども、起業を最初から何でもいいというか、地域資源を利用したことで余り特定しないで起業してほしいみたいな枠で、やはりそういうプランを持っている若者は結構いるようですから、他地域では何人か1人の枠に何人も応募してきてプレゼンテーションをするみたいな話にまでありますから、ちょっと少しは今までどおりのことも含めて、やはり大きな転換点じゃないかなと。4人、要は実質3人求めて1人も来ないというのはやはりちょっと異常事態だというふうに考えて、やはりそこの根本的なものを、今までどおりというところから外れるべきでないかと思うんですが、町長、考え方があればお伺いをしたいと思います。

それと、高校寮に関して、1億6,500万は少なく済んだからいいというか、誰が見積もりしたんだ、積算したんだろうなというふうなのがちょっと、余りしたことない事業だから、ましてや多くかかったというよりはいいのかもしれませんけれども、技術的に言われてもわからないかもしれませんけれども、何が最初の見積もりと大きく予測できなかった部分だったんでしょうか。その1点だけ確認させてください。

- 〇議長(小坂利政君) 吉田地域経済課長。
- ○地域経済課長(吉田直司君) 今の御質問の地域おこし協力隊と、それから高校寮の解体の 工事と2つ、私のほうから説明させていただきます。

まず、議員御指摘のとおり、地域おこし協力隊、先ほど齊藤支所長が御説明されました国

の補助事業を使って採用していく内容になっております。今現在、募集していて問い合わせ 等はありますが、採用に至っていない。その中で私たちのほうの担当原課としても、募集を 設けたい原課と連携をとって、今後その採用する際の3年後、来ていただいた地域おこし協 力隊のフォローを大事にしていかなければいけないということを話し合いをしております。 3年後、起業するのを目的に来られるのか、もしかしたらその地元に残って、どこかの雇用 をされるのも希望されるのか、そこら辺のフォローも大切だというのが私たち感じておりま す。そこら辺のほうも考えて募集の仕方を見直していきたいと考えております。

あと、高校寮の解体に伴いまして、基礎、その他アスベストも含んでいるものの取り壊し、 それから処分、そういうものが当初予定していたものよりもかなりぎゅっと数量が少ないの が結果がわかりました。その折に伴い、金額の解体工事の見積もりをしていた額よりも下が ったという内容になっております。

- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。 5番、大松議員。
- ○5番(大松紀美子君) 13ページの1590の移住定住促進事業についてです。

は一とふる・ほーむの3事業で追加補正なんですが、当初予算は3,300万でした。9月の定例でも補正を500万しています。今回700万の補正ということで、私の記憶が正しければ、4,500万ほどになっているということになると思うんですが、増加だということなんですが、これは移住定住促進事業ということで町長の目玉施策でもありますけれども、これはどの事業でも1年間の目標なりのものというのは持っていると思うんですけれども、どんどん増えていっていると、補正、補正で。利用する方が増えているということは悪いことではありませんけれども。この辺のその基金を取り崩してやっているということなんですけれども、この辺の基本的な考え方について伺います。

それから、14ページの1750の町営住宅維持管理事務なんですが、建物等の解体工事が終わって、それが少なく済んだということなんですが、通常の公営住宅の維持管理事務についてもちょっと伺いたいんですけれども、先日の復旧復興特別委員会の中でも住宅問題いろいろ話しまして、空き公営住宅の修繕をきちっと行って、低所得者対策として入れるべきだということを申し上げました。その後、その空き大原団地の修繕計画も行いたいというようなお話もお聞きしたところです。この点についてのその空き大原団地の修繕の計画について、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 山本建設水道課長。
- **〇建設水道課長(山本 徹君)** 私のほうから、まず、は一とふる事業の補正の部分の御答弁 をさせていただきます。

は一とふる事業につきましては、平成28年度から実施しまして、令和1年度についてはちょうど4年目ということで行っているところであります。予定については5年間ということで、令和2年が最終ということで今の中では進んでおります。今回、震災の絡みで本年度の部分につきましても、要は被災した方々の申請がかなり増えた中で、第3回の議会の中で500万補正させていただきました。今回の補正の中身といたしましては、第3回につきましては、は一とふる・ほーむにつきましては33件という見積もりの中で、そして、りふお~むについては16件、そして、ちんたいについては3件という見通しの中で補正をさせていただいたところであります。ただ、その後、震災の関係も含めて募集がかなり多くなりまして、現在の部分で今回第4回で補正させていただいた700万の部分につきましては、ほーむについては40件、3回に比べたら7件増の見積もりをしております。りふお~むについては25件、りふお~むについてはかなり件数が増えておりまして、今回9件、要は増ということで見積もって補正させていただいています。ちんたいにつきましては8件ということで、5件さらに増えた中で精査しまして、総計700万、累計で4,500万の予算ということで今回補正させていただきました。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 江後建設水道課主幹。
- **〇建設水道課主幹(江後秀也君)** 私のほうから、既設公営住宅の修繕についてお答えしたいかと思います。

先日の復興調査委員会の後に、現段階のお話なんですが、職員で大原の住宅を調査行きました。今のところ、直すお金のちょっと費用算出に向けて、ちょっと工務店さん、大工さんにちょっとどのぐらいお金がかかりますということで見積もりをちょっと依頼している状況でございます。その後の金額の確定によりまして、どこまで直して、どの程度を進めるかというところで検討を進めて、あと、その予算の範囲でおさまるのであれば進めていきたいかとは考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(小坂利政君) 5番、大松議員。
- **〇5番(大松紀美子君)** 移住定住促進事業のところなんですが、増えた件数も今お聞きしま

したけれども、移住につながった件数というのはありますか。

それから、町営住宅の維持管理事務なんですが、やるということで進んでいるということ はもう本当によかったと思うんですけれども、どのぐらいのお金を使う予定でいるのか。そ れから、来年度いつから入れるようにするのかとか、その辺もぜひお聞きしたいんですけれ ども。

- 〇議長(小坂利政君) 山本建設水道課長。
- **〇建設水道課長(山本 徹君)** 私のほうからお答えいたします。

先ほどの移住の件でありますが、移住は平成28年度から開始しまして、なかなか増えなかった状況であります。平成30年につきましては、移住者については2件6名の移住者が活用していただいたんですが、今回、令和元年度につきましては3件の12名ということで、過去4年間の中では最高というか、人数も増えているところであります。

もう一件の大原団地の部分については、まず先ほどうちの担当が話したように、まず費用 を見積もっていただいた中で今後の対応を考えたいと思いますんで御理解いただければと思 います。

- **○議長(小坂利政君)** 5番、大松議員。
- ○5番(大松紀美子君) いや、どっちが先なのかと、その使えるお金がどれぐらいでという その通常、大原団地の修繕ですけれども。やっぱり今まで鵡川地区の公営住宅の募集という のは、今回ちょっと 2 件ぐらいで、前回 1 件ですよね。応募も冬の間なので余りないという ところもわかっておりますけれども、通常のたまにあきがあると、引く手あまたになるという実態ってありますよね。だから、原課としても例えば大原団地の20戸あいていると聞きましたけれども、そのうちの例えば10戸を行うとか、そういう具体的なものを持ちながら、予算もつけていただくようなことをぜひやっていただきたいんですよね。移住定住促進ということで悪いことではありませんよ。大いに使って、快適な住居として過ごしていただきたいと思いますけれども、やはりその低所得者向けのそういう公営住宅にもやっぱり同じぐらいの比重でお金をかけてやっていただきたいというのが私の一番言いたいことですので、やっぱりそういう今、大原団地20戸のうち、じゃ10戸をやるとか、やっぱりそういう具体的な目標を持って取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。
- 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。
- **○副町長(渋谷昌彦君)** 大原といいますか、古い政策空き家としているところの利活用とい うことを少しでもやっていこうということで今モデル的にちょっと今、始めるというところ

でございますので、今その大きな計画を持ってやっていくという、ちょっとレベルにないので、まずは現行予算の中でちょっと踏み出してみてやってみて、どのような家賃設定にできるのかも含めて検討していきたいと思っていますので、もう少々お待ちいただければというか、そんな一気な大きな計画にはできないということで御理解をいただきたいと思います。

#### 〇議長(小坂利政君) ほかに。

10番、津川議員。

- ○10番 (津川 篤君) 事業番号1595の先ほどのあの地域協力隊のこの1名の方が今、鵡川のほうにおります。私もこのことでこれにかかわる人たちとちょっといろいろお話をしたら、なかなか行政とのコミュニケーションが上手にとれていないと。方向性がなかなか出しづらいと。こういったことも行政が積極的にそこにかかわってやっていただきたいというのが、その担当部局にいる人たちも団体の人もぜひやはり行政がやはりみずから行って、その人たちとともに汗をかくというふうな姿勢が今のところ見えていないと、残念ながら。だから、こういうことに今後においても、せっかく予算をつけていただいて、むかわに来ていただいたんだから、そのノウハウを最大限に生かすようなシステムをつくっていただきたいというふうなものがありましたんで、このあたりの見解を、これが今1名ですから、後ほどまたこれが2名、3名に増えてきたときにそういった同じような問題がここで発生しないような状況をつくり出しておきたいと、おかなければならないというふうに思うんですが、そのあたり原課でどのように捉えて対応しようとしているのか、1点だけお伺いしておきたいと思います。
- ○議長(小坂利政君) 吉田地域経済課長。
- **〇地域経済課長(吉田直司君)** 今の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、先ほど私の答弁の中で3年後のフォローの話をさせていただきました。そちらのほうのフォローに向けて、どういうふうに今後ステップアップしていくか、そういう地域おこし協力隊の方が来ていただいた方とのその3年後のフォローだけじゃなくて、その間のヒアリングを密にとっていくことが重要だということは考えております。各課のほうで募集をかけていただいた各原課の方々と私たちの予算のほうの原課と連携をとって、そちらのほうを今後検討していきたいと考えておりますので、御理解していただきたいと思います。

#### 〇議長(小坂利政君) ほかに。

4番、佐藤議員。

○4番(佐藤 守君) それでは、1点だけ質問をしたいと思います。

12ページの1210、地域農業推進事業、ここで先ほどの説明で地域担い手育成センターの補助金245万7,000円の減なんですが、研修生の減というようなことの説明があったんですが、ここに至るまでの状況というのはどうしてこのような状況になっているのか。また、今後の見通し、そういったものはどういうふうに考えているのか。むかわ農業にとっては非常に重要な事業なものですから、その辺の経過について説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(小坂利政君) 東産業振興課主幹。
- **○産業振興課主幹(東 和博君)** それでは、1210番事業のむかわ町地域担い手育成センター の減額の部分でのこれまでの状況、それから今後の見通しということでお答えしたいかと思 います。

まず、この担い手育成センターといたしましては、この間、平成22年からことしの11月に至るまで、独立就農者12名を輩出してきたところでございます。特にことしの2名につきましては、2年前に実践研修農場のほうに入りまして、研修を得ての卒業というところだったんですが、この間、短期農業体験、それから長期の農業体験も含めて募集を行ってきたところでありますが、あいにく研修農場につながる実践研修生が見込めなかったというところでありまして、実はこれに向けては、ことしのもう春の段階で、ことし秋以降の実践研修生が見込めないということもありまして、この間、内部協議も行って、今までとやはり人を集めなければ今後の見通しが立たないということもありまして、今まで東京、それから大阪、札幌と農業人フェアというところにも参加してきましたけれども、これだけだとなかなか人が集まらないというところにも参加してきましたけれども、これだけだとなかなか人が集まらないというところもありまして、民間が企画しております就職あるいは転職等のマイナビというところのフェアといいますか、そういったところにも顔を出しながら、むかわの農業というものを宣伝、PRしてきたところでございます。そちらの回数のほうも例年の2倍近く、道内外にそういった場に顔を出しながら、短期実習、それから長期実習生につながる研修生を募集しているというところでございます。

- 〇議長(小坂利政君) 4番、佐藤議員。
- ○4番(佐藤 守君) 今までは道の育成センター、こことむかわ町というのは非常に古いおっき合いの中で、むかわ町のほうに優先的にそういった人をあっせんしてもらったんですけれども、今どこも農業問題で抱えている状況なものですから、全道的に引っ張り合いといいますか、そういったような状況というのが非常に多いという状況の中で、むかわ町だけという状況にはならないかと思うんですけれども、今、全国的にいろんな展開をしているという

ことなんですけれども、以前に調べた状況の中では道の育成センター、年間大体800人前後、冷やかしも含めて就農したいという、そういう相談があるんですけれども、そういった道の育成センターとのかかわり方、これ、むかわ町の担い手センターとむかわ町とその辺協議はしていると思うんですけれども、その背景というのがどういう問題があって、こういう状況になったのかという、その捉え方ですね。一生懸命やったんだけれども、結局いなかったという状況なのか、それとも就業したいという、そういった人が少なくなって、こういう状況に陥ったのか、その辺の分析もしていかないと、なかなかやっぱり緩くないと思うんですよ。ましてはむかわ町も高齢化の農業になっていますし、今の担い手育成、それから第三者継承も含めて、むかわ農業を守っていくためには非常に重要な事業なものですから、やっぱり私も非常に心配しているんです。以前から言っているとおり、むかわ町はいろんな職業で成り立っている町ですけれども、その基幹産業はやっぱり第一産業であり、基幹産業は農業ですから、農業がおかしくなると、むかわ町がやっぱりおかしくなるという、これは私、言い過ぎではないと思うんですよ。そのためにも、むかわ町の今、高齢化のこの農業、これを何とかするためにもこの事業を何とか継続して成功してもらいたいという、そういう思いもあるものですから、その辺の考え方も改めてお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(小坂利政君) 酒巻産業振興課長。

**○産業振興課長(酒巻宏臣君)** 議員御指摘のとおり、農業がむかわ町にとって大切な主要な 基幹産業でございますし、また、その担い手の確保は重要ということで関係機関・団体と連 携しながら、こうした取り組みを進めてきているところでございます。

それで、分析ということでございますけれども、その点につきましては、確かにこの担い 手センターを立ち上げ、そして、こういった新規就農という形での農業者確保ということに 取り組んでいた、ちょうどそういった時代背景の中で、ちょうど世界的に広がったあの経済 不況ですとか、そういった部分もありまして、民間企業をやめざるを得なくなった方たち 等々の受け皿にこの農業という産業自体がそういうものになってきて、一時注目をされた時 期もございますが、徐々にそういった部分も変わってきているというふうな捉え方を私ども しているところでございます。

そうした状況が変わっていく中で、また先駆的にむかわ町、こうした取り組みについてやってきたところなんですけれども、先ほど議員から御指摘のあったとおり、ライバルも増えてきているという状況でございます。こうしたところの中で、そういった担い手、農業に対して新しい就農しようという、そういった気持ちを持って、関心を持って来られる方たちの

人となりといいますか、そういった部分もちょっとずつ変わってきている、変化を実は感じてきているところでございます。そういった中で、今小さな取り組みといたしましては、ことしから、以前は学生等に着目したような求人といいますか、いろいろ相談会、体験のメニューというものを初期の段階、ちょうど体験初期の段階でそういったメニューを充実図ってきたところでございますけれども、ことし社会人向けの部分に着目した体験、受け入れというものもして、そういった見直しの成果が出まして、そういった方たちに多く体験に来られてきたというところもございますし、その後、むかわでの就農も含めたところに希望を持っているような御相談も受けているところでございます。

ただし、これからの人生をかけて、むかわで農業をしていこうというようなことでございますし、それが簡単に受けて、その後、離れていくといったようなことになってはまた大変なことになりますので、そのあたりは の担い手センターの相談員、窓口にしながら、親身な相談をしながら適切な体験の受け入れということにつながっていけるような対策を今講じているところでございますし、また、こういった部分、次年度に向けても見直し、強化を図りながら、そういった人材の確保、育成に取り組んでいく考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

再開は15時40分とします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長(小坂利政君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1ページから6ページまでの1総括全般、2歳入全般について質疑はありませんか。 5番、大松議員。

○5番(大松紀美子君) 6ページの6の災害復旧債のところでちょっと聞かせていただきたいんですけれども、先日、新聞報道で市町村の防災行政無線の個別受信機の配備を支援する

と。総務省、消防庁が積極的な設置を働きかけているという記事を見たんですが、御存じだ と思うんですが、これはむかわ町には対象になるものなのでしょうか。

工事費の一部だとか、特別交付税で財政支援すると。ただ、台数が非常に少ないんです。 1万プラス1万で2万台ぐらいとなっているんですけれども、全然対象にならないのかどう かだけ伺います。

- **〇議長(小坂利政君)** 大塚総務企画課参事。
- ○総務企画課参事(大塚治樹君) その情報、私どもも入手しておりまして、新規の部分にだけ対象という形になってございますので、現在配備されている市町村に関しては対象外となってございます。
- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり27ページから32ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算(第2号)事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3歳出全般と、議案書つづり33ページ及び34ページの予算総則第1表、保険事業勘定歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に関する別冊説明書、事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3 歳出全般と議案書つづり35ページ及び36ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)に関する別冊 説明書1ページの事項別明細書全般と議案書つづり37ページの全般について質疑ありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで議案第87号の質疑を終わります。

これから議案第84号から議案第87号までの討論を行います。討論の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第84号について討論を行います。原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで議案第84号の討論を終わります。

次に、議案第85号について討論を行います。原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで議案第85条の討論を終わります。

次に、議案第86号について討論を行います。原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで議案第86号の討論を終わります。

次に、議案第87号について討論を行います。原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(小坂利政君)** 討論なしと認めます。

これで議案第87号の討論を終わります。

これから議案第84号から議案第87号までの4件を採決します。採決の順序は、議案番号順とします。

初めに、議案第84号を採決します。

お諮りします。

議案第84号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号を採決します。

お諮りします。

議案第85号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のと おり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号を採決します。

お諮りします。

議案第86号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号を採決します。

お諮りします。

議案第87号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議案第88号から議案第89号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第11、議案第88号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例案、日程第12、議案第89号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の 整理に関する条例案を一括議題とします。

議案第88号及び議案第89号の2件について、提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

[梅津 晶総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹(梅津 晶君) 議案第88号及び議案第89号につきまして、関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第88号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきまして、御説明を申し上げます。

説明の都合上、説明資料の29ページ、会計年度任用職員制度の施行に係る関係条例についてをごらんください。

この条例は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治 法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の創設に伴い、給与及び費用 弁償等につきまして、必要な事項を制定するものでございます。

会計年度任用職員は、1、会計年度を超えない範囲で置かれる一般職の非常勤職員であり、 これまで各地方公共団体によりさまざまな法廷根拠で任用されてきた非常勤職員は、全国的 に統一された制度に基づき任用されることとなるものでございます。

これにより、地方自治体における職員は、相当の期間任用されるべき職員をつける業務に 従事するのか否か、また、フルタイム勤務とすべきか否かによりまして、常勤の正規職員、 短時間勤務職員、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の主な4つ の任用形態に分けられることとなるものでございます。

説明書29ページ中段、3、制定する条例と制定内容の①むかわ町会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例をごらんください。

支給する給与につきましては、フルタイム会計年度任用職員は給料及び記載の諸手当を、パートタイム会計年度任用職員は報酬及び期末手当を支給いたします。

給料につきましては、常勤職員の各給料表に準じ、職種ごとに1級または2級に分類し、 規則で定める基準に従って号俸を決定します。パートタイム会計年度任用職員につきまして は、当該職員の働き方に応じ、同種のフルタイム会計年度任用職員に適用される給料月額を 基準として所定の計算により月額、日額または時間額により報酬を支給いたします。

期末手当につきましては、週の勤務時間が15時間30分未満の者を除き、任期の定めが6月以上の者に対し常勤職員の規定に準じて支給をいたします。週の勤務時間に制限を設けてい

る理由といたしましては、再任用職員に対する期末手当の支給と均衡を合わせるものでございます。現行の常勤職員の期末支給割合は、合計2.6月でございますが、令和2年6月分の期末手当は、改正法の施行が令和2年4月1日となっておりますことから、在職期間別割合が30%となり、1.3月のうち0.39月分の支給となるものでございます。

その他の手当てにつきましては、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員の規定を準用し、 パートタイム会計年度任用職員は記載の勤務に対する報酬として、通勤手当は費用弁償として て支給するものでございます。

給料の支給日につきましては、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員の規定を準用し、 パートタイム会計年度任用職員は月締めで規則で定める日に支給するものでございます。 続きまして、説明資料30ページをごらんください。

②会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

30ページ下段の4、その他の任用条件についてでございますが、会計年度任用職員には、 条件付採用期間が採用されます。また、一会計年度内での任期の更新は可能ですが、再度の 任用につきましては、試験や選考を経ることとされております。時間外勤務、休日勤務及び 夜間勤務に係る割増率は労働基準法の規定が適用され、年次休暇などの休暇の種類、要件は 国の非常勤職員に準じた規定となるものでございます。要件を満たした会計年度任用職員は、 常勤職員と同様の共済組合、退職手当組合、災害補償制度に加入することとなり、服務規定 や懲戒規定が適用されるものでございます。

それでは、議案に戻りまして、御説明を申し上げます。

追加配布議案集の3ページをお開きください。

議案第88号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案でございます。 第1条は条例の趣旨、第2条は会計年度任用職員に支給する給与に関する規定でございます。第3条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員に関する規定となっており、第3 条から第5条は給料、第6条は給料の支給に関する規定でございます。第7条から第12条までは期末手当及び特殊勤務手当を除く諸手当について、第13条は給料の端数処理に関する規定でございます。第14条は期末手当、第15条は特殊勤務手当、第16条及び第17条につきましては、勤務1時間当たりの給与額及び給料の減額に関する規定でございます。第18条から第27条まではパートタイム会計年度任用職員に関する規定となっており、第18条は報酬、第19条から第22条までは期末手当を除く諸勤務に係る報酬に関する規定でございます。第23条は 報酬の端数処理、第24条は期末手当、第25条は報酬の支給、第26条及び第27条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額及び報酬の減額に関する規定でございます。第28条は給与からの控除、第29条はこの条例の規定により難い者の給与、第30条はパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、第31条はパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償、第32条は休職者の給与、第33条は規則への委任に関する規定でございます。

附則といたしましては、第1項として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとし、附則第2項につきましては、現行の規定により割増報酬を受けている者に対する令和2年6月支給分の期末手当に係る措置に関する規定でございます。

また、別表といたしまして、第4条の規定に基づく等級別基準職務表を規定するものでご ざいます。

続きまして、議案第89号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条 例案につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、会計年度任用職員の導入に伴い関係する条例の規定を整理しようとするものでございます。

説明の都合上、説明資料30ページをごらんください。

30ページに記載をしております10本の条例につきまして、それぞれ所要の改正を行うもの でございます。

それぞれの条例の改正趣旨につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料31ページからの新旧対照表で御説明を申し上げます。

初めに、第1条によるむかわ町職員定数条例の改正でございます。条例第1条の職員の定義に会計年度任用職員は含まないこととする旨の規定を加えるものでございます。

次に、説明資料32ページ第2条による公益法人等へのむかわ町職員の派遣に関する条例の 改正でございます。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項 の規定では、派遣職員のうち除外する職員は条例で定めることとされており、この規定によ る条例第2条第2項第3号につきまして、地方公務員法の改正により条文の改正が必要であ ること及び文言整理のため所要の改正を行うものでございます。

次に説明資料33ページ、第3条によるむかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。条例第3条の規定により、報告が必要な職員にパートタイム会計年度任用職員は含まないこととする旨の規定を加えるものでございます。

次に、説明資料33ページ、第4条の規定によるむかわ町職員の分限についての手続及び効

果に関する条例の改正でございます。条例第4条に会計年度任用職員の休職の期間の範囲に 関する規定を加えるものでございます。

次に、説明資料34ページ、第5条によるむかわ町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 の改正でございます。条例第4条にパートタイム会計年度任用職員の減給の規定を加えるも のでございます。

次に、説明資料34ページ、第6条によるむかわ町職員の服務の宣誓に関する条例の改正でございます。一般職の非常勤職員は、会計年度任用職員に統一されること、会計年度任用職員は服務の宣誓が必要となることから、条例第2条の規定から、嘱託職員及び臨時職員を除くとする規定を削るものでございます。

次に、説明資料34ページ、第7条によるむかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 改正でございます。一般職の非常勤職員は、会計年度任用職員に統一されることから、条例 第20条の見出し及び本文につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、説明資料35ページ、第8条によるむかわ町職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。会計年度任用職員にも育児休業の規定が適用されますが、勤勉手当は支給対象外などであることから、条例第7条第2項及び条例第8条の規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、説明資料36ページ、第9条によるむかわ町職員の給与に関する条例の改正でございます。一般職の非常勤職員は、会計年度任用職員に統一され、給与及び費用弁償は、条例で定めることとされていることから、条例第31条を改め、臨時的任用職員の給与について新たに定めるものでございます。

次に、説明資料36ページ、第10条によるむかわ町職員等の旅費に関する条例の改正でございます。パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る旅費につきましては、費用弁償として支給されることから、条例第1条に所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案集に戻って御説明を申し上げます。

追加配付の議案集15ページ、議案第89号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の 整理に関する条例案の附則をごらんください。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行とするものでございます。 以上、議案第88号及び議案第89号につきまして、一括して提案の説明を申し上げました。 よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、説明に対する質疑を行います。質疑の順序は、議案番号順とします。 まず、議案第88号について質疑ありませんか。 5番、大松議員。

**〇5番(大松紀美子君)** ちょっと改めて伺っておきます。

29ページ、説明資料見ているんですが、フルタイムに属する職員の方は何人なのか。それから、パートタイムという方は何人になるのか。それから、それらの影響額というんですか、 来年度になりますけれども、幾らになるのか。伺います。

- **〇議長(小坂利政君)** 梅津総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(梅津 晶君) ただいまの質問につきまして、お答え申し上げます。

現在、令和2年度当初予算に向けました予算要求に係る事務を町内全体で取り組んでいるところでございます。

会計年度任用職員制度につきましても、令和2年度から予算措置が必要であることから、 現在、会計年度任用職員として任用すべき職員の任用協議事務を進めている最中でございま す。

現在のところ、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員がそれぞれ何名になるかというところにつきましては、精査中でございますが、現在、令和元年度の当初予算ベースでございますが、いわゆる嘱託職員、臨時職員の任用数につきましては、本庁支所、関係部局合わせまして119名、このほかに例えば保育園の休暇代替ですとか、そういう方を加えた部分につきましても、会計年度任用職員として任用される予定となっておりますので、ちょっとその総数につきましてはこれから積み上げをさせていただくということでちょっと御容赦を願いたいかと思います。

なお、フルタイムとパートタイムは何が違うのかという部分につきましては、その者の職務の内容がフルタイム勤務を要するべき職務の内容であるか否かというところで整理されるところでありまして、ただいまこの部分を町内各課グループ等精査をしているところでございますので、現時点でのそれぞれの職員数については、わかり次第何らかの形でお知らせをしていけばいいのかなと思っておるところでございます。

続きまして、制度施行に係る予算的な内容でございますが、令和元年度当初予算を引用いたしまして、所要の経費を見込んだ中で令和2年度の見込みの数値を算出しておりますので、 参考の数値として御承知おきいただいた上で申し上げていきたいなと思っております。

令和2年度当初予算の見込みとしていわゆる報酬、賃金、今の時点では、フルタイム会計

年度任用職員をちょっと想定していないもんですから、給与費としての積算はちょっとして おりませんが、およそ2億4,300万円程度。期末手当については3,280万程度。これに係る共 済費が4,590万程度のおよそ3億2,200万程度を想定しているところでございます。

それでは、前年度との差はどれぐらいなのかというところでございますが、これは、合計の数値につきましては、およそ5,180万程度増額になるのではないかと考えておりまして、うち期末手当の占める割合につきましては、3,280万程度ということで、来年度は施行の初年度でございますので、期末手当分は皆増という形になることを想定しているところでございます。

- ○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。
- ○5番(大松紀美子君) 今、説明されたフルタイムになるのかパートになるのかというあたりは、結局、使用者側が判断していくことになると思うんですが、フルタイムになるのかパートとして働くことになるのかというあたりは、非常に働く側としては違いがありますよね。どう判断していくのかというあたりのところがね。やはりそれで生計を立てている方もたくさんいらっしゃると思うので、その辺の判断をどのようにしていかれるのかというところが、難しいでしょうけれども、考え方としてお持ちであればお聞かせください。
- 〇議長(小坂利政君) 梅津総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(梅津 晶君) ただいまの質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

現在も、いわゆる嘱託職員、臨時職員として任用または雇用されている職員の方がいらっしゃる中で、むかわ町役場の行政執行体制があるわけでございますが、引き続き同一の職で同一の場所に職が置かれるということになる場合につきましては、現行フルタイムで働いております一般職の非常勤職員の方いらっしゃいませんので、要は同一職で同一の業務内容ということであればパートタイム会計年度任用職員として職を設置をするというところから議論が始まるところでございます。

今後、行政の課題等を見据えまして、各職場と今随時ヒアリングを行っているところでありまして、その結果によりまして判断をしていきたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。
- ○5番(大松紀美子君) 以前、一般質問で嘱託職員の身分保障という点で勤務時間のわずか 15分でしたかの違いでここでいうフルタイムかパートタイムかの判断が分かれるという、そ

ういう職員いますよね、現在でも。私の記憶ではわずか15分間だったと思うんですけれども、 その辺のところの判断が、使用する側としてどういう判断をするかというあたりは、非常に 働いている方の関心が高いところだと思うんです。

だから、15分の中で例えば手当をいただいた方、いただかない方、合併した町として違いがあっていろんな議論があったと思うんです。その辺については、どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

- 〇議長(小坂利政君) 渋谷副町長。
- ○副町長(渋谷昌彦君) 今のちょっと別のほうでもお答えしましたけれども、現在全ての嘱託、臨時職員については、そのまま当てはめるとパートタイム任用職員の扱いになります。 フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員での差というのは、基本的にはありません。

時間はあります。ですから、今の38時間45分なんですけれども、嘱託職員は35時間だと思いますけれども、今の給与体系になっています。それは、同じく働いたとすれば、そこの給与については保証をしていきます。それより時間数を減らしていくものについても、時間単位の費用としては同じだけの分は減給保障といいますか、考えていきますので、実質減給されるという方は現実的に出てこないというふうに思っています。

加えて、すべての職員の中に期末手当が支給されるようになりますので、その分は当然先ほど4,000万ぐらい増えると言いましたけれども、そういった中で増えていくということになります。

ですから、そこをまず最低のベースとして考えていくことになろうかと思います。

- ○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。 11番。
- ○11番(北村 修君) 私のほうから幾つか質問をさせていただきたいというふうに思っていますが、私、全員協議会の折に意見も述べさせていただいたところでございますが、1つは、この任用職員制度ということになって、こうした職員の採用の仕方といいますか、働き方というのが制度的に認められるというか法律的になったわけです。そうすると、今後役場全体の職員のあり方についても、正職を減らしながらもこういう任用職員を増やしていくというような、そういうことも十分考えられる事態が予測もされます。そういうようなことについて、これらの職員と任用職員というバランスを今後どのように考えていくのか、そこら辺のところはちゃんとしっかりと方向性を持たないといかないと思っているのですが、その

辺のところ、まずは1点伺っておきたい。

それから、もう一つは、期末手当も入るわけだから、もらえるのであっていいようにも見えるんだけれども、しかし、フルタイムという形の中で、今度は先ほどの説明にもあったように一定の職員としての義務がしっかりと負わされる事態になります。そういう点では、なかなか働く人にとっても大変な問題が起きてくるんじゃないかと思っているんですが、そこら辺での働く者の意識状況等々についてどう見通されるのか伺っておきたいというのと、それから、もう一つは、フルタイムで報酬も低いんだけれども期末手当だとか幾つかの手当が当たるぞという形になります。一定の身分保障ができたようにも見えるんだけれども、じゃ、こうした人たちはいわゆる正職員の皆さんが組合をつくってやって、労働基本権を持ち得ている、そういう者としてちゃんと取り扱っていただけるんだろうかどうかという、その辺ところはどうなっているのかという問題について伺っておきたい。

それから、もう一つは、最後になりますけれども、この間、国のこの雇用対策の中で、特に民間を中心にして、これまでじゃなくてこれからでも5年間継続して非正規、いわゆる臨時のような形で雇用されていたら5年たったら正職員に採用しなければならないという、そういう法律もできています。しかし、そのやつに該当させないみたいな形でこの任用制度というのは、この公務員制度の中にできてきています。そういうふうな関係の中で、それらとの関係はどういうふうに整理されていくのか、そこはちょっと教えていただきたいということでお聞きをしておきたいというふうに思います。

最後にですが、我が町は保育所は全部、ほとんど指定管理のような形にしました。ですから、行政が直接今かかわっている保育所はないわけですが、正職としてはないわけですが、 そういう保育所の中で正職員の制服と臨職の制服が違うということで、子どもたちの中にいるいろなことが起きたりということがありました。今後はそういうふうなことというのはどんなふうになっていくのかということも改めて伺っておきたい。

ごめんなさい、もう一つありました、最後に。こういうことになると、いわゆる行政とそれに近い団体、例えば、むかわでいえば四季の館で働く、第3セクター的なそういうところが該当するかなというふうに思っておりますけれども、いわゆる指定管理としてやっているところ、こういうところでの対応というのは、行政の臨職がこういう形になったという中で、そういうふうなところはどんなふうな見通しとして今後見ておられるのか。私もやっぱりそういうところまでやっていく必要があるんだろうというふうに思っているんですが、あわせて伺っておきたい。

以上です。

- 〇議長(小坂利政君) 成田総務企画課長。
- ○総務企画課長(成田忠則君) 私のほうから基本的なところをお答えをしたいなというふうに思います。

まず、会計年度任用職員の部分で、正職を減らしてそういった任用職員を増やしていくんではないかという懸念があるというお話でございましたけれども、基本的には正職員がやるべき仕事というのは、きちんとやっぱりここは続けていかなければならないということでございまして、安易に会計年度任用職員を増やすというようなことは考えてございません。

各課において今、この会計年度任用職員のやるべき仕事はどういうことなのかということを決めないとここの職員の配置ができないということでございますから、この今仕事の中身をしっかりやはり聞き取りをさせていただいた上で、配置をしていくということで考えてございます。100人を超える嘱託職員、臨時職員の方々がいらっしゃいますけれども、やはりこういう方々に支えられながらもやはり仕事を進めていくということでございますので、この点については減給も保証しながらしっかり雇用していくということでございます。

そしてまた、あくまでもこの会計年度任用職員につきましては、単年度ということでございますので、この点については、そういう基本的な考え方で採用していくということでございますから、御理解をいただきたいと思います。

また、労働組合の関係については、これはまた今の段階ではお答えするところの部分については持ち合わせていないということでございまして、御理解をいただければなというふうに思います。

総花的な話で恐縮でございますけれども、私のほうからは以上でございます。

- **〇議長(小坂利政君**) 梅津総務企画課主幹。
- ○総務企画課主幹(梅津 晶君) 答弁が重複する部分もございますが、私のほうからも答弁をさせていただきます。

まず、職員といわゆる上級職員と会計年度任用職員の、職員のバランスにつきましては、 総務省のほうからも技術的助言が出ておりますので、そこを重視しながら先ほど成田課長が 御答弁したとおりを基本に考えていくというところでございます。

2点目の質問でありました会計年度任用職員として働く方の気持ちの部分ということでございますが、実は潜在的に地方公務員であるという部分は今まできちんと任用条件が明らかになっていなかっただけです。守秘義務等含めて当然職務の中では職務上の上司に従う、命

令に従う部分ですとかあったわけでございます。そういったことは、ちょっと唐突にはっき りと目視化をされていくという部分にもございますので、そちらの部分につきましては必要 に応じて丁寧な説明をしてまいりたいなというところでございます。

労働組合の部分につきましては、成田課長の答弁どおりで、現行でありましても非正規労働者で組織している労働組合というのもあるということは聞き及んでおりますが、本町ではございません。その辺は、我々が把握して答弁できるちょっと部分ではございませんので、御容赦をいただきたいということでございます。

また、関係団体等の働く職員の方々に波及をするかどうかという部分につきましては、正直把握をしかねているところでございます。ただ、実際に現行で申し上げますと、むかわ町の臨時職員の単価を準用して雇用しているという案件があるということも承知しておりますので、これにつきましては今回の制度改正に伴いまして、地方公務員として任用するという部分は民間には波及はしない部分と理解をしておりますが、その他の条件面につきましては、個別の企業さんなりが判断していくことになろうかと思いますので、その辺は動向を注視していきたいなと思っております。

答弁が1つ漏れておりましたが、議員御指摘のとおり、会計年度任用職員につきましては、 労働規約法の適用除外となってございますので、御指摘のとおり5年間任用がありましても 無期雇用には転用されないということで総務省のほうからも技術的助言が出ておりますので、 これに従った形で任用していくということでございます。

○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番(北村 修君) 幾つか答弁いただきましたけれども、いずれにしても、今、述べられておるように一定の手当等の報酬を与えるという中で、いってみれば安上がりの形の中で、職員を雇用していくという新たな国の考え方だと思うんです。

私、きのう教員の変形労働制のことについてもお話をさせていただきましたけれども、それらとあわせて考えてみて、本当に今これらの問題が公務員の人たちの働くあり方に大きくかかわってきているという内容であります。

私、こういう点で本当に心配もするし残念な思いもあります。やっぱりこれらの本当に行 政がちゃんと住民に向き合って職員の皆さんが安心して働いていっていただくためには、や はり必要な職員は正職員として確保していくと、ここにこそちゃんとした道が私はあるんだ ろうと思っています。そういう方向をちゃんと進めながら今指摘したような問題について本 当にちゃんと取り扱っていただきたいということを述べて質問を終わります。

○議長(小坂利政君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認め、これで議案第89号の質疑を終わります。

これから議案第88号及び議案第89号の2件について討論を行います。討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第88号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認め、これで議案第88号の討論を終わります。

次に、議案第89号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認め、これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第88号及び第89号の2件について採決します。なお、採決の順序は議案番号順とします。

まず、議案第88号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例案を 採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○議長(小坂利政君) 日程第13、認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、日程第19、認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をしていたものです。このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

野田委員長。

## 〔野田省一決算審査特別委員長 登壇〕

〇決算審査特別委員長(野田省一君) 平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会委員長報告を行います。

平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における、審査経過及び結果について御報告いたします。

平成30年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、令和元年第3回定例会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月10日開催の第1回委員会において、審査の方法及び審査日程を協議した 結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるために事前に審査事項を取りま とめることとし、審査日程については10月23日から10月25日までの3日間といたしました。

審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入では震災に伴う減免等の取り組み状況と平成30年度分にかかわる内容についてほか10項目、歳出では地域情報施設管理運営事務の事務内容決算額との違いとその理由についてほか28項目、国民健康保険特別会計7項目、後期高齢者医療特別会計1項目、介護保険特別会計6項目、病院事業会計1項目、合計55項目でありました。

これを審査項目として決定し、説明員として所管課長等の出席を求め、内容及び大要状況並びに行政効果等について説明を受けました。また、審査最終日には渋谷副町長の出席を得

て、7会計の決算について意見交換を行い、決算にかかわって委員から次の趣旨の意見が述べられました。

災害と関連もあり、住まいの問題が大きな課題となってきている。新築については伸びているがリフォーム関係で見れば災害もあり伸びていない状況である。一部損壊の住宅等にも幅広く活用できるようにやっていく必要がある。大事な基金をどのようにこれからまちづくりに使用し事業化していくかということがますます問われていくと思われるので、さらに国、道の補助金で賄ってもらえるような努力をしていく必要がある。昨年は、経験したことのない未曽有の災害を受け、復興については町民に寄り添った取り組みが一番大事かと思うが、一方では、財政がどうなるんだろうという心配の声もある、6億という財政調整基金を確保するということが約束事になっているので、これらを踏まえた中で中長期財政計画を見直しながら、今後も慎重なかじ取りを願う。また、今までなかった将来負担比率、実質公債費率に特にこの問題については最重点に気をつけていただきたい。

国保、健康保険に関しては、人口減、子の被保険者の減少が続く中では、運営の安定がど ういうふうな形で取り組んでいくのか重要になると思う。住民負担がさらに軽減されるよう な形で取り組みをお願いしたい。

情報提供という問題では、個別の受信機を設置予定など全ての町民に正しい情報が伝わるような努力、仕組みづくりを含めて、検討いただきたい。

以上のような意見を受け、副町長から次の趣旨の考え方が述べられました。

平成30年度決算については、北海道胆振東部地震が発生し、被災の対応、復旧が業務の最優先となりました。当初予定をしていた事業が変更または中止、そして次年度へまたいでの継続ということで進められた年でもありました。一般会計については、多額の災害関連費用が大きく影響し増額しました。国・道の支出金はもとより全国から支援をいただいた寄附金等も活用しながら、また財政調整基金の活用を図って事業を進めてきました。基金の保有額は大幅に減少しましたが、決算に当たっては災害関連費用に対し特別交付税が10億円ほど追加交付されたところです。繰り入れの圧縮、町への支援基金等をもとにしながら胆振東部地震対策基金等の設置も行ってきました。今後も胆振東部地震の復旧を最優先に復興計画に示したとおり被災者の生活再建を最優先としながら進めていきたい。個別受信機においても、発信についても、きちんと町民の中に伝わって行動していただけるような形になるよう今後も工夫しながら進めていきたい。これまでも中長期財政運営資金という枠の中で安定した財政運営を進めていきたいと思っています。しかし、昨年度一瞬にしてその形が崩れてしまっ

た状況を目の当たりにし、いま一度、町職員役場全体として気を引き締めて復興事業に当たっていきたい。これからの持続可能な財政運営に向けて新たな財政運営指針を策定しながら進めていきたいというような発言がありました。

以上のような説明聴取、質疑及び意見交換の後、平成30年度にかかわるむかわ町一般会計 ほか6会計を採決した結果、いずれも認定とすることに決定をいたしました。

最後に、審査に当たりまして、説明資料の提出等に御配慮いただきました町理事者を初め 各課長及び関係職員各位に対し心から感謝を申し上げ、委員会報告とさせていただきます。

**〇議長(小坂利政君)** 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

認定に反対者の発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順とします。

初めに、認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。 お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を 採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件 を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成30年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。 お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成30年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定する ことに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成30年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。 お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成30年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定とすることに決定しました。

次に、認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。 お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

#### ◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小坂利政君) 日程第20、意見書案第15号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表 の撤回を求める意見書(案)を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

#### 〔7番 野田省一議員 登壇〕

**〇7番(野田省一君)** 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書(案) について、提案理由の説明をさせていただきます。

事前に皆様に配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって提案理由の説明と させていただきます。

厚生労働省は9月26日、再編統合の「再検証」を求める公立・公的病院として、全国424 病院を公表し、来年9月までに結論を出すことを求めました。

このうち、北海道には54施設と都道府県では最多です。名指しされた病院の自治体、医療 関係者からは、「地域の実情が反映されていない」という怒りの声とともに、存続を心配す る声が寄せられています。

地域の議論に停滞や混乱をもたらしかねず、地方自治の精神にも反しています。

国における、今般の病院名公表に対しては、一度撤回したうえで、地域医療構想の進め方について、地方自治体などの意向を尊重して進めていただけるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

御審議、御決定いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長(小坂利政君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第21、意見書案第16号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書(案)を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、大松紀美子議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) 意見書案第16号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書(案)について、提案説明を行います。

安倍政権が来年4月から導入する高等教育の就学支援制度と引き換えに、文科省は2020年度から、現行の国立大学の授業料減免制度について廃止する方針です。

就学支援制度による低所得者世帯への支援は当然ですが、対象となる学生は全学生の1割程度に限定されます。現行の授業料減免制度は、中間所得世帯までが対象とされていたため、国立大に通う学生のうち約1万9,000人の授業料負担が増加すると文部科学省が調査結果でも明らかにしています。

政府は問題の深刻さを認めざるを得ず、継続的な支援について、来年の制度施行までに検 討する(安倍首相)と国会で答弁していますが、いまだ方向性は示されていません。

このままでは、新制度の基準によって今年度まで授業料免除を受けられていた学生が除外されるケースや、各大学が実施していた独自の授業料減免措置の多くが廃止されることになります。今後入学する高校生についても、これまで受けられていた支援の対象外にされることで、大学進学をあきらめざるを得ない生徒が出てしまいます。

学生たちが文部科学省に対し、これでは大学に通えなくなったり、進学をあきらめたりする人が出てきてしまう、増税したのに減免措置が後退するのはどういうことですか、最低限これまでの水準を維持してほしいと不安や懸念を訴えています。

在校生はもちろん、20年度以降の新入生も今までどおり減免が受けられるよう制度維持、 予算確保を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**〇議長(小坂利政君)** 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、東議員。

○1番(東 千吉君) 反対の意見を述べさせていただきます。

現在、新制度化において除外されるケース及び現制度より不利益を生じる学生等への支援 検討中で、近々修文される予定との情報を受けていますので、この意見書は必要ないと思わ れます。

○議長(小坂利政君) 次に、賛成者の討論はありませんか。2番、舞良議員。

○2番(舞良喜久君) この意見書は、安倍政権が増税したにもかかわらず、減免措置が後退するということは何のための増税だったかということで、大学を進学する夢見て希望を持っている生徒に不安を助長させて本当に大学行けるのかと、そういう心配をさせる生徒自身、また親も多く出ています。そういう にしても、本当に低所得者が学校に行けない、高所得者が行けるというようなそういう懸念がされて、教育の現場でもそういう格差が生まれてくる可能性が十分あるということで、こういうことで、ぜひこの意見書が賛成の意味で私

以上です。

○議長(小坂利政君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

は意見を述べたいと思います。

これから意見書案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

#### [起立多数]

〇議長(小坂利政君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

#### ◎意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第22、意見書案第17号 英語民間試験延期にとどまらず入試改革 の抜本的な見直しを求める意見書(案)を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、舞良喜久議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番(舞良喜久君) 意見書案第17号。お手元の文書がありますので朗読をもって説明をさせていただきます。

英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書(案)。

経済的・地域的格差を広げ、入試の公平さを損なうと批判を浴びていた大学入試共通テストでの英語民間試験の利用を、政府は2024年度まで延期すると表明しました。

多くの高校生、受験生や市民が粘り強く声を上げた結果です。政府は今後、「安心して受験に望める制度」となるよう1年かけて検討すると言います。

文科省の「自分の身の丈に合わせて」という発言にみられるように、問題の本質は「経済的な状況や居住地域にかかわらず、ひとしく安心して受験を受けられる配慮が十分でない」との受験機会の格差です。多くの受験生の怒りもこの点にあります。

大学入試で民間試験を利用する制度は、1回の受験で約6千~2万5千円という新たな受験料負担を最大2回まで受験生に課すものです。それ以外にも民間試験を何度も受けたものほど好成績を得られ、入試で有利となります。入試の公平性を損なう重大な欠陥を持つことも浮き彫りになりました。

制度の欠陥は手直しで解決するものではなく、民間試験の利用をきっぱり断念するしかありません。

英検やGTECなど民間事業者が行う7つの試験は、それぞれ試験の目的も難易度も異なり、採点の基準や採点者の資格さえもばらばらで事業者任せです。これに文科省は何も対応できないことが明らかになりました。

大学入試は、高校生にとって自らの進路を大きく左右する制度であり、すべての人に公

平・公正が保証されなければなりません。機会の均等や試験の公平性が損なわれ、文科省の検討過程さえも闇の中という英語民間試験利用の制度に正当性はありません。

萩生田文科相は、英語民間試験利用は延期するが、国語・数学の記述式導入は予定通り、 2021年度入試から実施すると述べました。しかし、国語・数学の記述式導入も、採点を民間 事業者に丸投げする点では英語民間試験と共通する欠陥を持っています。

今回の入試改革は抜本的な見直しを行うことが不可欠です。教育現場や専門家も参加した 開かれた場での議論を行い、根本から再検討すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

どうか御審議、御決定よろしくお願いいたします。

〇議長(小坂利政君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小坂利政君) 日程第23、意見書案第18号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書(案)を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番(野田省一君) 意見書案第18号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を 求める意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

事前に印刷、配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって提案の説明とさせていただきます。

防衛省は4月、米軍普天間飛行場(沖縄県)の米海兵隊輸送機MV22オスプレイの訓練移転を、2020年1月から3月の期間に道内で行う日米共同訓練「ノーザンバイパー」で計画していることを明らかにした。

国境に接する北海道において、米海兵隊と自衛隊の約3,000人が参加し、オスプレイが広域的に飛行する大がかりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土問題の解決という私たちの悲願を大きく後退させるものである。

よって、国においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

御審議、御決定いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長(小坂利政君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎所管事務調査報告の件

○議長(小坂利政君) 日程第24、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事 務調査報告書、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から中間報告書が提出をされておりま す。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

- ○総務厚生常任委員長(野田省一君) 追加する報告はありません。
- ○議長(小坂利政君) 次に、経済文教常任委員長、報告はありませんか。
- **〇経済文教常任委員長(北村 修君)** 1点だけ述べさせていただきたいと思います。

2つの調査項目の中で、2つ目の各工事等の進捗状況に関する調査について、中間報告という形をさせていただきました。

本来であれば、これは終わるところなんですけれども、各委員のほうから今年度予定されていた事業の1つ町民プールの事業が進捗していないという内容がございまして、この点で、 発注の段階等々含めて再度しっかりした聞き取りをしていきたいという立場から中間報告とさせていただきました。どうぞそのあとよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(小坂利政君) あらかじめ時間延長の発言をさせていただきますが、本日の会議は審査の都合によってあらかじめ延長をいたします。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告はありませんか。

**○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長(北村 修君)** 追加することはありません。よろしくお願いします。

これから、各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 質疑なしと認めます。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各委員会の所管事務調査報告の件については報告済みといたします。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長(小坂利政君) 日程第25、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## ◎議員の派遣に関する件

○議長(小坂利政君) 日程第26、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、胆振東部市町議会懇談会が本町で開催を予定いたしております。お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。 なお、日程の変更など細部の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小坂利政君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎閉議及び閉会の宣告

**〇議長(小坂利政君)** これで、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時01分